

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事

図面リスト											
内 部						外 部					
図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺	図 番	図 面 名 称	縮 尺
00	表紙・図面リスト	N.S									
T- 01	建築改修工事特記仕様書 1/9	N.S	N- 27	南棟中 階段室展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	N- 62	普通教室(B-type)②(C-type) 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100	G- 01	外部仕上表	N.S
02	建築改修工事特記仕様書 2/9	N.S	28	既存間仕切壁区画対象室 平面詳細図・展開図・断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100	63	普通教室(D-type) 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100	02	1階 平面図・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400
03	建築改修工事特記仕様書 3/9	N.S	29	1階廊下(北棟) 展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	64	図書室廻り 平面詳細図・展開図・天井伏図 (改修前後)	A1 1/50 A3 1/100	03	2階 平面図・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400
04	建築改修工事特記仕様書 4/9	N.S	30	1階廊下(北棟) 展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	65	1階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400	04	3階 平面図・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400
05	建築改修工事特記仕様書 5/9	N.S	31	1階廊下(南棟) 展開図(1)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	66	2階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400	05	4階・屋根階 平面図・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400
06	建築改修工事特記仕様書 6/9	N.S	32	1階廊下(南棟) 展開図(1)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	67	3・4階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400	06	北棟 南・北立面図	A1 1/100 A3 1/200
07	建築改修工事特記仕様書 7/9	N.S	33	1階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	68	内部建具表(1)	A1 1/50 A3 1/100	07	北棟・渡り廊下 東・西立面図	A1 1/100 A3 1/200
08	建築改修工事特記仕様書 8/9	N.S	34	1階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	69	内部建具表(2)	A1 1/50 A3 1/100	08	南棟 南立面図	A1 1/100 A3 1/200
09	建築改修工事特記仕様書 9/9	N.S	35	2階廊下(北棟) 展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	70	部分詳細図(1)	A1 1/20.40 A3 1/40.80	09	南棟 北立面図	A1 1/100 A3 1/200
N- 01	案内図、配置図、工事概要	A1 1/400 A3 1/800	36	2階廊下(北棟) 展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	71	部分詳細図(2)(北棟西手洗い流し 改修前後)	A1 1/25.50 A3 1/50.100	10	南棟 東・西立面図	A1 1/100 A3 1/200
02	内部仕上表(1)	N.S	37	2階廊下(南棟) 展開図(1)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	72	部分詳細図(3)(南棟東手洗い流し 改修前後)	A1 1/25.50 A3 1/50.100	11	北棟東 断面詳細図(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
03	内部仕上表(2)	N.S	38	2階廊下(南棟) 展開図(1)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	73	部分詳細図(4)(北棟東・南棟西手洗い流し、 北棟室外機廻り 改修前後)	A1 1/5.10.25.50 A3 1/10.20.50.100	12	北棟西 断面詳細図(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
04	1階 平面図(改修前)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	39	2階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	74	部分詳細図(5)	A1 1/5.10.30 A3 1/10.20.60	13	南棟東 断面詳細図(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
05	1階 平面図(改修後)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	40	2階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100				14	南棟中 断面詳細図(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
06	2階 平面図(改修前)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	41	3階廊下(北棟) 展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100				15	南棟西 断面詳細図(1)(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
07	2階 平面図(改修後)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	42	3階廊下(北棟) 展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100				16	南棟西 断面詳細図(2)(改修前後)	A1 1/20.30 A3 1/40.60
08	3・4階 平面図(改修前)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	43	3階廊下(南棟) 展開図(1)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100				17	渡り廊下・屋外鉄骨階段 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100
09	3・4階 平面図(改修後)・建具キープラン	A1 1/200 A3 1/400	44	3階廊下(南棟) 展開図(1)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100				18	1階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400
10	北棟東 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	45	3階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修前)	A1 1/50 A3 1/100				19	2階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400
11	北棟西 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	46	3階廊下(南棟・渡り廊下) 展開図(2)(改修後)	A1 1/50 A3 1/100				20	3・4階 天井伏図(改修前後)	A1 1/200 A3 1/400
12	南棟東 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	47	4階廊下(北棟) 展開図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100				21	外部建具表(1)	A1 1/50 A3 1/100
13	南棟中 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	48	保健室 平面詳細図・展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100				22	外部建具表(2)	A1 1/50 A3 1/100
14	南棟西 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	49	保健室 平面詳細図・展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100				23	外部建具表(3)	A1 1/50 A3 1/100
15	渡り廊下 断面詳細図(改修前後)	A1 1/30 A3 1/60	50	保健室 部分詳細図	A1 1/5.25 A3 1/10.50				24	外部建具表(4)	A1 1/50 A3 1/100
16	北棟西 階段室詳細図(改修前)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	51	昇降口(東) 平面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100				25	外部建具表(5)	A1 1/50 A3 1/100
17	北棟西 階段室詳細図(改修後)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	52	昇降口(東) 展開図・断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100				26	外部建具表(6)	A1 1/50 A3 1/100
18	北棟西 階段室展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	53	昇降口(東) 部分詳細図	A1 1/20.25.30.50 A3 1/40.50.60.100				27	外部建具表(7)	A1 1/50 A3 1/100
19	北棟西 階段室展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	54	昇降口(西) 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100				28	外部建具表(8)	A1 1/50 A3 1/100
20	南棟東 階段室詳細図(改修前)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	55	昇降口(西) 展開図・断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100				29	外部建具表(9)	A1 1/50 A3 1/100
21	南棟東 階段室詳細図(改修後)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	56	職員玄関 平面詳細図・部分詳細図(改修前後)	A1 1/20.30.50 A3 1/40.60.100				30	設備廻り詳細図	A1 1/30.50 A3 1/60.100
22	南棟東 階段室展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	57	職員玄関 展開図・断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100						
23	南棟東 階段室展開図(改修後)	A1 1/50 A3 1/100	58	渡り廊下 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100				K- 01	仮設計画図(夏休み中)(参考図)	A1 1/200.400 A3 1/400.800
24	南棟中 階段室詳細図(改修前)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	59	渡り廊下 展開図・断面詳細図(改修前後)	A1 1/30.50 A3 1/60.100				K- 02	仮設計画図(夏休み後)(参考図)	A1 1/200.400 A3 1/400.800
25	南棟中 階段室詳細図(改修後)	A1 1/10.50 A3 1/20.100	60	特別支援教室①② 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100				B- 01~37	内壁クラック調査図(参考図)	A1 1/50 A3 1/100
26	南棟中 階段室展開図(改修前)	A1 1/50 A3 1/100	61	普通教室(A-type)(B-type)① 平面詳細図(改修前後)	A1 1/50 A3 1/100				38~42	外壁クラック調査図(参考図)	A1 1/100 A3 1/200

計 158枚 (表紙共)

建築改修工事特記仕様書

2025年10月1日改定

章	項目	特記事項	備考	章	項目	特記事項	備考			
1	1節 共通事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 安城市契約規則及び安城市工事等施工に関する事務取扱要領 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) 4) " " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 5) " " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) 6) " " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (最新版) 7) " " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (最新版) 8) " " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版) 9) " " 建築物解体工事共通仕様書 (最新版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 本工事特記仕様書は公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。		*工事写真 *竣工写真	*工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先立ち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠へい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は130万画素を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 *竣工時 外部(カラー 箇所) 内部(カラー 箇所)					
	1.1.1 一般事項									
	1.1.3 官公署その他への届出手続等						*工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。			
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録						*契約金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報サービス(CORINS)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。			
	1.1.7 関連工事等の調整									
	1.3 工事現場管理									
	1.3.1 施工管理									
	1.3.3 電気保安技術者									
	1.3.5 施工条件									
	1.3.11 施工中の環境保全等									
1.3.12 発生材の処理等										
1.3.13 電気保安技術者										
1.3.15 施工条件										
1.3.16 発生材の処理等										
1.3.17 特別管理産業廃棄物										
1.3.18 建設副産物										
1.3.19 特別管理産業廃棄物										
1.3.20 建設副産物										
1.3.21 特別管理産業廃棄物										
1.3.22 建設副産物										
1.3.23 特別管理産業廃棄物										
1.3.24 建設副産物										
1.3.25 特別管理産業廃棄物										
1.3.26 建設副産物										
1.3.27 特別管理産業廃棄物										
1.3.28 建設副産物										
1.3.29 特別管理産業廃棄物										
1.3.30 建設副産物										
1.3.31 特別管理産業廃棄物										
1.3.32 建設副産物										
1.3.33 特別管理産業廃棄物										
1.3.34 建設副産物										
1.3.35 特別管理産業廃棄物										
1.3.36 建設副産物										
1.3.37 特別管理産業廃棄物										
1.3.38 建設副産物										
1.3.39 特別管理産業廃棄物										
1.3.40 建設副産物										
1.3.41 特別管理産業廃棄物										
1.3.42 建設副産物										
1.3.43 特別管理産業廃棄物										
1.3.44 建設副産物										
1.3.45 特別管理産業廃棄物										
1.3.46 建設副産物										
1.3.47 特別管理産業廃棄物										
1.3.48 建設副産物										
1.3.49 特別管理産業廃棄物										
1.3.50 建設副産物										
1.3.51 特別管理産業廃棄物										
1.3.52 建設副産物										
1.3.53 特別管理産業廃棄物										
1.3.54 建設副産物										
1.3.55 特別管理産業廃棄物										
1.3.56 建設副産物										
1.3.57 特別管理産業廃棄物										
1.3.58 建設副産物										
1.3.59 特別管理産業廃棄物										
1.3.60 建設副産物										
1.3.61 特別管理産業廃棄物										
1.3.62 建設副産物										
1.3.63 特別管理産業廃棄物										
1.3.64 建設副産物										
1.3.65 特別管理産業廃棄物										
1.3.66 建設副産物										
1.3.67 特別管理産業廃棄物										
1.3.68 建設副産物										
1.3.69 特別管理産業廃棄物										
1.3.70 建設副産物										
1.3.71 特別管理産業廃棄物										
1.3.72 建設副産物										
1.3.73 特別管理産業廃棄物										
1.3.74 建設副産物										
1.3.75 特別管理産業廃棄物										
1.3.76 建設副産物										
1.3.77 特別管理産業廃棄物										
1.3.78 建設副産物										
1.3.79 特別管理産業廃棄物										
1.3.80 建設副産物										
1.3.81 特別管理産業廃棄物										
1.3.82 建設副産物										
1.3.83 特別管理産業廃棄物										
1.3.84 建設副産物										
1.3.85 特別管理産業廃棄物										
1.3.86 建設副産物										
1.3.87 特別管理産業廃棄物										
1.3.88 建設副産物										
1.3.89 特別管理産業廃棄物										
1.3.90 建設副産物										
1.3.91 特別管理産業廃棄物										
1.3.92 建設副産物										
1.3.93 特別管理産業廃棄物										
1.3.94 建設副産物										
1.3.95 特別管理産業廃棄物										
1.3.96 建設副産物										
1.3.97 特別管理産業廃棄物										
1.3.98 建設副産物										
1.3.99 特別管理産業廃棄物										
1.3.100 建設副産物										
1.3.101 特別管理産業廃棄物										
1.3.102 建設副産物										
1.3.103 特別管理産業廃棄物										
1.3.104 建設副産物										
1.3.105 特別管理産業廃棄物										
1.3.106 建設副産物										
1.3.107 特別管理産業廃棄物										
1.3.108 建設副産物										
1.3.109 特別管理産業廃棄物										
1.3.110 建設副産物										
1.3.111 特別管理産業廃棄物										
1.3.112 建設副産物										
1.3.113 特別管理産業廃棄物										
1.3.114 建設副産物										
1.3.115 特別管理産業廃棄物										
1.3.116 建設副産物										
1.3.117 特別管理産業廃棄物										
1.3.118 建設副産物										
1.3.119 特別管理産業廃棄物										
1.3.120 建設副産物										
1.3.121 特別管理産業廃棄物										
1.3.122 建設副産物										
1.3.123 特別管理産業廃棄物										
1.3.124 建設副産物										
1.3.125 特別管理産業廃棄物										
1.3.126 建設副産物										
1.3.127 特別管理産業廃棄物										
1.3.128 建設副産物										
1.3.129 特別管理産業廃棄物										
1.3.130 建設副産物										
1.3.131 特別管理産業廃棄物										
1.3.132 建設副産物										
1.3.133 特別管理産業廃棄物										
1.3.134 建設副産物										
1.3.135 特別管理産業廃棄物										
1.3.136 建設副産物										
1.3.137 特別管理産業廃棄物										
1.3.138 建設副産物										
1.3.139 特別管理産業廃棄物										
1.3.140 建設副産物										
1.3.141 特別管理産業廃棄物										
1.3.142 建設副産物										
1.3.143 特別管理産業廃棄物										
1.3.144 建設副産物										
1.3.145 特別管理産業廃棄物										
1.3.146 建設副産物										
1.3.147 特別管理産業廃棄物										
1.3.148 建設副産物										
1.3.149 特別管理産業廃棄物										
1.3.150 建設副産物										
1.3.151 特別管理産業廃棄物										
1.3.152 建設副産物										
1.3.153 特別管理産業廃棄物										
1.3.154 建設副産物										
1.3.155 特別管理産業廃棄物										
1.3.156 建設副産物										
1.3.157 特別管理産業廃棄物										
1.3.158 建設副産物										
1.3.159 特別管理産業廃棄物										
1.3.160 建設副産物										
1.3.161 特別管理産業廃棄物										
1.3.162 建設副産物										
1.3.163 特別管理産業廃棄物										
1.3.164 建設副産物										
1.3.165 特別管理産業廃棄物										
1.3.166 建設副産物										
1.3.167 特別管理産業廃棄物										
1.3.168 建設副産物										
1.3.169 特別管理産業廃棄物										
1.3.170 建設副産物										
1.3.171 特別管理産業廃棄物										
1.3.172 建設副産物										
1.3.173 特別管理産業廃棄物										
1.3.174 建設副産物										
1.3.175 特別管理産業廃棄物										
1.3.176 建設副産物										
1.3.177 特別管理産業廃棄物										
1.3.178 建設副産物										
1.3.179 特別管理産業廃棄物										
1.3.180 建設副産物										
1.3.181 特別管理産業廃棄物										
1.3.182 建設副産物										
1.3.183 特別管理産業廃棄物										
1.3.184 建設副産物										
1.3.185 特別管理産業廃棄物										
1.3.186 建設副産物										
1.3.187 特別管理産業廃棄物										
1.3.188 建設副産物										
1.3.189 特別管理産業廃棄物										
1.3.190 建設副産物										
1.3.191 特別管理産業廃棄物										
1.3.192 建設副産物										
1.3.193 特別管理産業廃棄物										
1.3.194 建設副産物										
1.3.195 特別管理産業廃棄物										
1.3.196 建設副産物										
1.3.197 特別管理産業廃棄物										
1.3.198 建設副産物										
1.3.199 特別管理産業廃棄物										
1.3.200 建設副産物										
1.3.201 特別管理産業廃棄物										
1.3.202 建設副産物										
1.3.203 特別管理産業廃棄物										
1.3.204 建設副産物										
1.3.205 特別管理産業廃棄物										
1.3.206 建設副産物										
1.3.207 特別管理産業廃棄物										
1.3.208 建設副産物										
1.3.209 特別管理産業廃棄物										
1.3.210 建設副産物										
1.3.211 特別管理産業廃棄物										
1.3.212 建設副産物										
1.3.213 特別管理産業廃棄物										
1.3.214 建設副産物										
1.3.215 特別管理産業廃棄物										
1.3.216 建設副産物										
1.3.217 特別管理産業廃棄物										
1.3.218 建設副産物										
1.3.219 特別管理産業廃棄物										
1.3.220 建設副産物										
1.3.221 特別管理産業廃棄物										
1.3.222 建設副産物										
1.3.223 特別管理産業廃棄物										
1.3.224 建設副産物										
1.3.225 特別管理産業廃棄物										
1.3.226 建設副産物										
1.3.227 特別管理産業廃棄物										
1.3.228 建設副産物										
1.3.229 特別管理産業廃棄物										
1.3.230 建設副産物										
1.3.231 特別管理産業廃棄物										
1.3.232 建設副産物										
1.3.233 特別管理産業廃棄物										
1.3.234 建設副産物										
1.3.235 特別管理産業廃棄物										
1.3.236 建設副産物										
1.3.237 特別管理産業廃棄物										
1.3.238 建設副産物										
1.3.239 特別管理産業廃棄物										
1.3.240 建設副産物										
1.3.241 特別管理産業廃棄物										
1.3.242 建設副産物										
1.3.243 特別管理産業廃棄物										
1.3.244 建設副産物										
1.3.245 特別管理産業廃棄物										
1.3.246 建設副産物										
1.3.247 特別管理産業廃棄物										
1.3.248 建設副産物										
1.3.249 特別管理産業廃棄物										
1.3.250 建設副産物										
1.3.251 特別管理産業廃棄物										

章	項目	特記事項	備考																																																										
1章	*再生資源の利用の指定	2. 本工事に於いて愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 *県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 *使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとす。 *受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 *受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.aichi-wood.com)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="width: 100px; height: 20px;">この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-0000</td></tr></table> 3. 本工事に於いて使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 *使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいぐる材率先利用方針」を遵守し、あいぐる材として認定されている資材の利用に努める。 1)愛知県あいぐる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2)指定材一覧 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない</td></tr></tbody></table> あいぐる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3)指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※()	この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-0000	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない				・指定しない																																														
		この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. O-0000																																																											
		施工場所	品目	規格	再生原料等の指定																																																								
					・指定しない																																																								
					・指定しない																																																								
		5節 石綿含有建材の調査	1.5.1 事前調査	*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *調査範囲 ※図示による () *既存の設計図書、調査報告書の貸与 ・有() ・無 *石綿含有分析調査 ※行わない ・行う(調査範囲: 分析方法:)																																																									
		6節 施工調査	1.6.2 施工数量調査	*調査範囲 ※図示による () *調査方法 ※図示による () *補修方法 ()																																																									
		7節 施工	1.6.3 調査破壊部分の補修																																																										
		7節 施工	1.7.2 技能士	* ※適用する ・適用しない <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><thead><tr><th>適用職種</th><th>標準仕様書</th><th>工事種別</th><th>標準仕様書</th><th>工事の細分</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td>加工及び組立て</td><td></td><td>1級鉄筋技能士</td><td></td><td>適用工事は下記による</td></tr><tr><td>※</td><td>コンクリート工事</td><td>型枠</td><td></td><td>1級型枠施工技能士</td><td></td><td>※延べ5,000㎡</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>床コンクリートにて仕上げ</td><td></td><td>1級左官技能士</td><td></td><td>以上の工事</td></tr><tr><td>※</td><td>防水工事</td><td>アスファルト防水</td><td></td><td>1級防水施工技能士</td><td></td><td>・その他特に必要と認められる工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シート防水</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>塗膜防水</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シーリング</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> *その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種類() *見本施工 ※行わない ・行う() *下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 *測定時期 () *対象物質 ※ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン *測定方法 ※パッシブ型採取法 () *測定する室/測定箇所数 (普通教室/南棟1-3階各1箇所、北棟1階1箇所 計4箇所)	適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考	※	鉄筋工事	加工及び組立て		1級鉄筋技能士		適用工事は下記による	※	コンクリート工事	型枠		1級型枠施工技能士		※延べ5,000㎡	※		床コンクリートにて仕上げ		1級左官技能士		以上の工事	※	防水工事	アスファルト防水		1級防水施工技能士		・その他特に必要と認められる工事	※		シート防水					※		塗膜防水					※		シーリング					
		適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備考																																																					
※	鉄筋工事	加工及び組立て		1級鉄筋技能士		適用工事は下記による																																																							
※	コンクリート工事	型枠		1級型枠施工技能士		※延べ5,000㎡																																																							
※		床コンクリートにて仕上げ		1級左官技能士		以上の工事																																																							
※	防水工事	アスファルト防水		1級防水施工技能士		・その他特に必要と認められる工事																																																							
※		シート防水																																																											
※		塗膜防水																																																											
※		シーリング																																																											
1.7.5 施工の検査等	1.7.9 化学物質の濃度測定																																																												
8節 工事検査及び技術検査	1.8.2 技術検査	*中間技術検査 ()																																																											
9節 完成図等	1.9.1 完成時の提出図書	*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1)完成原図(施工図を除く) 1部(1.9.2により作成する場合のみ) 2)完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 ③契約図のA3版2つ折り製本(合本作成)3部 4)契約図の2つ折り製本 1部 5)保全に関する資料 1部 6)施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7)その他必要書類 1部 8)契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 *完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ [] 提出する(※愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく) [] 監督職員との協議による() [] 提出しない [] 竣工図A3版2つ折り製本 3部 (AutoCAD及びPDF) CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 *原図の作成 ・作成する ・作成しない サイズ ※設計原図と同じ () *原図作成方法 [] CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ポリエステル紙と紙同等品・トレーシングペーパー *複写図作成方法 ・1.8.1完成時の提出図書3)に代える ()																																																											
1.9.2 完成図等																																																													
その他	*光熱水費 *現場代理人等	*建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。 *契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 *受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や監理技術者について同施行令第28条及び第29条の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 *監理技術者の兼任要件等については、「建設業第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について」のとおりとする。(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosenin.htmlを参照) *改修工事の保険の種類は、建設工事保険、火災保険又は組み立て保険とする。 期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。																																																											

章	項目	特記事項	備考
1章	*法定外の労災保険 *事故報告 *工事中の安全管理 *工事の下請負	*本工事に於いて、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 *工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。 *南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。 *受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1)受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2)下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3)下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。	
		*施工体制台帳	*建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)
		*施工体系図	*下請契約を締結する場合には、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。 *本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。
		*騒音・振動対策	*契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 *「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名: *排出ガス対策型建設機械 ※有り ・なし (対象機種:バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発電発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値:排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値)) *工事現場が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県:https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。 *特定特殊自動車の燃料 *受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。 *薬液注入工法 *薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。 *石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 *既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。
		*排出ガス対策型建設機械	
		*貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	
		*特定特殊自動車の燃料	
		*薬液注入工法	
		*石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	
		*CCUSの活用	*建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督職員に提出すること。
2章	2.1.3 騒音・粉じん等の対策	*騒音・粉じん等の対策 ・防音パネル ・防音シート ※図示による *防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※図示による ()	
2章	2.2 足場等	2.2.1 足場等 *足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。	
仮設工事			
		株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
		一級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	縮尺 T-2
		検 製 設 図 図 計	

章	項目	特記事項	備考
4	4.3.6 樹脂注入工法	*ひび割れ部の注入状況の確認方法 ※ コア抜き取り ()	
	4.4.6	コアの抜き取り回数 ※ 1個/長さ500mごと及びその端数 ()	
	4.3.5 材料	*モルタル塗替え工法用材料 モルタル ・現場調査材料 ・既調合材料 () ・ ()	
	(4.4.5 材料)	既製目地材 ・使用する(形状) ・使用しない	
	4.3.10	*アンカーピン注入工法用材料 ホリマーセメントスラリー ※ 図示による () アンカーピン材質等 ※ ステンレス鋼SUS304 呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの ()	
	4.3.11	*注入口付アンカーピン注入工法材料 注入口付アンカーピン材質 ※ SUS304 呼び径外径6mm ()	
	4.4.9	*下地処理 仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置 ※ 図示による ()	
	4.3.12	*アンカーピン固定用樹脂注入量(挿入孔1か所当たり) ※ 25ml ()ml	
	4.4.10	*浮き部分に対するアンカーピン本数及び注入口の数 ※ 表4.3.5及び図4.3.2による ()	
	4.3.13	*注入量(注入口1か所当たり) ※ 25ml ()ml	
	4.3.14	*アンカーピン全面ホリマーセメントスラリー注入工法	
	4.4.11	*浮き部分に対するアンカーピン本数及び注入口の数 ※ 表4.3.5及び図4.3.2による ()	
	4.4.12	*注入量(注入口1か所当たり) ※ 50ml ()ml	
	4.3.15	*浮き部分に対するアンカーピン本数 ※ 表4.3.6及び図4.3.4による ()	
	4.4.13	*注入量(注入口1か所当たり) ※ 25ml ()ml	
4.3.16	*浮き部分に対するアンカーピン本数及び注入口の数 ※ 表4.3.6及び図4.3.4による ()		
4.4.14	*注入量(注入口1か所当たり) ※ 50ml ()ml		
4節	タイル張り仕上げ外壁の改修		
4.4.5	*材料 (部分)張替え工法用材料 接着剤の種類 ・ホリマーセメントモルタル ・外装タイル接着剤 タイルの形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性、標準色・特別色の別等 ※ 図示による () タイル役物 ・使用する ・使用しない 試験張り ※ 行わない ・行う 見本焼き ※ 行わない ・行う 既調合モルタル ※ 図示による () *外壁タイル接着剤張りのシーリング材 シーリング材の種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ ポリウレタン系 () 伸縮調整目地及びその他目地 ※ 変成シリコン系 ()		
4.4.7	*既存の下地モルタル等を撤去せず、1か所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合の ()		
4.4.8	*伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※ 表4.4.2による () ※ 図示による () *見本焼き ・有 ※無 試験張り ・有 ※無 *セメントモルタルによるタイル張りの工法 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・図示による () 下地モルタル塗りの接着剤試験 () ※ 図示による () セメントモルタルによるタイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・改良積上げ張り ・改良圧着張り [表4.4.5] ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り		
4.4.15	*有機系接着剤によるタイル張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・図示による () 下地モルタル塗りの接着剤試験 () ※ 図示による () タイルの種類等 ・外装タイル ・ユニットタイル [表4.4.6]		
4.4.16	*注入口付アンカーピンの本数 ()本/㎡ ※ 図示による () *注入量(注入口1か所当たり) ※ 25ml ()ml		
4.4.17	*伸縮調整目地 位置及び寸法 ※ 図示による ()		
5節	仕上塗材仕上げ外壁等の改修		
4.5.2	*塗り仕上げ用材料(仕上塗材) 種類、仕上げ形状、工法 () ※ 図示による () [表4.5.1] *外装厚塗材Si、Eにおける上塗材 ・塗る ・塗らない *外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合 () ※ 図示による () *複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性 ※ 耐候形3種 () ※ 図示による () [表4.5.2] *複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類 ※ 水系アクリルのつやあり () *工法 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ※ 水洗い工法(高圧水洗機(10~15MPa)) *下地調整 下地調整塗材に代えてホリマーセメントモルタルを使用 ・使用する ・使用しない *処理範囲 ※ 既存仕上全体 () ※ 図示による () *下地のひび割れ部等の補修 () ※ 図示による () *水洗い工法の処理範囲 ※ 他の工法で処理する範囲以外の既存仕上全体 ・図示による ()		
4.6.2	マステック塗材塗り		
4.7.4	マステック塗材塗り		
6節	マステック塗材塗り仕上げ外壁等の改修		
4.6.2	マステック塗材塗り		
7節	外壁用塗膜放水材による改修		
4.7.2	*塗り仕上げ用材料(外壁用塗膜防水材) 仕上げの形状及び工法 () ※ 図示による () [表4.7.1] *模様材の種類 ※ 図示による () *仕上げを砂壁状、じゅらく状等とする場合の模様材の種類 ※ 図示による () *仕上塗料の種類 ※ 図示による () *仕上塗料の耐候性 ※ 図示による ()		
4.7.3	施工一般		
1節	一般事項		
5.1.3	*改修工法 ・かぶせ工法 ○撤去工法 *新規建具を設ける壁部分の開口の開け方及び新規建具周囲の補修工法及びその範囲 ※ 図示による () *補修範囲 ※ 図示による ()		
5.1.4	*防火戸の適用 ※ 図示による ()		
5.1.5	*防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの *建具見本の製作 ・有 ※無 *特殊な建具の仮組 ・実施する ○実施しない *ブラインドボックス等の再使用 ・有 ○無 再使用するもの () ※ 図示による ()		
5.1.6	*防犯建物部品の使用 ○使用しない ・使用する(使用箇所) ()		
5.1.7	*防犯建物部品の使用 ○使用しない ・使用する(使用箇所) ()		
2節	アルミニウム製建具		
5.2.2	*耐風圧性、気密性、水密性、枠の見込み寸法 ・A種 ○B種 ・C種 [見込み寸法 mm] ・図示による () [表5.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ()		

章	項目	特記事項	備考
5	5.2.3	*断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による () *網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による () 線径、網目 ・線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) () ・図示による ()	
	5.2.4	*表面処理の種類 () ○図示による () 色 ※ 標準色 ・特注色 C種における常温乾燥形の塗装 () [表5.2.2] *水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による ()	
	5.2.5	工法	
	5.3	樹脂製建具	
	5.3.2	*性能及び構造 *耐風圧性、機密性、水密性 ・A種 ・B種 ・C種 ・図示による () [表5.3.1] 枠の見込み寸法 ・図示による () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級・図示による () *外壁に面する建具の日射熱取得性の等級・図示による () [表5.3.2]	
	5.3.3	*材料 *網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による () 線径、網目 ・線径0.25mm以上、網目16~18メッシュ(合成樹脂) ()	
	5.3.4	*ガラス ※ 複層ガラス () ・図示による ()	
	5.3.5	*表面色 ※ 標準色 ・特注色	
	5.3.6	*水きり板 ・図示による () ぜん板 ・図示による ()	
	5.4	鋼製建具	
	5.4.2	*簡易気密型ドアセットの気密性、水密性の等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ()	
	5.4.6	*耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による () [表5.2.1] *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による () *点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ()	
	5.4.3	*材料	
	5.4.4	*鋼板類の厚さ ※ 表5.4.2による ()	
	5.4.6	*くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ()	
5.4.6	*標準型鋼製建具		
5.4.6	*形状及び寸法 ・図示による () [表5.4.5]		
5.5	鋼製軽量建具		
5.5.2	*簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ・図示による ()		
5.5.6	*標準型鋼製軽量建具 *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による () *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による () *鋼板類の種類 ※ 図示による ()		
5.5.3	*材料		
5.5.6	*標準型鋼製軽量建具 *ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・図示による () *召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 *鋼板類の厚さ ※ 表5.5.1による () *くつずりの仕上げ ・HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ()		
5.5.6	*標準型鋼製軽量建具		
5.5.6	*形状及び寸法 ・図示による () [表5.4.5]		
5.6	ステンレス製建具		
5.6.3	*材料		
5.6.4	*形状及び仕上げ ※ HL () ・図示による ()		
5.6.5	*工法 *曲げ加工 ※ 普通曲げ ・角出し曲げ ・図示による ()		
7節	木製建具		
5.7.2	*種別 ※ A種 ・B種 *フラッシュ戸の材料 表面材の種類 ・普通合板の規格 ・天然木化粧合板の規格 ・特殊加工化粧合板の規格 表面材の品質等MDFの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分及び難燃性による区分 ・MDF ・図示による ()		
5.7.3	*かまち戸及び鏡板の材種 () ・図示による () *ふすまの種類及びふすま紙の上張りの種類 () ・図示による () *枠及びくつずりの材料 () ・図示による () *表面板の厚さ ※ 表5.7.6による () ・図示による () *見込み寸法 ※ 表5.7.7による () ・図示による () *引き戸 召合せかまち ・いんろう付き () *縁の仕上げ () ・図示による ()		
5.7.4	*工法		
8節	建具用金物		
5.8.2	*金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 表5.8.1による(表の特記の適用は図示による) () *金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表5.8.2による () ・図示による () *樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表5.8.3による () ・図示による () *木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表5.8.4による () ・図示による () *戸車及びレール ※ 表5.8.5による () ・図示による ()		
5.8.3	*取付け施工		
5.8.4	*鍵 *握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・図示による () *マスターキー ○製作する ・製作しない *鍵 ※ 3本1組とし、室名札を付ける () 鍵箱 ○要 ・不要		
9節	自動ドア開閉装置		
5.9.2	*性能・機構 *戸の開閉方式 () ・図示による () *自動ドアの開閉装置の性能 駆動装置の性能値 ※ 表5.9.1による(引き戸用) () ・図示による () 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※ 表5.9.2による () ・図示による () 検出装置の性能 ※ 表5.9.3による(引き戸用) () ・図示による () 引き戸用駆動装置及び引き戸用検出装置の防錆の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による () *引き戸用検出装置の種類 ※ 表5.9.4による () ・図示による () タッチスイッチの開閉スイッチ 車椅子使用者用便房スイッチの開閉スイッチ *凍結防止措置 ・無線式タッチスイッチ ・光線式タッチスイッチ ・大形(開・閉)押しボタンスイッチ ・非接触スイッチ ・要 ・不要		
10節	自閉式上吊り引戸装置		
5.10.3	*性能等		
11節	重量シャッター		
5.11.2	*形式及び機構 *シャッター種類 ・管理用シャッター ・外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター ・防煙シャッター ・図示による ()		
株	株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	図面番号
一	級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	建築改修工事特記仕様書 4/9	縮尺 T-4
検	図	製	設
計			

章	項目	特記事項	備考
5	12節 軽量シャッター	*耐風圧強度(外壁開口部に設ける重量シャッター) () 図示による	[表5.11.1]
		*開閉機能による種類 ※電動式(手動併用) ・手動式 図示による	
		*安全装置 電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 図示による ()	
		電動シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 図示による ()	
		屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの危害防止機構 (a)かつ(c) (b)かつ(c) 図示による	
		設置箇所 図示による ()	
		*シャッターケース[管理用シャッター] ・設置する ・設置しない 図示による	
		*スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 () 図示による	
		鋼板のめっき付着量 ※Z12またはF12を満足するもの ()	
		*開閉形式 ※手動式 ・電動式(手動併用) [表5.12.1]	
*耐風圧強度 図示による ()			
*電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所(電動式の場合) 図示による ()			
*スラットの材質の種類 JIS G 3312 ・ JIS G 3322 図示による ()			
スラットのめっき付着量 ※ JIS G3312の場合はZ06又はF06を、JIS G3322の場合はAZ90を満足 図示による			
*スラットの形状 ・インターロッキング形 ・オーバークラッキング形 図示による ()			
*セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・ アルミウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ 図示による			
*JIS A 4715による風圧力による強さの区分 () 図示による			
*開閉方式 ※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 図示による			
*収納形式 ・スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 図示による			
*電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所(電動式の場合) 図示による ()			
*ガイドレールの材料 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 図示による ()			
*フロート板ガラス 品種及び厚さによる種類 図示による ()			
型板ガラス 厚さによる種類 図示による ()			
網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さの呼びによる種類 図示による ()			
合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びにガラスの合計厚さ 図示による ()			
特性による種類 ・ I類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 図示による			
強化ガラス 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 図示による ()			
特性による種類 ・ I類 ・ III類 図示による ()			
熱線吸収板ガラス 材料板ガラスの種類、厚さによる種類 図示による ()			
性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 図示による ()			
複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ 図示による ()			
断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 図示による			
日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S 図示による			
乾燥気体の種類 ・ 空気 ・ アルゴン ・ クリプトン ・ ネオン 図示による			
熱線反射ガラス 材料板ガラスの種類 図示による ()			
厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm 図示による ()			
日射熱透過率区分 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 図示による ()			
耐久性区分 ・ A類 ・ B類 図示による ()			
倍強度ガラス 材料板ガラスの種類 図示による ()			
厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm 図示による			
*ガラス留め材 ※シーリング材 ・ ガasket() 図示による ()			
*板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ()			
*材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ()			
壁用金属棒及び補強材 ※ 図示による ()			
化粧目地モルタルの色 図示による ()			
シーリング材の種類 図示による ()			
金属製化粧材の材質、寸法及び形状 図示による ()			
*工法 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 図示による ()			
目地幅 平積み ()mm ※ 8mm以上15mm以下 図示による			
曲面積み ()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 図示による			
伸縮調整目地位置 ()mm以下ごと ※ 6mm以下ごと			
伸縮調整目地部の横骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 図示による			

章	項目	特記事項	備考
6	(4)ア	含水率 ※ 15%以下 図示による ()	
		化粧ばり造作用集成材 樹種、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※ 図示による	
		含水率 ※ 15%以下 図示による ()	
		*造作用単板積層材 「JAS 0701」に基づく造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による	
		(4)イ 「JAS 0701」以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※ 図示による	
		含水率 ※ 14%以下 図示による ()	
		*直交集成板 品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法 ※ 図示による	
		*合板等	
		下地用合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による	
		厚さ ※ 5.5mm 図示による	
接着の程度 ※ 1類 図示による			
板面の品質 ※ 2等以上(広葉樹) ※ C-D以上(針葉樹) 図示による			
構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※ 図示による			
厚さ ※ 12mm 図示による			
接着の程度 ※ 1類(湿潤箇所を除く) ※ 特類(湿潤箇所) 図示による			
等級 ※ 2級以上 () 板面の品質 ※ C-D以上 ()			
化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※ 図示による			
湿度状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※ 特類 図示による			
天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※ 図示による			
特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※ 図示による			
パーティクルボード 表裏面の状態による区分、難燃性による区分及び厚さ ※ 図示による			
曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※ 15mm、13MR1(M)タイプ ※ 15mm、13MR2(P)タイプ ()			
構造用パネル 品名、寸法 ※ 図示による			
ミディアムデンシティファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、接着剤による区分、難燃性による区分、厚さ ※ 図示による			
*造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし釘打ち ・ 釘頭現し			
*諸金物の形状、寸法、材質 ※ 6.5.3(2)アによる () 図示による			
6.5.5 防蟻・防蟻・防虫処理 *下地木材への防蟻・防蟻処理 適用部材、処理の種類 ※ 図示による ()			
工場における薬剤の加圧注入処理等の適用部材及び保存処理性能区分 ※ 図示による ()			
薬剤の塗布等による防蟻・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・ 行う (行わない)			
薬剤の種類、適用部材 ※ 図示による ()			
処理の方法 ※ 6.5.5(1)(b)②による () 図示による			
薬剤の接着剤への混入による防蟻・防蟻処理 図示による ・ 行う () ・ 行わない			
合板等の加圧注入による防蟻・防蟻処理 図示による ・ 行う () ・ 行わない			
*防虫処理 図示による ・ 行う () ・ 行わない			
6.5.6 RC造等の内部間仕切軸組及び床組 *間仕切軸組に用いる木材 ・ 杉 ・ 松 ()			
*床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ ひのき ・ 保存処理木材 ()			
床組に用いる木材(上記以外) ・ 杉 ・ 松 ()			
6.5.7 窓、出入口その他 *窓、出入口その他に用いる木材 吊元枠、水掛りの下枠、敷居 ※ ひのき () 図示による			
その他 ・ 杉 ・ 松 () 図示による			
6.5.8 床板張り *緑甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ ひのき () 図示による			
6.5.9 壁及び天井下地 *木材 ・ 杉 ・ 松 () 図示による			
6節 軽量鉄骨天井下地 *野縁等の種類 屋内 ※ 19形 ・ 25形 図示による			
6.6.2 材料 屋外 ※ 25形 図示による [表6.6.1]			
6.6.3 形式及び寸法 *屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ()mm 図示による			
*屋外の野縁間隔 ()mm 図示による			
6.6.4 工法 *既存埋込インサートの使用 ・ 使用する ・ 使用しない 図示による ()			
*あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う (行わない) 図示による			
*確認試験の箇所数及び確認強度 ※ 6.6.4(1)(ウ)による 図示による ()			
*開口部等の補強方法 ※ 図示による ()			
*天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による ()			
*天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ()			
*耐風圧性を考慮した補強方法(屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ()			
7節 軽量鉄骨壁下地 6.7.3 形式及び寸法 *スタッドランナーの種類 ・ 50形 65形 ・ 90形 ・ 100形 ※スタッドの高さに応じた種類 ()			
*スタッド高さが5.0mを超える場合 ()			
6.7.4 工法 *出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 6.7.4(5)による () 図示による			
8節 ビニル床シート等張り 6.8.2 材料 (ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)			
*ビニル床シート 種類の記号 ※ FS () 図示による			
色柄 () 図示による			
厚さ ※ 2.0mm () 図示による			
*ビニル床タイル 種類の記号 ※ KT () 図示による			
色柄 () 図示による			
寸法 () 図示による			
厚さ ※ 2.0mm () 図示による			
*特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 図示による ()			
帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 図示による ()			
視覚障害者用床タイル 種類、形状 図示による ()			
耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 図示による ()			
防滑性床シート 種類、厚さ等 図示による ()			
防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 図示による ()			
*ビニル幅木 種類 図示による ()			
厚さ ※ 1.5mm以上 図示による ()			
高さ ※ 60mm 図示による ()			
*ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 図示による ()			
株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	図面番号	
一級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	建築改修工事特記仕様書 5/9	縮尺	T-5
検 図	製 図	設 計	

章	項目	特記事項	備考
8	1節 共通事項		
	8.1.2 基本要項品質	*耐震改修工事標準図が添付されている場合はこれを優先する。 *受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理協議会の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「適マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し(適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえで、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。	
	8.1.3 コンクリートの種類	*コンクリートの種類 ※ I類 ・ II類 ・ 大臣認定コンクリート()	[表8.1.1]
	8.1.4 コンクリートの品質	*設計基準強度(Fc) ・ 普通コンクリート()N/mm ² ・ 軽量コンクリート()N/mm ² ・ 図示による *コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表8.1.2による () ・ 図示による *合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ※ A種 ※ B種 ・ C種 ・ 図示による *コンクリートの仕上りの平たんさの種類 ・ a種 ・ b種 ・ c種 ・ 図示による	[表8.1.4] [表8.1.5]
	8.1.5 鉄骨製作工場	*鉄骨製作工場の加工能力等 ()	
	8.1.6 鉄骨製作工場における施工管理技術者	*施工管理技術者の配置 ※ 必要 ・ 不要	
	2節 材料		
	8.2.1 鉄筋	*鉄筋種類 ※ 図示による ()	[表8.2.1]
	8.2.2 溶接金網	*鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※ 図示による ()	
	8.2.4 あと施工アンカー	*あと施工アンカー ・ 金属系アンカー ・ 接着系アンカー ・ 図示による *金属系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による () アンカー本体の径、埋込み長さ ・ 図示による () セット方式 ※ 本体打込み式改良型 () ・ 図示による 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による () *接着系アンカーの仕様 引張耐力、せん断耐力 ・ 図示による () アンカーの種類 ※ カプセル方式回転・打撃式 () ・ 図示による アンカー筋の径、埋込み長さ ・ 図示による () アンカー筋の種類 () ・ 図示による アンカー筋の新設壁内への定着長さ () ・ 図示による	
	8.2.5 コンクリートの材料及び調査	*あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ・ 行わない *セメントの種類 ※ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント(A種) ・ シリカセメント(A種) ・ フライアッシュセメント(A種) ・ エコセメント () () ・ 図示による *高炉セメントB種の適用箇所 () フライアッシュセメントB種の適用箇所 () *骨材の種類 フェロニッケルスラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 銅スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 使用 ※ 使用しない 再生骨材(H(エコセメント使用) ・ 使用 ※ 使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ骨材、電気炉酸化スラグ骨材、砂利、砂のアルカリシリカ反応性区分 ※ A ・ B *混和剤の種類 ・ 図示による ・ AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 () 混和材の種類 ・ フライアッシュ(I種) ・ フライアッシュ(II種) ・ フライアッシュ(IV種) ・ 高炉スラグ微粉末 ・ シリカフューム ・ 膨張材 ・ 図示による *構造体強度補正值(S) ・ 図示による ※ 表8.2.4による *8.2.5(5)(b)⑦(ア)～(ウ)以外の混和材料・使用方法及び使用量 ※ 図示による ()	[表8.2.3]
	8.2.6 構造体用モルタルの調査	*モルタルの圧縮強度 () ・ 図示による フロー値 () ・ 図示による	
	8.2.7 型枠の材料	*せき板の材料 ※ 8.2.7(1)による () ・ 図示による 合板の厚さ ※ 12mm () ・ 図示による *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1) 使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ビット内部は合板型枠とする。) 2) 鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)5.3.6表に示す数値+10mmとする。 3) コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4) その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。	[表8.2.6]
	8.2.8 鋼材	*スリーブの材質 ・ 鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ つば付き鋼板 ・ 図示による	
	8.2.9 高力ボルト	*種類、形状、寸法 ※ 図示による () *種類 ※ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ 図示による ねじの呼び ※ 図示による ()	
8.2.10 溶接材料	*8.2.10(1)、(2)以外の溶接材料 () ・ 図示による		
8.2.11 スタッド	*スタッドの種類 () ・ 図示による		
8.2.12 柱底均しモルタル及びグラウト材	*柱底均しモルタル ※ 無収縮モルタル(8.2.12(1)による) () ・ 図示による		
8.2.13 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等	*材料、工法、引張強度、ヤング係数 ・ 図示による ()		
8.2.14 鋼材の材料試験等	*板厚方向に引張力を受ける鋼板の試験 ・ 行う ・ 行わない		
8.2.15 基礎工事に用いる材料	*砂利地業に使用する砂利 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利 ・ 切込砕石 ・ 図示による *砂地業に使用する砂 ・ 山砂 ・ 川砂 ・ 砕砂 () ・ 図示による *杭の材料 ※ 図示による () *杭に継手を設ける場合の継手の箇所数、材料、工法等 ※ 図示による ()		
3節 鉄筋の加工及び組立			
8.3.2 加工	*90°未満の折曲げの内法直径 ()		
8.3.4 継手及び定着	*種類 ※ 図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 *継手位置 ※ 図示による *耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※ 40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表8.3.2の重ね継手の長さのいずれか大きい値 ・ 図示による *先組み工法等で、柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一箇所(図示による)に設ける場合の継手の位置() *鉄筋の定着長さ ※ 表8.3.4による () 定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※ 8.3.4(5)(イ)による () 機械式定着工法の適用箇所及び種類 ・ 図示による () *帯筋組立の形、継手及び定着 ※ 図示による ()		
8.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	*鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※ 表8.3.6による ()		
8.3.7 壁の配筋及び補強	*壁の配筋 () ・ 図示による *壁開口部の補強 () ・ 図示による		

章	項目	特記事項	備考
8	8.3.8 ガス圧接	*超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない	
4節 鉄筋の機械式・溶接継手			
8.4.2 機械式継手	*適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 () ・ 図示による () ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 () ・ 図示による () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による		
8	8.4.3 溶接継手	*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※ 図示による () *施工完了後の試験 外観試験 試験項目、試験方法 () ・ 図示による () ・ 図示による 超音波測定試験 試験対象 () ・ 図示による () ・ 図示による 不合格となった場合の措置 () ・ 図示による	
7節 コンクリートの運搬・打込・締固			
8.7.7 養生	*普通エコセメント使用時の保湿養生の期間 () 日以上		
8.7.8 型枠工事	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ () mm ・ 図示による *シアコネクタをセパレーターとして使用する場合 () ・ 図示による *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()		
9節 軽量コンクリート			
8.9.1 一般事項	*軽量コンクリートの適用箇所 ※ 図示による ()		
8.9.2 種類及び品質	*軽量コンクリートの種類 ・ 1種 ・ 2種 気乾単位容積質量 () t/m ³ [表8.9.1] *スランブ ※ 21cm () ・ 図示による		
10節 暑中コンクリート			
8.10.2 材料及び調査	*構造体強度補正值(S) ※ 6N/mm ² ・ 図示による ()		
11節 無筋コンクリート			
8.11.1 一般事項	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・ 図示による () *設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・ 図示による () *スランブ ・ 15cm ・ 18cm () ・ 図示による		
12節 あと施工アンカー工事			
8.12.4 穿孔	*埋込み配管等の探査の方法 ()		
8.12.7 施工確認試験	*アンカー施工後の確認試験 ※ 引張試験機による引張試験 () 1ロット ※ 1日に施工されたものの径及び仕様ごと () 試験の箇所数 ※ 1ロットに対して3本 () 確認強度 ()		
13節 鉄骨工作			
8.13.2 鉄骨の工作図	*高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※ 図示による ()		
8.13.8 ボルト孔	*母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルト孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・ 図示による ()		
8.13.10 仮組	*仮組の実施 ・ 行う ※ 行わない		
14節 高力ボルト接合			
8.14.2 摩擦面の性能・処理	*すべり試験 ※ 実施しない ・ 実施する(試験方法等:) ・ 図示による		
8.14.7 締付け	*ナット回転法の場合で、「JIS形高力ボルト長さ」>「ねじの呼びの5倍」の場合の回転量 ※ 図示による ()		
15節 溶接接合			
8.15.3 技能資格者	*技量付加試験 ・ 行う ※ 行わない ・ 図示による		
8.15.4 溶接の準備	*開先の形状 ※ 図示による ()		
8.15.7 溶接施工	*エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※ 図示による () 切断面の仕上げ ※ クラインター仕上[粗さ100µmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・ 図示による () *完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※ 図示による () スラップの形状 ※ 図示による ()		
8.15.12 溶接部の試験	*「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・ 図示による () *「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・ 図示による () *完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない		
17節 鉄骨の錆止め塗装			
8.17.2 塗装の範囲	*耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※ 図示による () 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※ 8.17.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・ 図示による ()		
8.17.4 塗料の種類	*SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・ 図示による ※ 表7.4.1のA種 () *耐火被覆材が接着する面 ()		
18節 耐火被覆			
8.18.2 耐火被覆の種類等	*耐火被覆の種類 ※ 図示による ・ 耐火材吹付け ・ 耐火板張り ・ 耐火材巻付け ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火塗料 ()		
8.18.3 耐火被覆の性能・品質等	*材料及び工法等 ※ 図示による () *耐火被覆の耐火性能 ※ 図示による ()		
20節 溶融亜鉛めっき工法			
8.20.5 溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	*摩擦面の処理方法等 ・ プラスト処理 ・ りん酸塩処理 () ・ 図示による		
21節 現場打ちRC壁の増設工事			
8.21.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ()		
8.21.3 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ()		
8.21.6 鉄筋の加工及び組立	*割製補強筋の仕様 ※ 図示による ()		
		株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
		一級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	縮尺 T-7
		検 図	製 図
		設 計	

章	項目	特記事項	備考
8	8.21.8 コンクリートの打込み	*コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による ・ ()	
	8.21.9 既設構造体との取合い	*既存構造体と増設壁との取合いの処理方法 ※ グラウト材の注入 ・ 図示による ・ ()	
	8.21.10 仕上げ	*増設壁工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	22節 鉄骨フレスの設置工事		
	8.22.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()	
	8.22.3 既存部分の処理	*目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()	
	8.22.7 既存構造体との取合い	*割裂補強筋の仕様 ※ 図示による ・ ()	
	8.22.9 仕上げ	*フレス設置工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	23節 柱補強工事		
	8.23.2 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()	
8	8.23.3 既存部分の処理	*コンクリート及び構造体用モルタルの打込み ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による	
	8.23.5 溶接金網巻工法及び溶接閉鎖フープ巻工法	*鋼板等の加工 柱頭及び柱脚に隙間を設ける場合 ※ 図示による ・ ()	
	8.23.6 鋼板巻・帯巻巻付工法	*補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	8.23.7 仕上げ		
	24節 連続繊維補強工事		
	8.24.4 既存部分の撤去等	*既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ ()	
	8.24.6 施工	*下地処理 ひび割れ部の改修工法種類 ・ 4.1.4による樹脂注入工法 ・ 図示による ・ () 面取りの大きさ(柱及び梁の隅角部) ※ 図示による ・ () *引張強度試験 ・ 行う(試験数量:) ・ 行わない *付着強度試験 ・ 行う(試験数量:) ・ 行わない *補強工事後の仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	8.24.7 仕上げ		
	25節 耐震スリット新設工事		
	8.25.2 施工	*スリット幅及び深さ ※ 図示による ・ () *既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *充填材の挿入及び周囲補修等 耐火材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・ () 遮音材の使用箇所及び仕様 ※ 図示による ・ () *既存部分の撤去部の補修 ※ 撤去材と同一材で補修 ・ 監督職員との協議による ・ ()	
耐震改修	26節 免震改修工事		
	8.26.5 既存部分の撤去等	*既存部分がRC又はSRCの場合の既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による *工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () *既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () *はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ ()	
	8.26.6 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・ () *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・ () *支保材又は減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・ () *性能確認試験の項目及び数量 ・ () ・ 図示による *製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ・ () *防錆処置 ・ () ・ 図示による	
	8.26.7 支保材・減衰材	*支保材又は減衰材の設置位置の寸法許容差 ・ () ・ 図示による *割裂補強筋の適用 ・ 適用する ・ 適用しない *コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による	
	8.26.10 支保材又は減衰材の設置	*支保材又は減衰材設置後の仕上げ ・ 図示による ・ () *支保材への耐火被覆の適用 ・ 適用しない ・ 適用する(仕様) ・ 図示による *免震部分周囲のエキスパンションジョイントの仕様、工法等 ※ 図示による ・ () *検査の項目及び数量 ・ () ・ 図示による *記載する項目 ※ 8.26.17(2)による ・ () *地震計、下げ振り、けがき板、別置き試験体等の設置及び仕様 ※ 図示による ・ ()	
	8.26.13 仕上げ		
	8.26.14 耐火被覆		
	8.26.15 免震EXP-J等		
	8.26.16 検査		
	8.26.17 維持管理要領		
耐震改修	27節 制振改修工事		
	8.27.2 既存部分の撤去等	*既存鉄筋コンクリート及び既存鉄筋鉄骨コンクリートの撤去等 既存仕上の撤去範囲 ※ 本工事に支障となる最小限の範囲 ・ 図示による ・ () 工事に支障となる設備機器、配管等の撤去、移設 ・ 図示による ・ () 既存構造体の撤去範囲 ※ 図示による ・ () はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置 ※ 図示による ・ () *既存鉄骨の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ () *既存鉄骨の処置 ※ 図示による ・ ()	
	8.27.3 既存部分の処理	*打継ぎ面となる範囲の既存構造体コンクリート面の目荒しの程度 ※ 図示による ・ ()	
	8.27.4 減衰材	*減衰材の材質、諸元 ※ 図示による ・ () *性能確認試験の項目及び数量 ・ () ・ 図示による *製品検査における項目、内容、判定基準、検査頻度等 ※ 図示による ・ () *防錆処置 ・ () ・ 図示による 設置位置の寸法許容差 ※ 図示による ・ () *割裂補強筋の適用 ・ 適用する ・ 適用しない	
	8.27.6 減衰材の設置	*コンクリート打込み工法 ・ 流込み工法 ・ 圧入工法 ・ 図示による	
	8.27.8 仕上げ		
	8.27.9 検査		
	28節 土工事及び地業工事		
	8.28.2 既存杭の撤去等	*既存杭の撤去範囲及び撤去方法 ※ 図示による ・ () *既存杭の杭頭部等の処理 ※ 図示による ・ () *既存杭の補強 ※ 図示による ・ () *既存杭の健全性を確認する試験 ・ 行う ・ 行わない *埋戻し及び盛土の材料、工法 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表8.28.1] *処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 *建設発生土の有無 ・ 有 ・ 無	
	8.28.3 土工事		

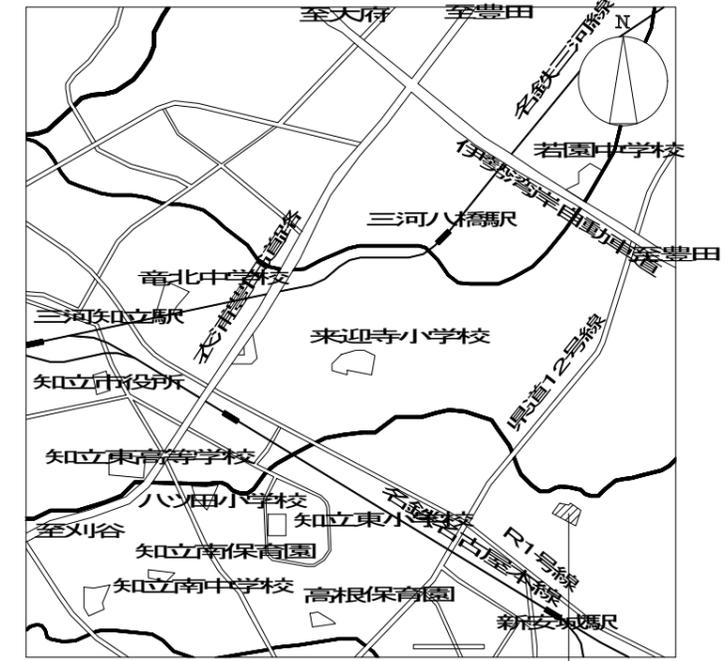
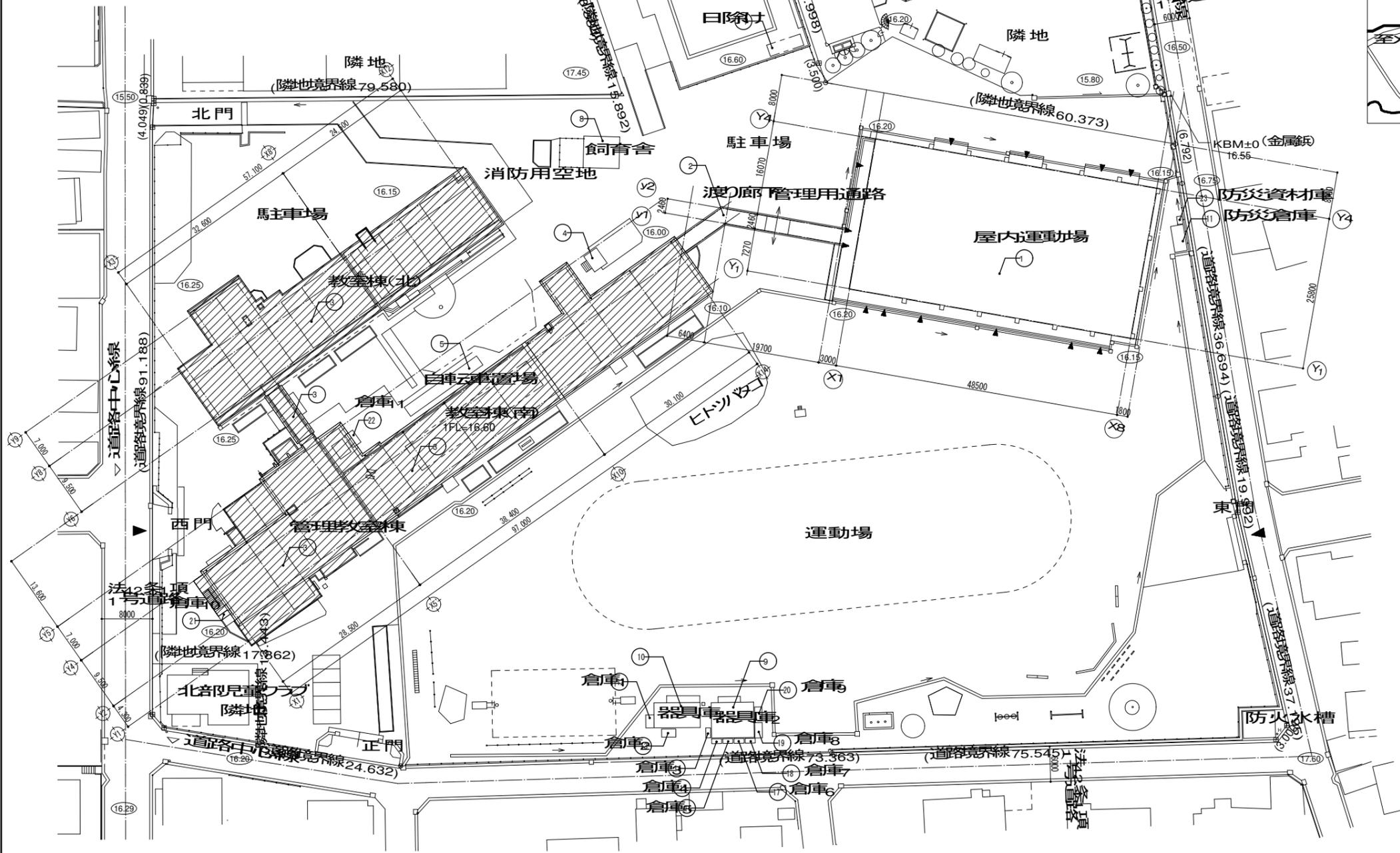
章	項目	特記事項	備考		
8	8.28.4 地業工事	*建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。 *試験杭 位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ・ () 本 寸法 () m *試験杭の施工方法 ※ 図示による ・ () *杭の載荷試験 ・ 鉛直載荷試験 ・ 水平載荷試験 試験杭の位置、本数、積載荷重 ※ 図示による ・ () 8.28.4(2)(イ)以外の報告書の記載事項 *地盤の載荷試験 ・ 平板載荷試験 ・ 行わない 試験位置 ※ 図示による 載荷荷重 ※ 図示による ・ () 8.28.4(2)(イ)以外の報告書の記載事項 *杭地業の工法 ※ 図示による ・ () *支持層の位置、土質、杭の根入れ長さ、水平方向の位置ずれの精度 ※ 図示による ・ () *杭の寸法 ※ 図示による ・ () *技能資格者の技量及び溶接部の確認 () *杭頭処理 ※ 図示による ・ () ・ 無し *本杭の施工方法 ※ 図示による ・ () *記録する施工状況等 () *砂利及び砂地業 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 60mm ・ () mm ・ 図示による *捨コンクリート 範囲 ※ 図示による 厚さ ※ 50mm ・ () mm ・ 図示による			
	1節 石綿含有建材の除去工事				
	9.1.1 一般事項	*大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること *石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※ 図示による ・ () *石綿粉じん濃度測定 ・ 行う () 行わない ()			
	環境配慮	測定時期	測定場所	測定箇所数	備考
		処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)注4)
			② セキュリティゾーン入口	1点	空気の流れを確認注1)
		処理作業中	③ 集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認注1)
			④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)
	処理作業後	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点	注3)	
	改修工事	9.1.2 除去工事共通事項	注1)速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2)各施工箇所ごとの室内面積が10㎡以下の場合には1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3)粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 注4)処理作業前の測定については、監督員との協議による。 *石綿則第6条による隔離措置と同等以上の効果を有する措置により除去等作業を行う場合、上表のうち、①及び④を実施する。 *粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※ 2部 ・ () 部 *石綿作業主任者は、法令に基づき、労働者の指揮、作業方法の指導等、必要な措置を行うこと。特に、主たる工事が石綿対策工事の場合は、自社所属の石綿作業主任者を選任すること。 *監督職員等の保護具、保護衣等は、受注者が無償で準備すること。		
9.1.3 石綿含有吹付け材の除去		*除去工法 ※ 図示による ・ 9.1.3(2)(ア)による ・ () *除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による *除去した石綿含有吹付け材等の処分方法 ・ 9.1.3(3)(イ)(a)による ・ 9.1.3(3)(イ)(b)による			
9.1.4 石綿含有保温材等の除去		*除去工法 ※ 図示による ・ () *除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固化 ・ 図示による *除去した石綿含有保温材等の処分方法 ・ 9.1.3(3)(イ)(a)による ・ 9.1.3(3)(イ)(b)による			
9.1.5 石綿含有成形板等の除去		*養生シート ・ 使用する ・ 使用しない *除去した石綿含有成形板(石綿含有せつこうボードを除く)の処分 ・ 埋立処分 () 中間処分 () 図示による ()			
9.1.6 石綿含有仕上塗材の除去		*除去方法 ※ 図示による ・ () *除去した石綿含有成形板の処分 ・ 埋立処分 () 中間処分 () 図示による () *汚泥としての処理の有無 ・ 無 () 有 ()			
2節 外断熱改修工事					
9.2.2 材料		*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ・ () *外装材の種類及び防火性能 ※ 図示による ・ ()			
9.2.3 既存外壁の処置		*仕上材の撤去 ※ 図示による ・ () *下地面の清掃 ※ 図示による ・ ()			
9.2.4 工法		*断熱材設置部分の下地に欠損部がある場合の改修工法の種類 ※ 図示による ・ () (4.1.4) *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 () *不陸等の下地調整 ※ 図示による ・ () *断熱材の施工 ※ 図示による ・ () *外装材の施工 ※ 図示による ・ () *通気層の有無、厚さ ※ 図示による ・ () *外装材の外壁への取り付け ※ 図示による ・ ()			
株		株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事		図面番号
	一級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	縮尺	建築改修工事特記仕様書 8/9	T-8	
	検 製 設				

章	項目	特記事項	備考																																	
9章	3節 断熱・防露改修工事																																			
	9.3.2 断熱材打込み工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による ()																																		
	9.3.3 断熱材現場発泡工法	*断熱材の種類 図示による () ・A種1 ・A種1H *吹付け厚さ ()mm 図示による ()																																		
	9.3.4 断熱材後張り工法	*断熱材の種類及び厚さ ※ 図示による () 断熱材に石膏ボード等を張り付けたパネルを使用する場合 ※ 図示による ()																																		
	4節 屋上緑化改修工事																																			
	9.4.2 材料	*芝及び地被類の種類等 ※ 図示による ()																																		
	9.4.3 工法	*見切り材、舗装材、排水孔、マルテング材等 ※ 図示による () *建設省告示第1458号に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による () *かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による () *既存保護層等の撤去工法 ※ 図示による ()																																		
	9.4.4 新植芝及び地被類の枯補償	*枯補償の期間 ※ 引渡しの日から1年 ()																																		
	5節 透水性アスファルト舗装改修工事																																			
	9.5.2 既存舗装の撤去及び再利用	*既存舗装の撤去 ・行わない ・行う ※ 図示による () *既存舗装の再利用 ・行わない ・行う ※ 図示による ()																																		
9.5.3 路床	*凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による () *透水性舗装に用いるフィルター層厚さ ※ 図示による () *路床安定処理の適用及び方法 ※ 図示による () *盛土材料の種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ※ 図示による () *凍上抑制層及び透水性舗装のフィルター層の材料 ※ 図示による () *砂の粒度試験 ・行わない ・行う *路床安定処理用添加材料 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライッシュセメントB種 図示による ・生石灰特号 ・生石灰1号 ・消石灰特号 ・消石灰1号 *路床土のCBR試験 ・行わない ・行う *路床締固め試験 ・行わない ・行う *現場CBR試験 ・行わない ・行う	[表8.28.1]																																		
9.5.4 路盤	*路盤の厚さ ※ 図示による () *路盤材料 種別 図示による ()	[表9.7.3]																																		
9.5.5 舗装の構成及び仕上げ	*舗装の構成 ※ 図示による () *舗装の平坦性 ※ 著しい不陸がないもの ()																																			
9.5.9 試験	*開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない																																			
特定建設資材の再資源化等	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html [建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																			
別表1 建築物に係る解体工事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">○ 建築設備、内装材等</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 屋根ふき材</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ 外装材、上部構造部材</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ その他 ()</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工程	作業内容	分別・解体等の方法	○ 建築設備、内装材等	有	※ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根ふき材	有	※ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	○ 外装材、上部構造部材	有	・ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	有	・ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	有	・ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用					
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																		
○ 建築設備、内装材等	有	※ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 屋根ふき材	有	※ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
○ 外装材、上部構造部材	有	・ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 基礎、基礎ぐい	有	・ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
・ その他 ()	有	・ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ 造成等</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 基礎、基礎ぐい</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ 上部構造部分、外装</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 屋根</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">○ 建築設備、内装等</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ その他 ()</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 造成等	有	・ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎、基礎ぐい	有	・ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	○ 上部構造部分、外装	有	・ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 屋根	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	○ 建築設備、内装等	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 ()	有	・ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																		
・ 造成等	有	・ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 基礎、基礎ぐい	有	・ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
○ 上部構造部分、外装	有	・ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 屋根	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
○ 建築設備、内装等	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ その他 ()	有	・ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別・解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">・ 仮設</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 土工</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 基礎</td> <td>有</td> <td>・ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>※ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 本体工事</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ 本体付属品</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・ その他 (さく、照明器具)</td> <td>有</td> <td>※ 手作業</td> </tr> <tr> <td>無</td> <td>・ 手作業と機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table>			工程	作業内容	分別・解体等の方法	・ 仮設	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ 土工	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ 基礎	有	・ 手作業	無	※ 手作業と機械作業の併用	・ 本体工事	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ 本体付属品	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用	・ その他 (さく、照明器具)	有	※ 手作業	無	・ 手作業と機械作業の併用
工程	作業内容	分別・解体等の方法																																		
・ 仮設	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 土工	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 基礎	有	・ 手作業																																		
	無	※ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 本体工事	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ 本体付属品	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		
・ その他 (さく、照明器具)	有	※ 手作業																																		
	無	・ 手作業と機械作業の併用																																		

章	項目	特記事項	備考																																		
9章	*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○鉄及びコンクリートから成る建設資材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○アスファルト・コンクリート</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○木材</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○発生土</td> <td>・リサイクルプラント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	○コンクリート			○鉄及びコンクリートから成る建設資材			○アスファルト・コンクリート			○木材			○発生土	・リサイクルプラント																		
	廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																		
○コンクリート																																					
○鉄及びコンクリートから成る建設資材																																					
○アスファルト・コンクリート																																					
○木材																																					
○発生土	・リサイクルプラント																																				
化学物質を発生する建築材料等の使用制限の原則	<p>本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講ずること。</p> <p>1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びステレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発生する建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>②家具、書架、実験台、その他の什器等</td> <td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>③ユリア樹脂板</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</td> </tr> <tr> <td>④壁紙</td> <td>ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>⑤壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥保温材、緩衝材、断熱材</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑦塗料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑧仕上塗材</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td> <td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>②塗料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3)クロルピリホス、ダイアジン及びフェノプカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td> <td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4)可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策をとる建築材料等</th> <th>使用制限の原則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①壁紙用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td> </tr> <tr> <td>②木工用接着剤</td> <td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td> </tr> </tbody> </table>			対策をとる建築材料等	使用制限の原則	①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	②家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。	④壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤		⑥保温材、緩衝材、断熱材		⑦塗料		⑧仕上塗材		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	①壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	②塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	①壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	②木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																				
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
②家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																				
③ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないものとする。																																				
④壁紙	ホルムアルデヒド等を発生しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
⑤壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																					
⑥保温材、緩衝材、断熱材																																					
⑦塗料																																					
⑧仕上塗材																																					
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																				
①壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																				
②塗料																																					
対策をとる建築材料等	使用制限																																				
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																				
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																				
①壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																				
②木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																				
工事で使用する資材・機材	<p>本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面に指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。</p> <p>1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備器材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。</p> <p>2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。</p> <p>3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)</p> <p>なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。 [表8.28.1]</p>																																				
8.28.3 土工	<p>* 埋戻し及び盛土の材料、工法 ・A種 ○B種 ・C種 ・D種 図示による [表8.28.1]</p> <p>* 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。</p> <p>* 建設発生土の有無 ○有 ・無</p> <p>* 建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地): 三水工業(株)新田改良土センター(安城市新田町福恵83-9) (片道運搬距離(km): 2.9 km)(片道運搬時間(時間): 10分程度) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報))</p>																																				
株式会社 市川三千男建築設計事務所	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	図面番号																																			
一級建築士登録 第202334号 早瀬 貴次	縮尺	T-9																																			
検図	製図	設計																																			

■工事概要

工事名	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
主要用途	小学校
工事種別	改修工事
工事内容	①床他改修工事:普通教室、共用部(廊下、階段室) ②保健室改修工事:シャワーユニット新設、シャワーユニット工事に伴う床・天井改修等 ③昇降口改修工事:下足入れ撤去新設、床及び建具バリアフリー改修、壁改修 ④玄関改修工事:下足入れ撤去新設、床及び建具バリアフリー改修、壁改修 ⑤廊下手洗い改修 ⑥図書室改修工事:出入口廻り間仕切り改修 ⑦外構工事:建具バリアフリー改修、スロープ新設



■計画概要

地名・地番	愛知県安城市今本町8丁目9番地9,9-8の一部
敷地面積	21,262.38㎡
都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	第一種中高層住居専用地域
法定建ぺい率/容積率	60% / 150%
高さ制限	なし
日影規制	対象 (4m/3時間/2時間)

■面積表

建築面積	5,603.43㎡
延べ面積	7,110.36㎡

■凡例

- ⊙⊙⊙ 地盤高さを示す
- ▨ 改修する建物を示す

内部仕上表 < >内表記は既設仕上を示す

※改修前・後の詳細仕様については、平面詳細図及び展開図を参照とする。内部仕上材・下地材(作り付け家具を含む、接着剤とも)は全てF☆☆☆☆及び規制対象外品を使用する。使用材料は全て無石綿とする。

7%以上含有建材として適切な処理を行うこと

Main table with columns: 階数, 室名, 区分, 床, 仕上, 巾木, 腰壁, 壁, 天井, 備考. Contains detailed renovation specifications for various rooms like 図書室, 普通教室, 特別支援教室, etc.

凡例 (General Notes) table with 2 columns: 共通事項 (Common Items) and 特記事項 (Special Notes).

略号 (Abbreviations) table with 2 columns: 略号 (Abbreviation) and 略号 (Abbreviation).

防火防煙 (Fire and Smoke Protection) table with 2 columns: 防火防煙 (Fire and Smoke Protection) and 防火防煙 (Fire and Smoke Protection).

防火防煙 (Fire and Smoke Protection) table with 2 columns: 防火防煙 (Fire and Smoke Protection) and 防火防煙 (Fire and Smoke Protection).

内部仕上表 < >内表記は既設仕上を示す

※改修前・後の詳細仕様については、平面詳細図及び展開図を参照とする。内部仕上材・下地材（作り付け家具を含む、接着剤とも）は全てF☆☆☆☆及び規制対象外品を使用する。使用材料は全て無石綿とする。

7ｽﾞｽﾄ含有建材として適切な処理を行うこと

階数	室名	区分	床	仕上	巾木（特記なき限り H100）		腰壁		壁（柱型、梁型）		天井（中央梁型）			備考	
					H	仕上	仕上	仕上	仕上	仕上	H				
南棟東	階段室	改修前	VSt=2.5(蹴上、踏面共)撤去	-	人研	100	-	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	段裏：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放しﾊﾞｰﾗｲﾄ吹付(ﾉﾌﾞｽ)撤去 最上階：GB-Dt=9.5	-	最上階 2500	塩ビ製手摺 撤去、鏡 撤去、転落防止柵
		改修後	VSt=2.0(蹴上、踏面共)新設	-	既設のまま	-	-	トップコート塗替え	-	トップコート塗替え	トップコート	下地調整材C-1の上複層塗材E(小粒仕上)新設 最上階：既設のまま	複層塗材E(小粒仕上)	最上階 2500	塩ビ製2段手摺 新設
南棟中	特別支援教室①	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	OSW	杉板	100	WP	杉羽目板t=12	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ 梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5 LGS65下地 GB-Rt=9.5+t=12.5	WP	EP-G SOP EP-G	GB-Dt=9.5 中央梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5	-	3050	曲面黒板、背面黒板、掲示板、掃除具入、 教師用戸棚、生徒用ロッカー、 ｶｰﾄﾞﾎﾞｯｸｽ、OHP、ﾌﾗｯｸﾞ 掛け、ﾌﾗｯｸﾞ
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	-	-
普通教室 B-type①	普通教室	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	杉板	100	WP	杉羽目板t=12	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ 梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5 LGS65下地 GB-Rt=9.5+t=12.5	WP	EP-G SOP EP-G	GB-Dt=9.5 中央梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5	-	3050	曲面黒板、背面黒板、掲示板、掃除具入、 教師用戸棚、生徒用ロッカー、 ｶｰﾄﾞﾎﾞｯｸｽ、OHP、ﾌﾗｯｸﾞ 掛け、ﾌﾗｯｸﾞ
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	-	-
保健室	保健室	改修前	一部ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15撤去(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 手洗い・流し前、踏込：人研 撤去	塗装品	木製 一部撤去	100	OP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	GB-Dt=9 一部撤去	-	2600	背面黒板 撤去、掃除具入 撤去、 SUS製床流し 撤去、ｶｰﾄﾞﾎﾞｯｸｽ、吊りｶｰﾅｰﾚﾙ
		改修後	一部ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 一部VSt=2.0(防滑)新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 踏込：塗床、新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	ビニル巾木 新設	100	EP-G	塗替 LGS下地 GB-St=12.5+12.5 新設 LGS下地 GB-St=12.5+ﾌﾗﾐﾝ化化粧板t=3 新設	EP-G EP-G	塗替 LGS下地 GB-St=12.5+12.5 新設 LGS下地 GB-St=12.5+ﾌﾗﾐﾝ化化粧板t=3 新設	EP-G EP-G	GB-Dt=9.5 一部新設	-	2600	掃除具入 新設、洗濯機ﾊﾞﾝﾄﾞ 新設
脱衣所	脱衣所	改修後	VSt=2.0(防滑)新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	ビニル巾木 新設	100	-	LGS下地 GB-St=12.5+ﾌﾗﾐﾝ化化粧板t=3 新設	-	LGS下地 GB-St=12.5+ﾌﾗﾐﾝ化化粧板t=3 新設	-	GB-Dt=9.5 新設	-	2500	ｼﾞｬｸﾞｰｺﾆｰﾄ 新設、物置棚 新設
昇降口(西)	昇降口(西)	改修前	人研 真鍮目地切 撤去 VSt=2.5(防滑)撤去(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	人研 撤去	100	-	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	GB-Dt=9	-	2500	掲示板 撤去、下足入 撤去、傘立て 撤去
		改修後	防滑性VSt=2.0 新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 100角ﾀｲﾙ貼 新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	ビニル巾木 新設 SUS製巾木 新設	100	-	複層塗材E(小粒仕上) 新設	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E(小粒仕上) 新設	複層塗材E(小粒仕上)	既設のまま	-	2600 2500 ~ 2600	掲示板 新設、下足入 新設、傘立て 新設
1階廊下	1階廊下	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	木製	100	OP	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	GB-Dt=9.5	-	2500	埋込型消火器
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	杉板 新設	100	WP	杉羽目板t=12 新設	WP	トップコート塗替え	-	既設のまま	-	-	-
2~3階廊下	2~3階廊下	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	木製	100	OP	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	GB-Dt=9.5	-	2500	埋込型消火器
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	杉板 新設	100	WP	杉羽目板t=12 新設	WP	トップコート塗替え	-	既設のまま	-	-	-
手洗い(廊下)	手洗い(廊下)	改修前	人研ぎの上ビニルマット敷 撤去 一部ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15撤去(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	100角ﾀｲﾙ貼	-	-	100角ﾀｲﾙ貼 H=1100	-	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	GB-Dt=9.5	-	2500	SUS製掃除流し、SUS製手洗い流し、SUS製面台
		改修後	VSt=2.0(防滑)新設(一部ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	-	-
階段室	階段室	改修前	VSt=2.5(蹴上、踏面共)撤去	-	人研	100	-	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	段裏：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放しﾊﾞｰﾗｲﾄ吹付(ﾉﾌﾞｽ)撤去 最上階：GB-Dt=9.5	-	最上階 2500	塩ビ製手摺 撤去、鏡 撤去、転落防止柵
		改修後	VSt=2.0(蹴上、踏面共)新設	-	既設のまま	-	-	トップコート塗替え	-	トップコート塗替え	トップコート	下地調整材C-1の上複層塗材E(小粒仕上)新設 最上階：既設のまま	複層塗材E(小粒仕上)	最上階 2500	塩ビ製2段手摺 新設
南棟西	普通教室 A-type	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	杉板	100	WP	杉羽目板t=12	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ 梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5 LGS65下地 GB-Rt=9.5+t=12.5	WP	EP-G SOP EP-G	GB-Dt=9.5 中央梁型：ｼｯﾊﾞ板t=5.5	-	3050	曲面黒板、背面黒板、掲示板、掃除具入、 教師用戸棚、生徒用ロッカー、 ｶｰﾄﾞﾎﾞｯｸｽ、OHP、ﾌﾗｯｸﾞ 掛け、ﾌﾗｯｸﾞ
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	-	-
職員室	職員室	改修前	0A707H50の上ﾀｲﾙﾊﾞｰｯﾄ ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	木製	100	OP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	GB-Dt=9.5 一部撤去	-	2600	初ｲﾚｰﾄ、掲示板、 ｶｰﾄﾞﾎﾞｯｸｽ
		改修後	既設のまま	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	GB-Dt=9.5 一部新設	-	2600
校長室	校長室	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	木製	100	OP	化粧練付合板 t4(木目)	-	化粧練付合板 t4(木目)	-	岩綿吸音板t=12.5(GB-R t9.5) 一部撤去	-	2750	-
		改修後	既設のまま	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	岩綿吸音板t=12.5(GB-R t9.5) 一部新設	-	2750	-
配膳室	配膳室	改修前	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃの上、塗床	-	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	VP AEP AEP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ CB積み ﾀｲﾙ板 t8	VP AEP AEP	VP AEP AEP	VP AEP AEP	ﾀｲﾙ板 t6 一部撤去	VP	2750	-
		改修後	既設のまま	-	既設のまま	-	-	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	既設のまま	ﾀｲﾙ板 t6 一部新設	EP-G	2750
職員玄関	職員玄関	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15 一部撤去(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 100角ﾀｲﾙ貼 撤去(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	人研 撤去	100	-	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	ﾓﾙﾄﾞ金ｺﾞﾃ	AEP	GB-Dt=9	-	2500	下足入 撤去、傘立て 撤去
		改修後	一部ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 防滑性VSt=2.0 新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共) 100角ﾀｲﾙ貼 新設(ﾓﾙﾄﾞ下地共)	-	杉板 新設 SUS製巾木 新設	100	WP	杉羽目板t=12 新設 複層塗材E(小粒仕上) 新設	WP 複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E(小粒仕上) 新設	複層塗材E(小粒仕上)	既設のまま	-	2600 2500 ~ 2600	下足入 新設、傘立て 新設
1階廊下	1階廊下	改修前	ﾌﾞﾛｯｸﾄ=15	OSW	木製	100	OP	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	GB-Dt=9.5	-	2500	-
		改修後	ﾀﾞﾝｸﾞｰ掛けの上、水性ｷﾞｰｸﾞﾗﾝﾄﾞ樹脂塗装(3回塗)新設	-	杉板 新設	100	WP	杉羽目板t=12 新設	WP	トップコート塗替え	-	既設のまま	-	-	-
2~3階廊下	2~3階廊下	改修前	VSt=2.0 撤去	-	木製	100	OP	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	複層塗材E	複層塗材E(小粒仕上)	GB-Dt=9.5	-	2500	-
		改修後	VSt=2.0 新設	-	杉板 新設	100	WP	杉羽目板t=12 新設	WP	トップコート塗替え	-	既設のまま	-	-	-

7ｽﾞｽﾄ調査結果

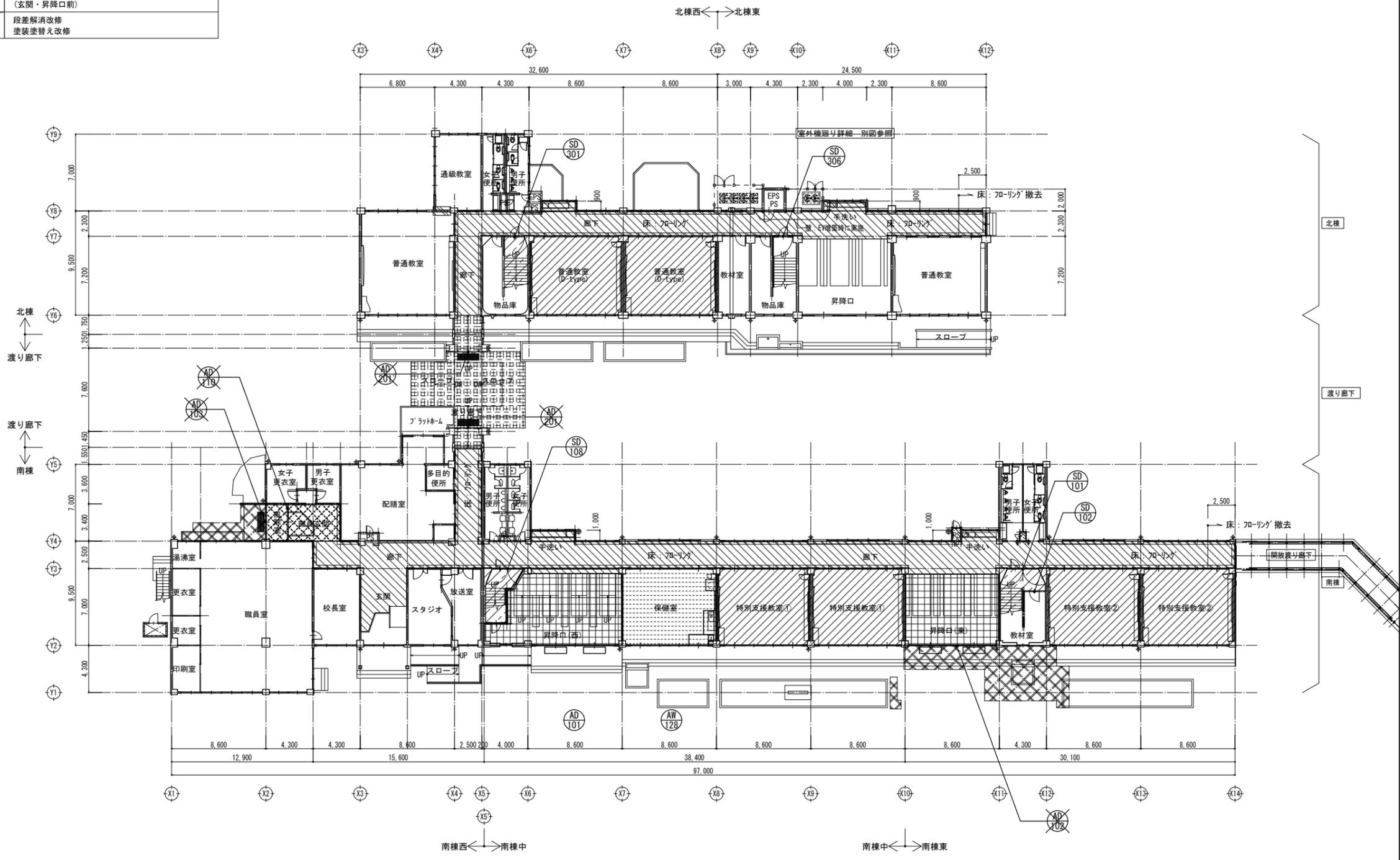
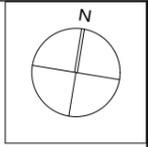
採取箇所	材質名	調査日	定性分析結果(位相差顕微鏡)			調査日	定性分析結果(位相差顕微鏡)		定性分析結果(X線回折)		総合判定	
			7ｽﾞｽﾄの種類				7ｽﾞｽﾄの種類		7ｽﾞｽﾄの種類		7ｽﾞｽﾄの種類	
			ｸﾘｯﾌﾟﾙ	ﾌﾞﾗｯｸ	ｸﾞﾗｲﾄ		ﾄｲﾚｲﾄ/ﾌﾞﾗｯｸ	ﾌﾞﾗｯｸ	ﾄｲﾚｲﾄ/ﾌﾞﾗｯｸ	ﾌﾞﾗｯｸ	ﾄｲﾚｲﾄ/ﾌﾞﾗｯｸ	ﾌﾞﾗｯｸ
南棟東 階段室 段裏	ﾊﾞｰﾗｲﾄ	平成18年	不検出	不検出	不検出	平成20年	不検出	不検出	不検出	不検出	含有せず	含有せず
南棟西 階段室 段裏	ﾊﾞｰﾗｲﾄ	平成18年	不検出	不検出	不検出	平成20年	不検出	不検出	不検出	不検出	含有せず	含有せず
北棟西 階段室 段裏	ﾊﾞｰﾗｲﾄ	平成18年	不検出	不検出	不検出	平成20年	不検出	不検出	不検出	不検出	含有せず	含有せず
北棟東 妻側教室 梁型	ヒル石	平成18年	不検出	不検出	不検出	平成20年	不検出	不検出	不検出	不検出	含有せず	含有せず

7ｽﾞｽﾄ調査対象

採取箇所	材質名	採取箇所	材質名
北棟西 階段室 内壁	下地ﾓﾙﾄﾞ、複層塗材	南棟東 階段室 内壁	下地ﾓﾙﾄﾞ、複層塗材
南棟西 廊下 内壁	下地ﾓﾙﾄﾞ、複層塗材	渡り廊下 廊下 内壁	下地ﾓﾙﾄﾞ、ﾌﾞﾗｯｸ
南棟中 廊下 内壁	下地ﾓﾙﾄﾞ、複層塗材		
南棟中 階段室 内壁	ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ ｸﾞﾗﾝﾄﾞ		
南棟東 廊下 内壁	ｽﾌﾟﾚｯﾄﾞ ｸﾞﾗﾝﾄﾞ		

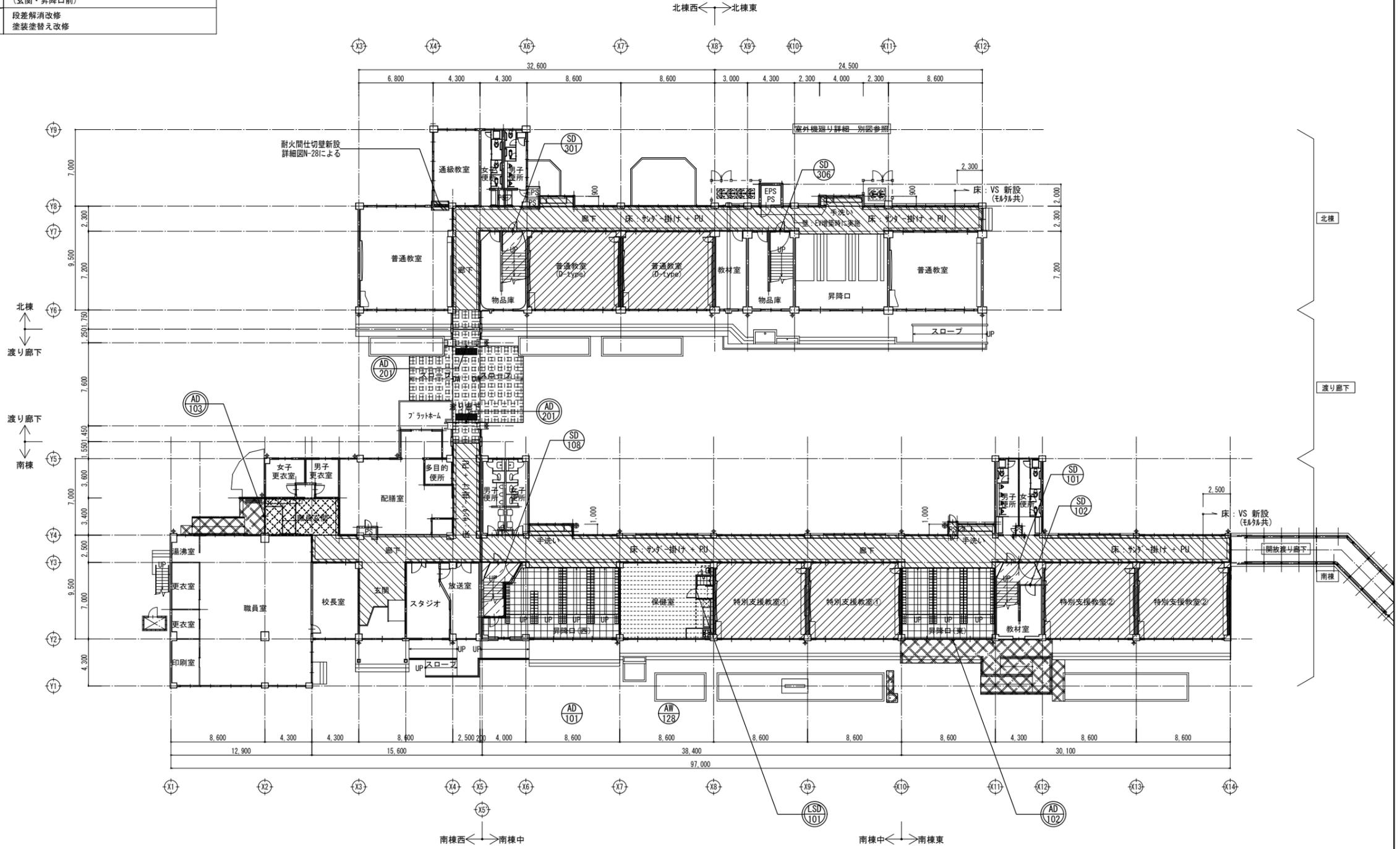
改修前 凡例				
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事	
教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り妻壁のみ断熱共) 黒板・掲示板・ロッカー等改修		床改修	
廊下改修			腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修	床清掃
階段室改修			壁改修・手摺改修・床・段鼻改修	
114区画改修			間仕切壁改修	
玄関改修			床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修	
昇降口改修			床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修	
保健室改修			シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修	
外構改修			段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)	
渡り廊下改修			段差解消改修 塗装替え改修	

○	改修建具
⊗	撤去建具



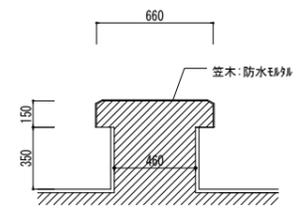
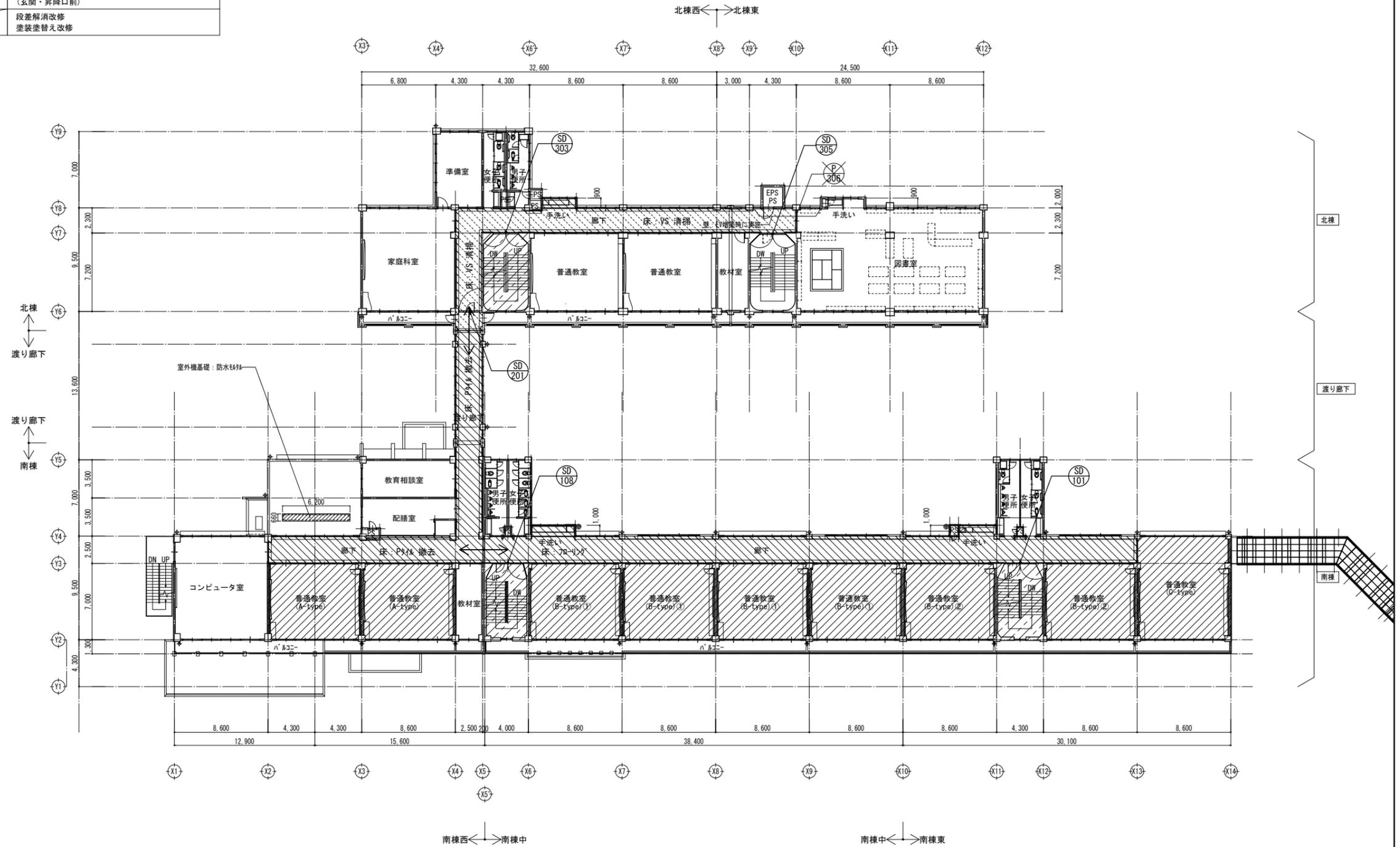
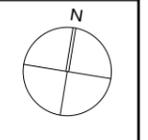
改修後 凡例			
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事
改修	教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り妻壁のみ断熱共) 黒板・掲示板・ロッカー等改修	床改修
	廊下改修		腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修
	階段室改修		壁改修・手摺改修・床・段鼻改修
	114区画改修		間仕切壁改修
	玄関改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	昇降口改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	保健室改修		シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修
	外構改修		段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)
渡り廊下改修		段差解消改修 塗装塗替え改修	

⊖	改修建具
⊕	新設建具



改修前 凡例			
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事
[斜線]	教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り妻壁のみ断熱共) 黒板・掲示板・ロッカー等改修	床改修
[斜線]	廊下改修		腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修
[斜線]	階段室改修		壁改修・手摺改修・床・段鼻改修
[斜線]	114区画改修		間仕切壁改修
[斜線]	玄関改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
[斜線]	昇降口改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
[斜線]	保健室改修		シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修
[斜線]	外構改修		段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)
[斜線]	渡り廊下改修		段差解消改修 塗装差替え改修

○	改修建具
⊗	撤去建具

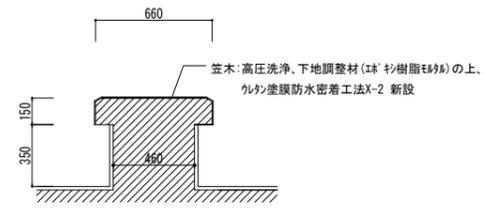
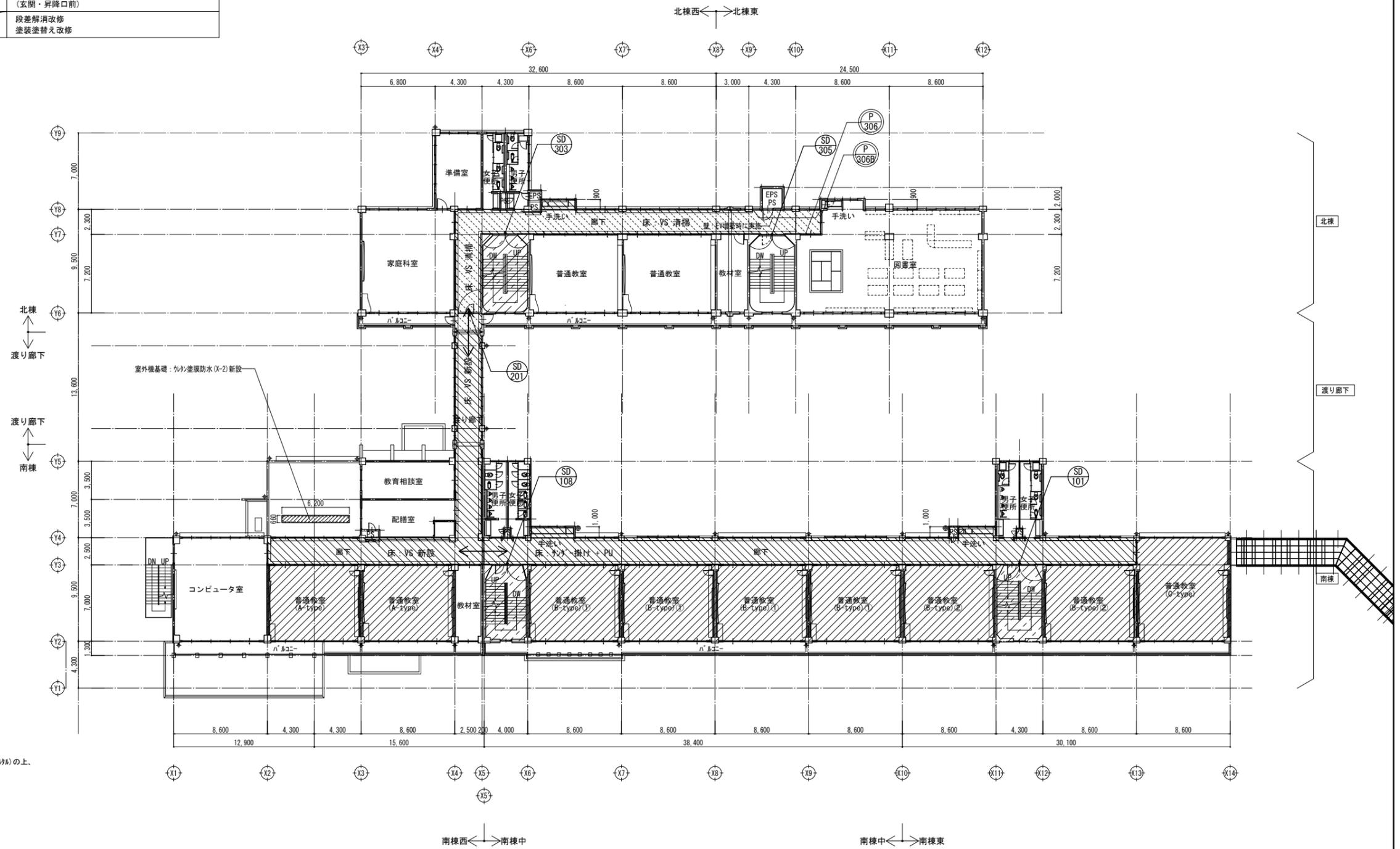
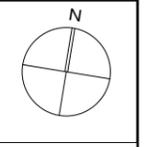


室外機基礎廻り詳細図 (改修前) 1/20

2階平面図 1/200

改修後 凡例			
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事
改修	教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り妻壁のみ断熱共) 黒板・掲示板・ロッカー等改修	床改修
	廊下改修		腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修
	階段室改修		壁改修・手摺改修・床・段鼻改修
	114区画改修		間仕切壁改修
	玄関改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	昇降口改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	保健室改修		シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修
	外構改修		段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)
渡り廊下改修		段差解消改修 塗装塗替え改修	

○	改修建具
⊕	新設建具

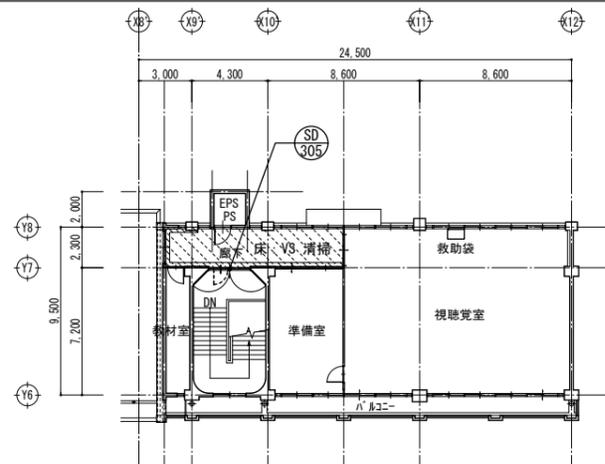


室外機基礎廻り詳細図 (改修後) 1/20

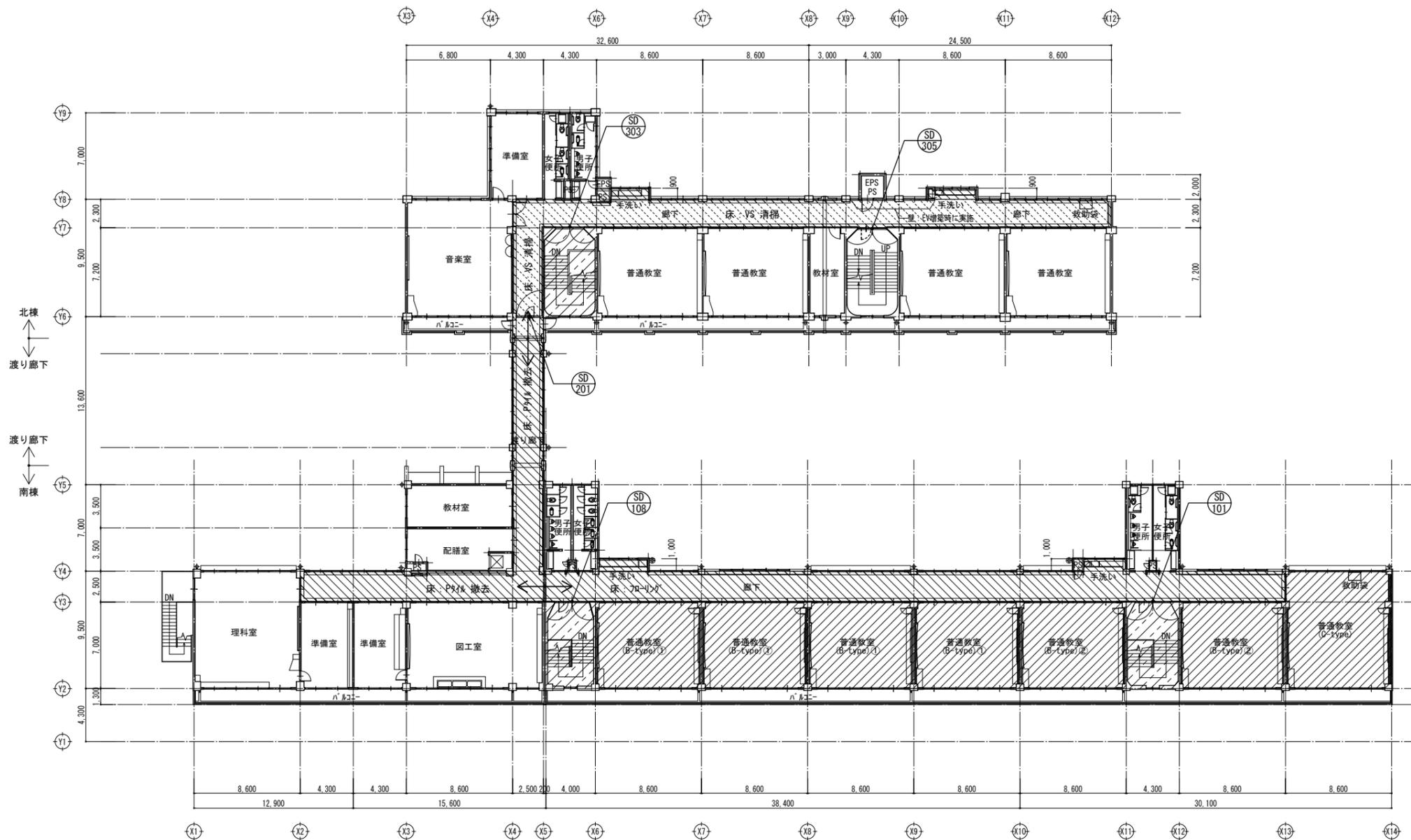
2階平面図 1/200

改修前 凡例			
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事
教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り妻壁のみ断熱共) 黒板・掲示板・ロッカー等改修		床改修
廊下改修			腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修
階段室改修			壁改修・手摺改修・床・段鼻改修
114区画改修			間仕切壁改修
玄関改修			床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
昇降口改修			床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
保健室改修			シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修
外構改修			段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)
渡り廊下改修			段差解消改修 塗装塗替え改修

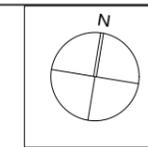
○	改修建具



4階平面図 1/200



3階平面図 1/200



株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 寛次

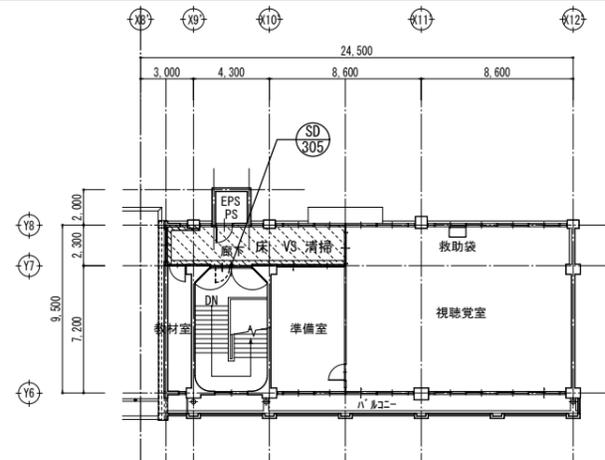
整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/200
 A3 1/400

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 3・4階平面図(改修前)・建具+ﾌﾟﾗﾝ

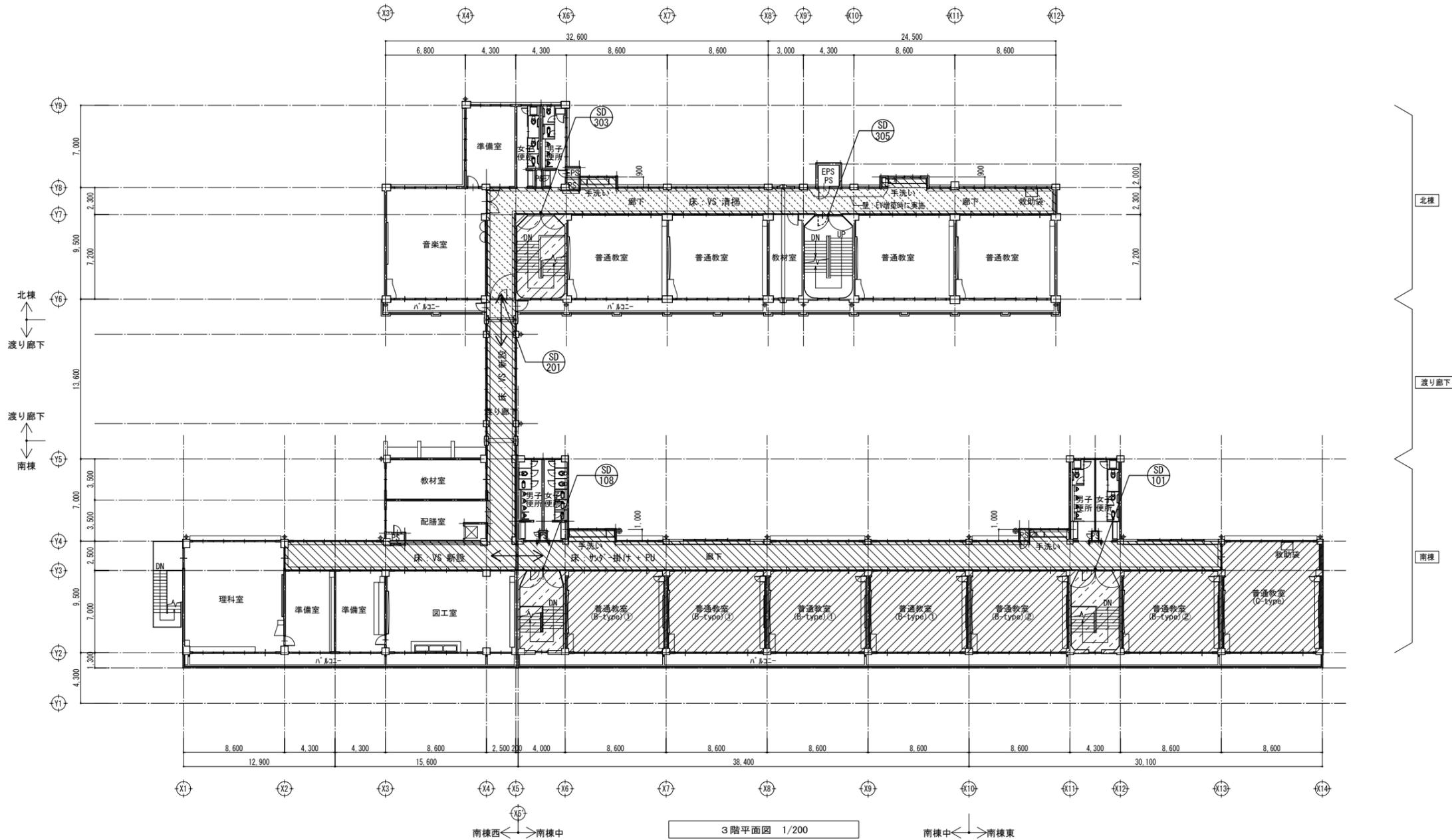
NO.
 N-08

改修後 凡例			
改修範囲	改修対象	1期主体工事	2期主体工事
改修	教室改修	腰壁・壁改修 (X14通り裏壁のみ新築) 黒板・掲示板・ロッカー等改修	床改修
	廊下改修		腰壁・壁改修・床改修 掲示板・流し台改修
	階段室改修		壁改修・手摺改修・床・段鼻改修
	114区画改修		間仕切壁改修
	玄関改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	昇降口改修		床改修 (スロープ設置による段差解消) 壁改修・下足入・傘立て改修
	保健室改修		シャワー室・流し台・洗濯機置場新設 に伴う内装改修
	外構改修		段差解消改修・スロープ新設 (玄関・昇降口前)
渡り廊下改修		段差解消改修 塗装塗替え改修	

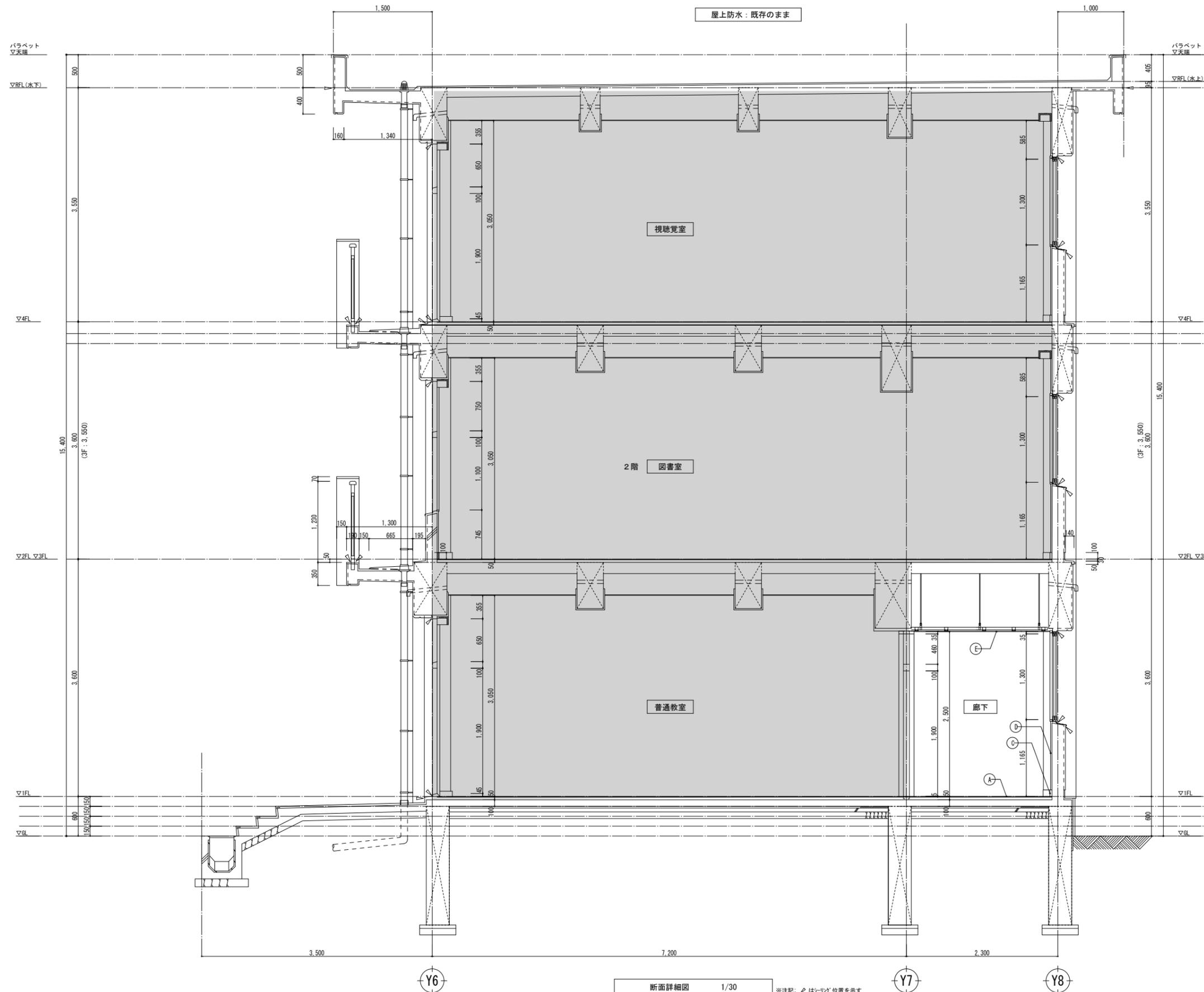
改修建具



4階平面図 1/200



3階平面図 1/200



■ 凡例

■ : 改修対象外を示す

内部仕上 凡例		
改修前	床: 天然木化粧70-リツグ t=15	
改修後	ワグ-掛けの上、水性ポリウレタン樹脂塗装(3回塗) 新設	
改修前	床: VSt=2.5	
改修後	既設のまま	
改修前	巾木: 木製OP H=100 撤去	
改修後	杉板H=100 WP 新設	
改修前	壁: モリタ 複層塗材E	
改修後	腰壁: 杉羽目板-t12 WP 新設 壁: トッコート塗替え	
改修前	天井: GB-Dt=9.5	
改修後	既設のまま	
改修前	柱型・梁型: モリタ 複層塗材E	
改修後	柱型・梁型: トッコート塗替え	
改修前	カーンBOX: 木製 t=20 OP	
改修後	SOP塗替	
改修前	-	
改修後	ビクマニール 新設	
改修前	-	
改修後	-	

断面詳細図 1/30

※注記: / はシリング位置を示す

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

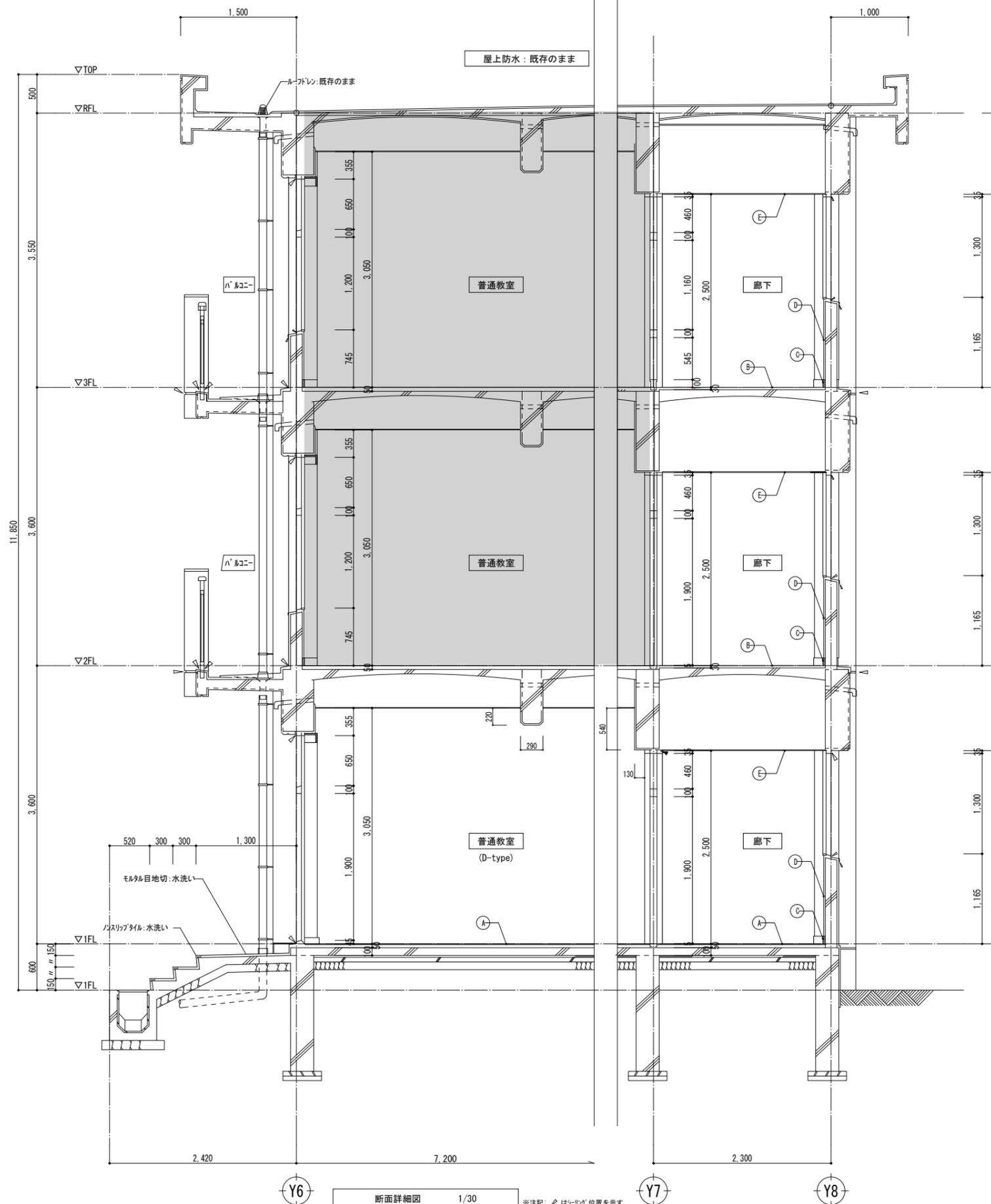
市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 寛次

設計
 整理番号
 年 月 日

縮尺
 A1 1/30
 A3 1/60

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 北棟東 断面詳細図(改修前後)

NO.
 N - 10



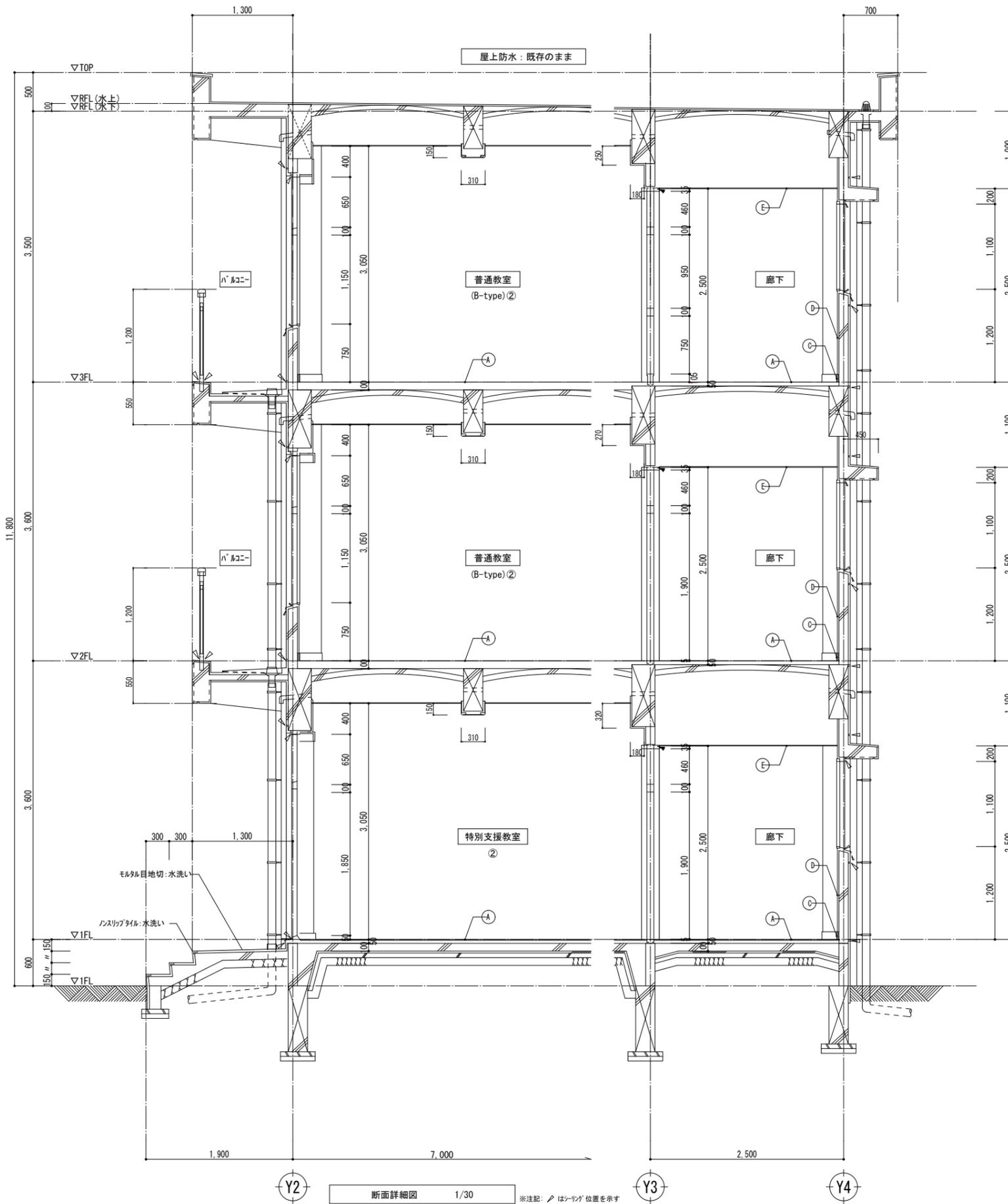
■ 凡例

■ : 改修対象外を示す

内部仕上 凡例		
A	改修前	フローリング ロケット=15
	改修後	ラング 掛けの上、水性 [※] ウレタン樹脂塗装(3回塗) 新設
B	改修前	床: VSt=2.0
	改修後	清掃(黒ずみ除去)
C	改修前	巾木: 木製OP H=100 撤去
	改修後	杉板H=100 WP 新設
D	改修前	壁: 珞外金 [†] AEP
	改修後	壁: 杉羽目板-t12 WP 新設 壁: 複層塗材E(小粒仕上) 新設
E	改修前	天井: GB-Dt=9.5
	改修後	既設のまま
F	改修前	柱型・梁型: 珞外金 [†] AEP
	改修後	柱型・梁型: EP-G塗替
G	改修前	中央梁型: 打放し ヒル石吹付(ノツタ) 撤去
	改修後	中央梁型: 下地調整材C-1の上、EP-G新設
H	改修前	カーンBOX: 木製 t=20 OP
	改修後	SOP塗替
I	改修前	-
	改修後	ビクテラール 新設

断面詳細図 1/30

※注記: / はラング位置を示す



内部仕上 凡例		
(A)	改修前	フローリングプロケット=15
	改修後	サングラ掛けの上、水性セリシロ樹脂塗装(3回塗) 新設
(B)	改修前	床: フローリングプロケット=15 OSW 家具改修部分のみ一部撤去 (鋼製床組+合板t15下地共)
	改修後	床: フローリングプロケット=15 OSW 家具改修部分のみ一部新設 (鋼製床組+合板t15下地共)
(C)	改修前	巾木: 木製OP H=100 撤去
	改修後	杉板H=100 WP 新設
(D)	改修前	壁: 珪藻土 AEP
	改修後	壁: 珪藻土板-t12 WP 新設 壁: 複層塗材E(小粒仕上) 新設
(E)	改修前	天井: GB-Dt=9.5
	改修後	既設のまま
(F)	改修前	柱型・梁型: 珪藻土 AEP
	改修後	柱型・梁型: EP-G塗替
(G)	改修前	中央梁型: 珪藻土L=5.5 OP
	改修後	中央梁型: SOP塗替
(H)	改修前	カーテンBOX: 木製 t=20 OP
	改修後	SOP塗替
(I)	改修前	-
	改修後	ビニールシート 新設

断面詳細図 1/30

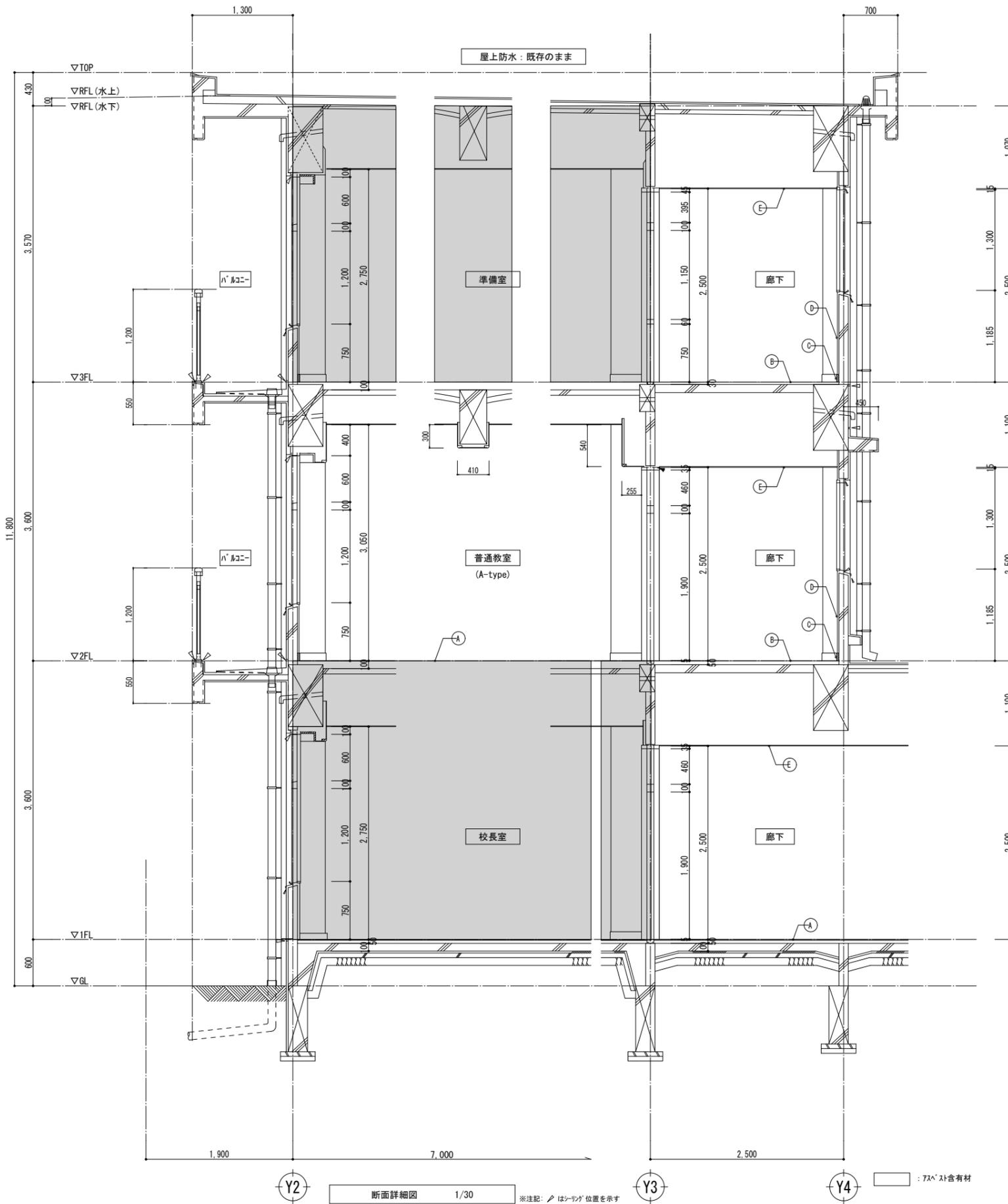
※注記: はフローリング位置を示す

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 TCHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第20234号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/20,30
 A3 1/40,60

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 南棟東 断面詳細図(改修前後)

NO. N-12



■ 凡例

■ : 改修対象外を示す

内部仕上 凡例		
(A)	改修前	フコ-リソグ アロケト=15
	改修後	サンダ-掛けの上、水性ホ-リソグ樹脂塗装(3回塗) 新設
(B)	改修前	VIt=2.0 撤去
	改修後	VSt=2.0 新設
(C)	改修前	巾木: 木製OP H=100 撤去
	改修後	杉板H=100 WP 新設
(D)	改修前	壁: モノ金コテ AEP 廊下 複層塗材E
	改修後	壁: 杉羽目板=t12 WP 新設 壁: トフコート塗替え
(E)	改修前	天井: GB-Dt=9.5
	改修後	既設のまま
(F)	改修前	柱型: モノ金コテ AEP
	改修後	柱型: EP-G塗替
(G)	改修前	梁型: シ合板t=5.5 OP
	改修後	梁型: SOP塗替
(H)	改修前	カーンBOX: 木製 t=20 OP
	改修後	SOP塗替
(I)	改修前	-
	改修後	ビクテラール 新設

断面詳細図 1/30

※注記: はソリソグ位置を示す

設計

整理番号

縮尺

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事

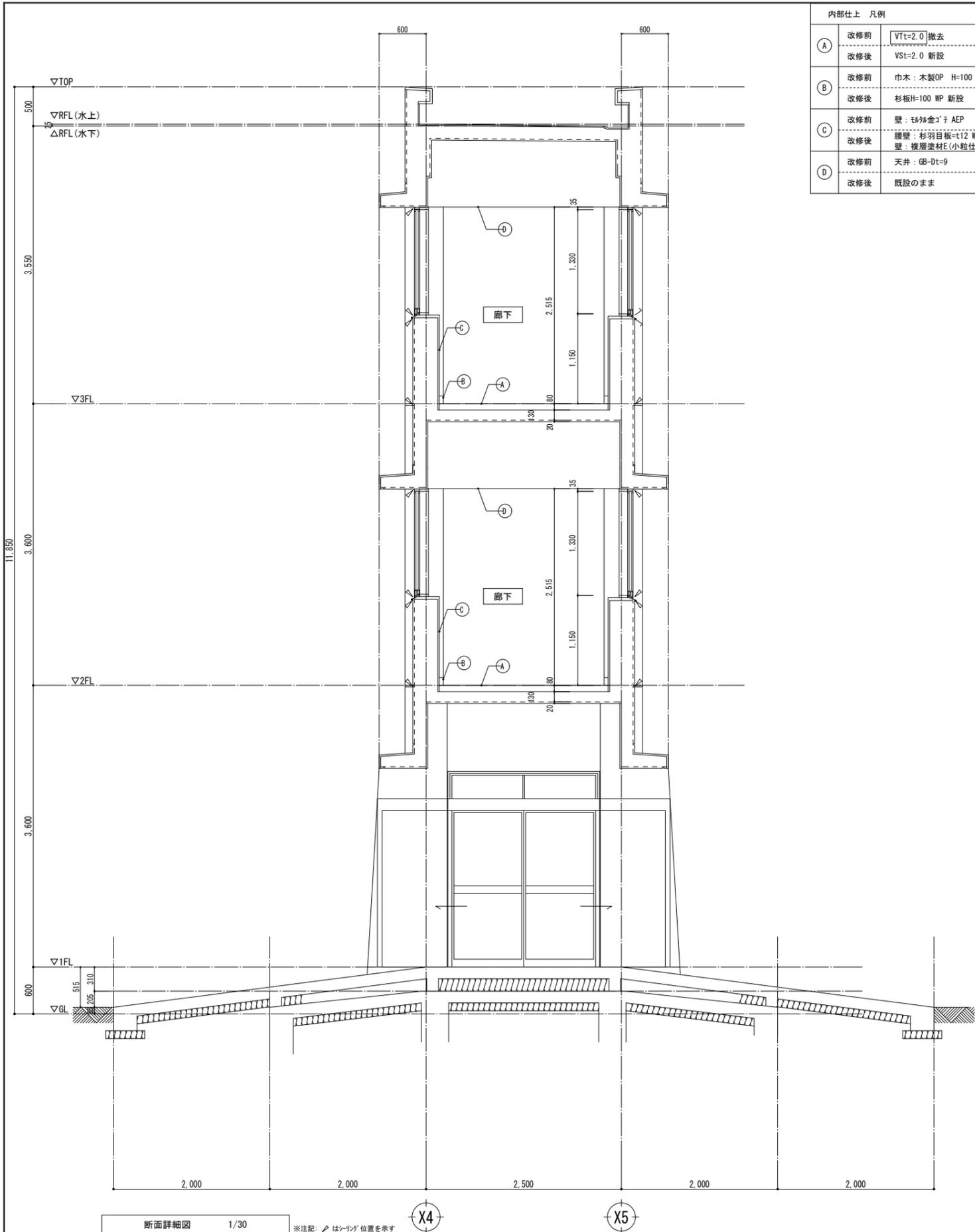
NO.

年月日

A1 1/20,30
A3 1/40,60

南棟西 断面詳細図(改修前後)

N-14



内部仕上 凡例

改修前	VT=2.0 撤去
改修後	VS=2.0 新設
改修前	巾木: 木製OP H=100 撤去
改修後	杉板H=100 WP 新設
改修前	壁: 珪藻土 AEP
改修後	壁: 杉羽目板=112 WP 新設 壁: 複層塗材E(小粒仕上) 新設
改修前	天井: GB-Dt=9
改修後	既設のまま

□ : 7A^1 仕含有材

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 寛次

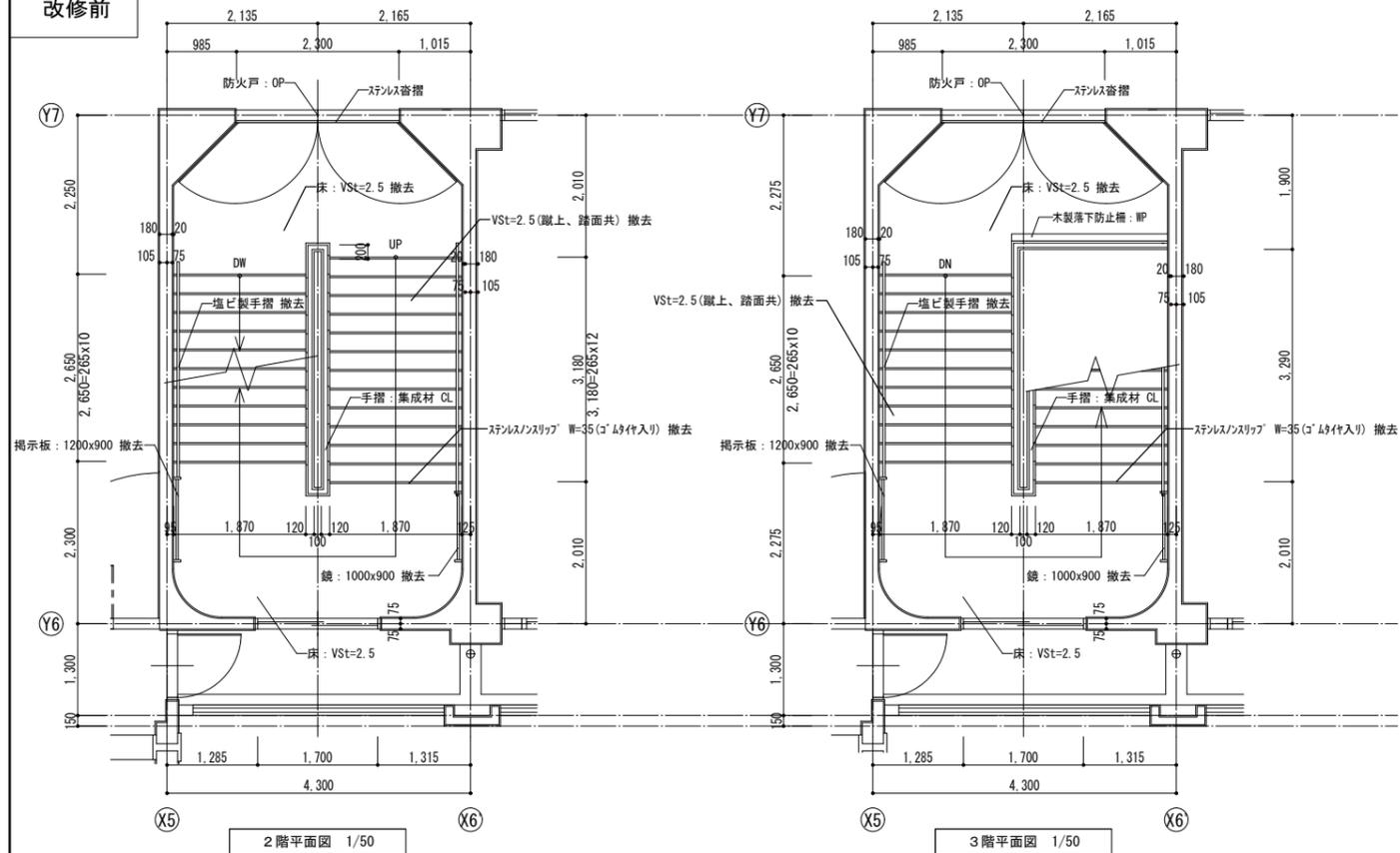
設計
 年月日

整理番号
 縮尺
 A1 1/30
 A3 1/60

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 渡り廊下 断面詳細図(改修前後)

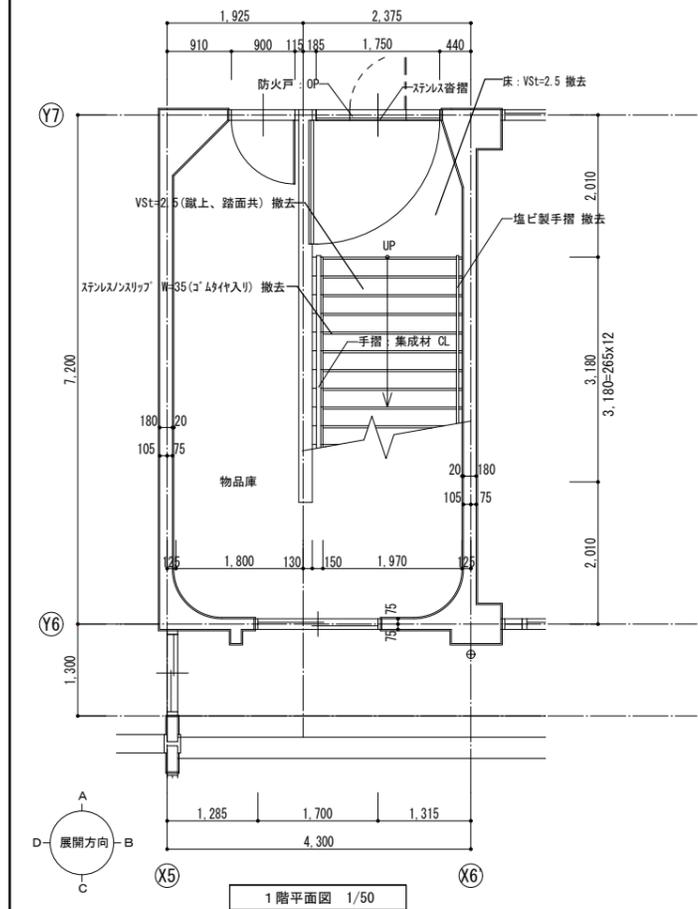
NO.
 N - 15

改修前

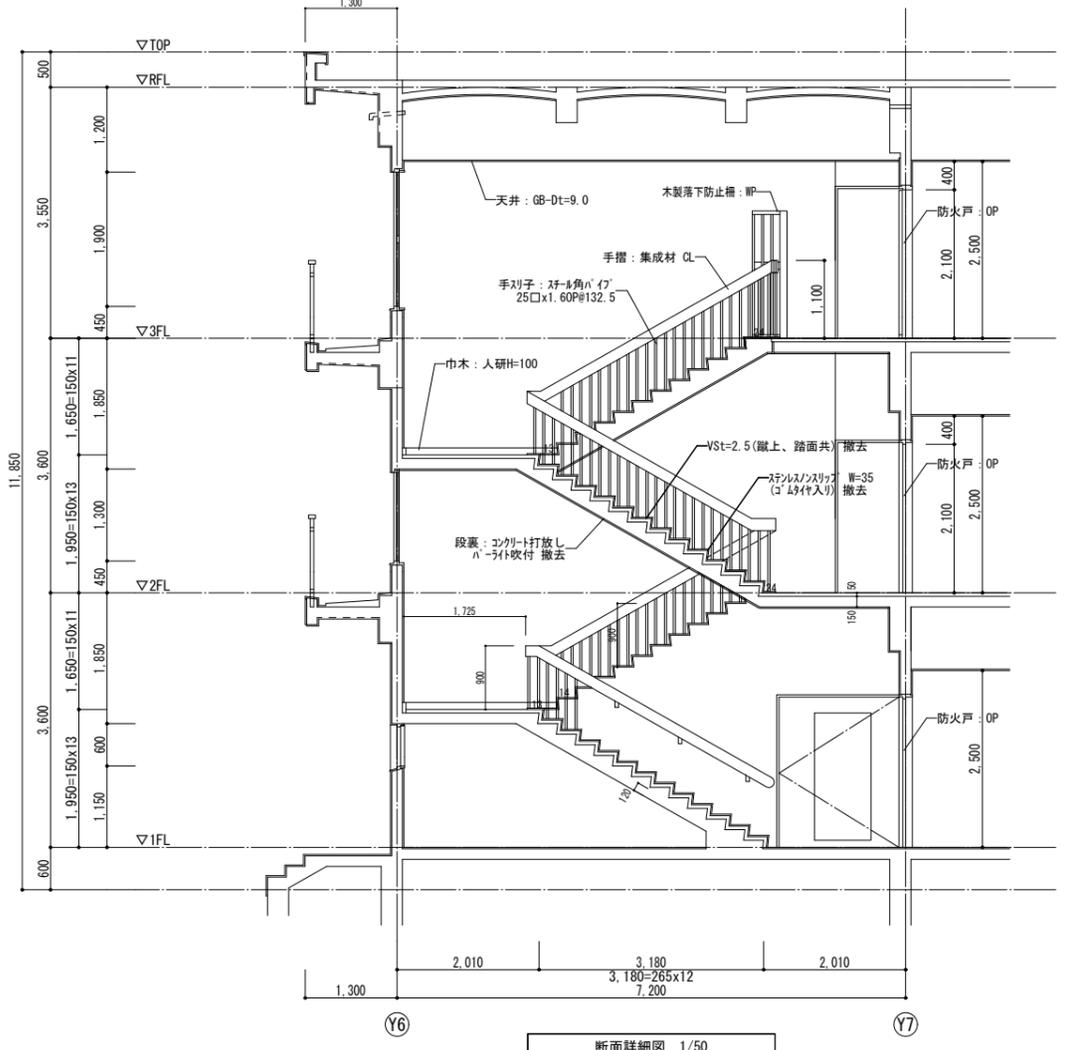


2階平面図 1/50

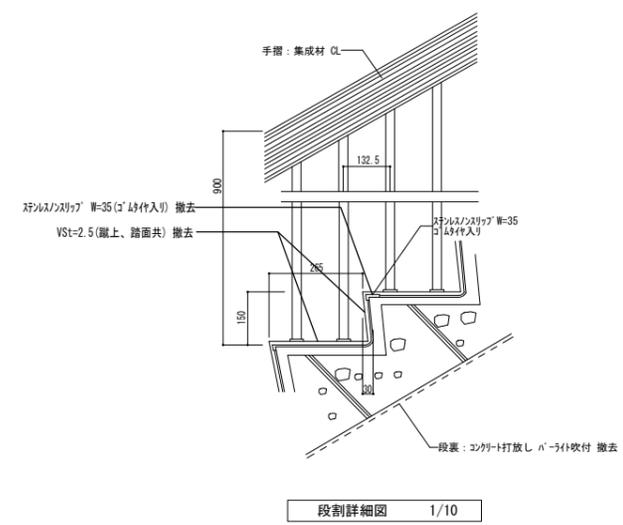
3階平面図 1/50



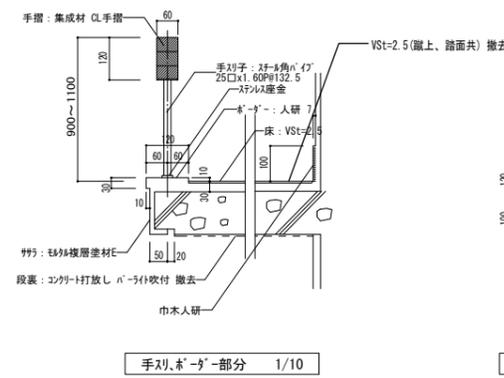
1階平面図 1/50



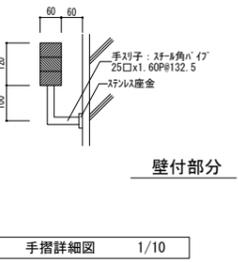
断面詳細図 1/50



段割詳細図 1/10



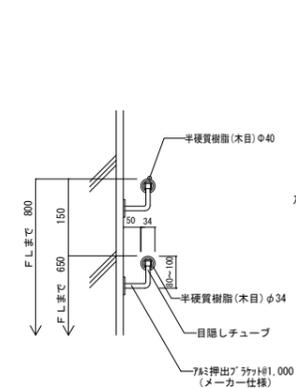
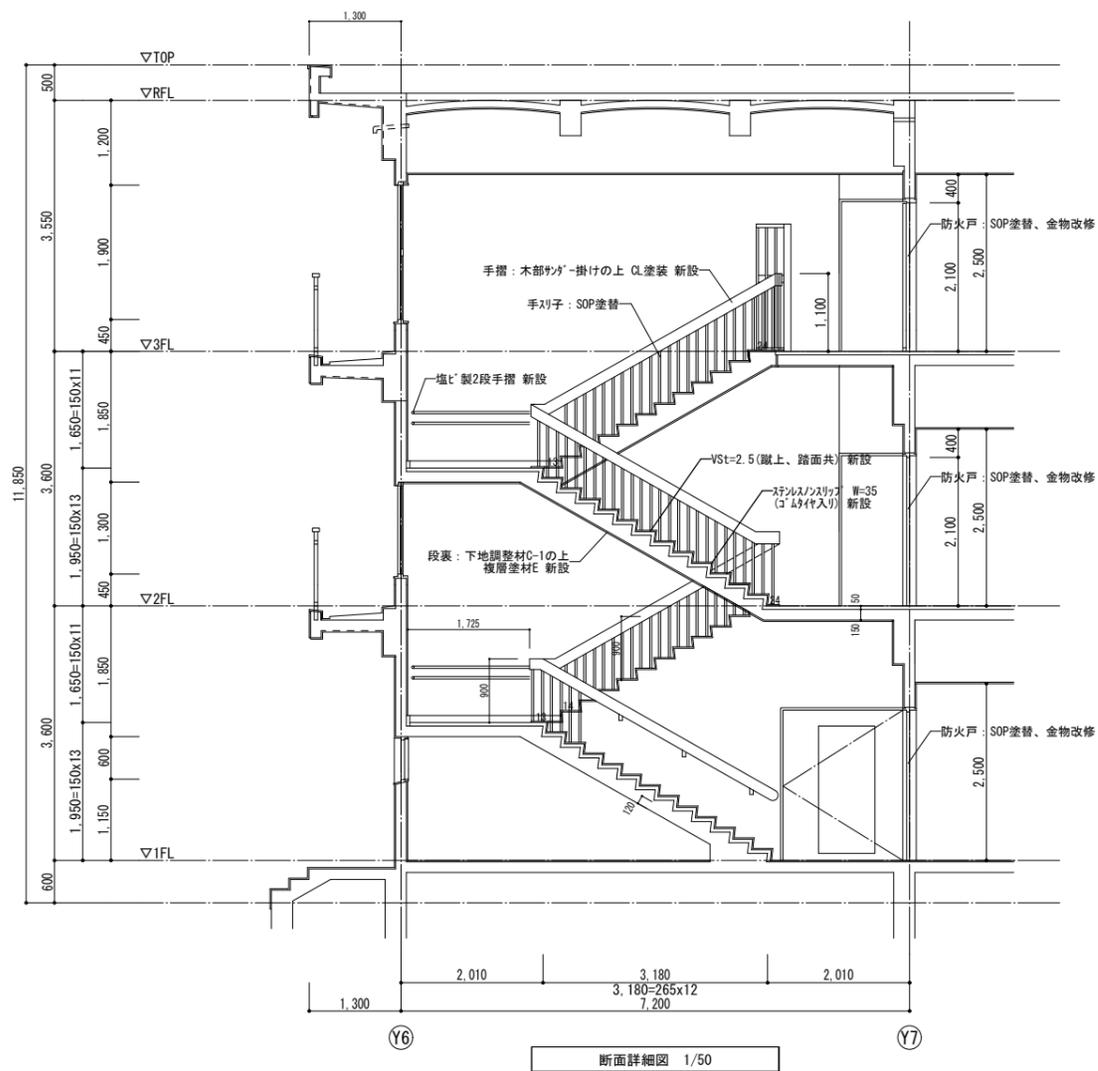
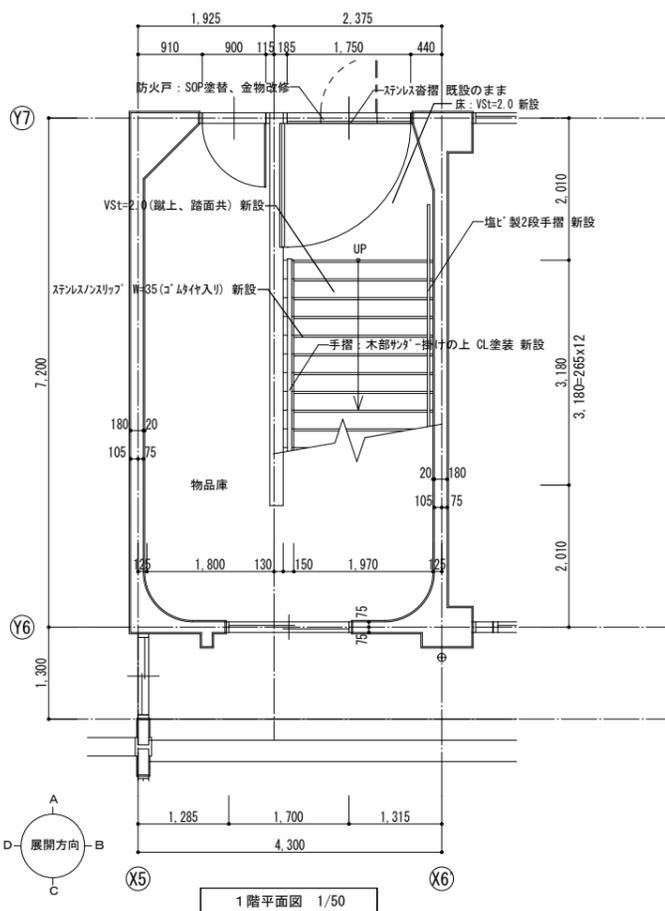
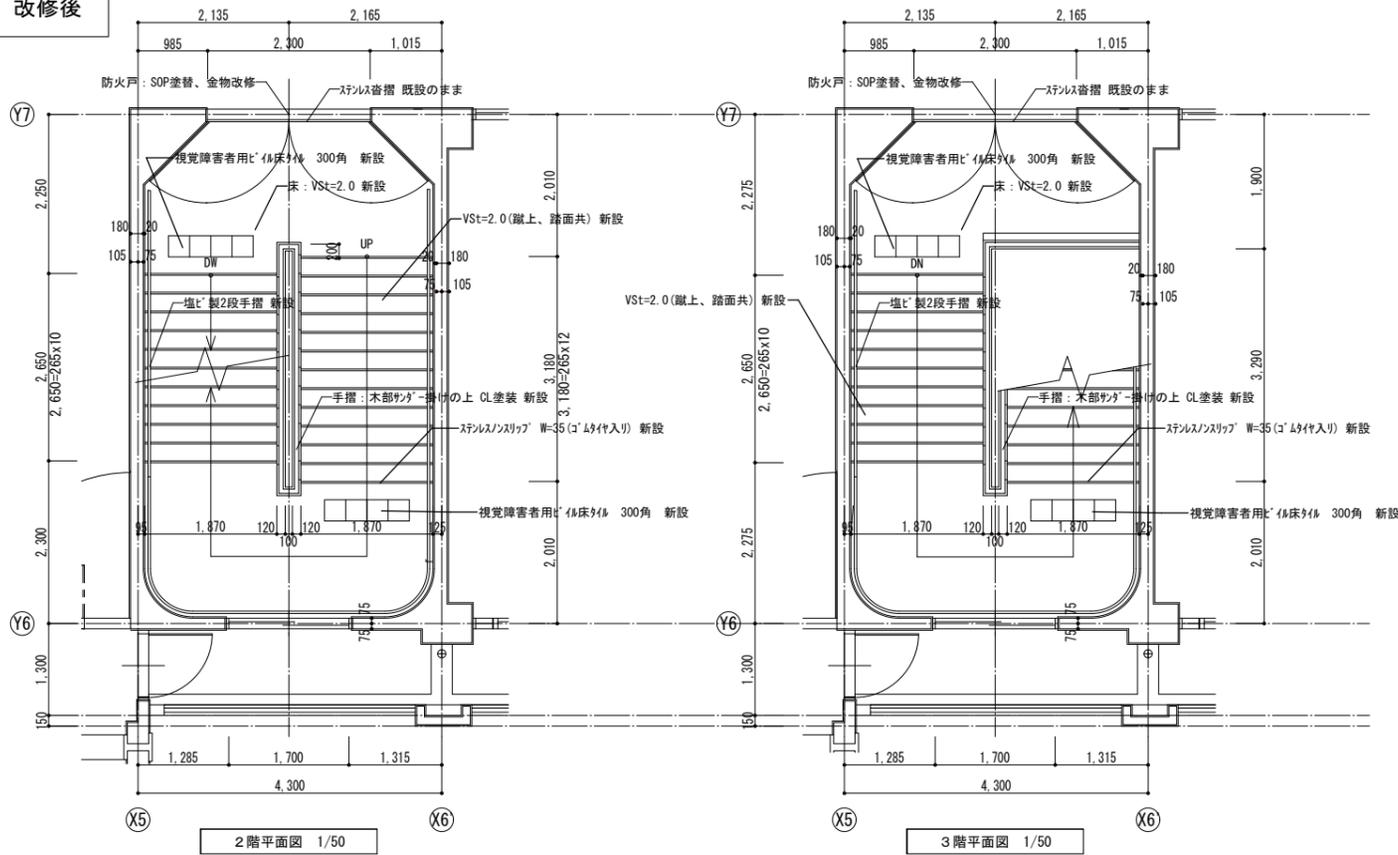
手摺、鉄角部分 1/10



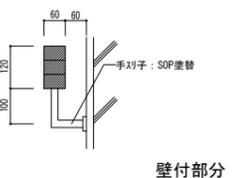
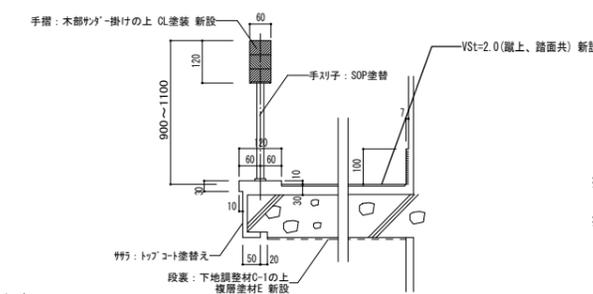
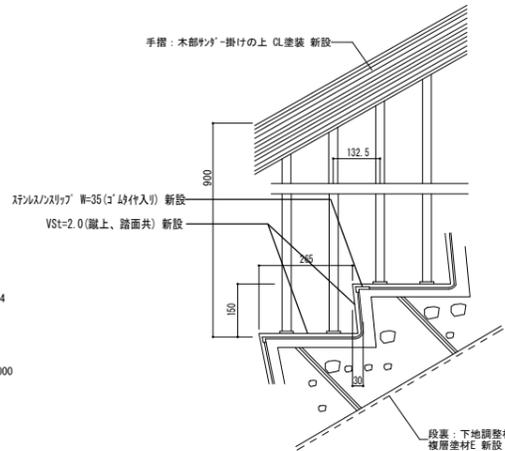
手摺詳細図 1/10

壁付部分

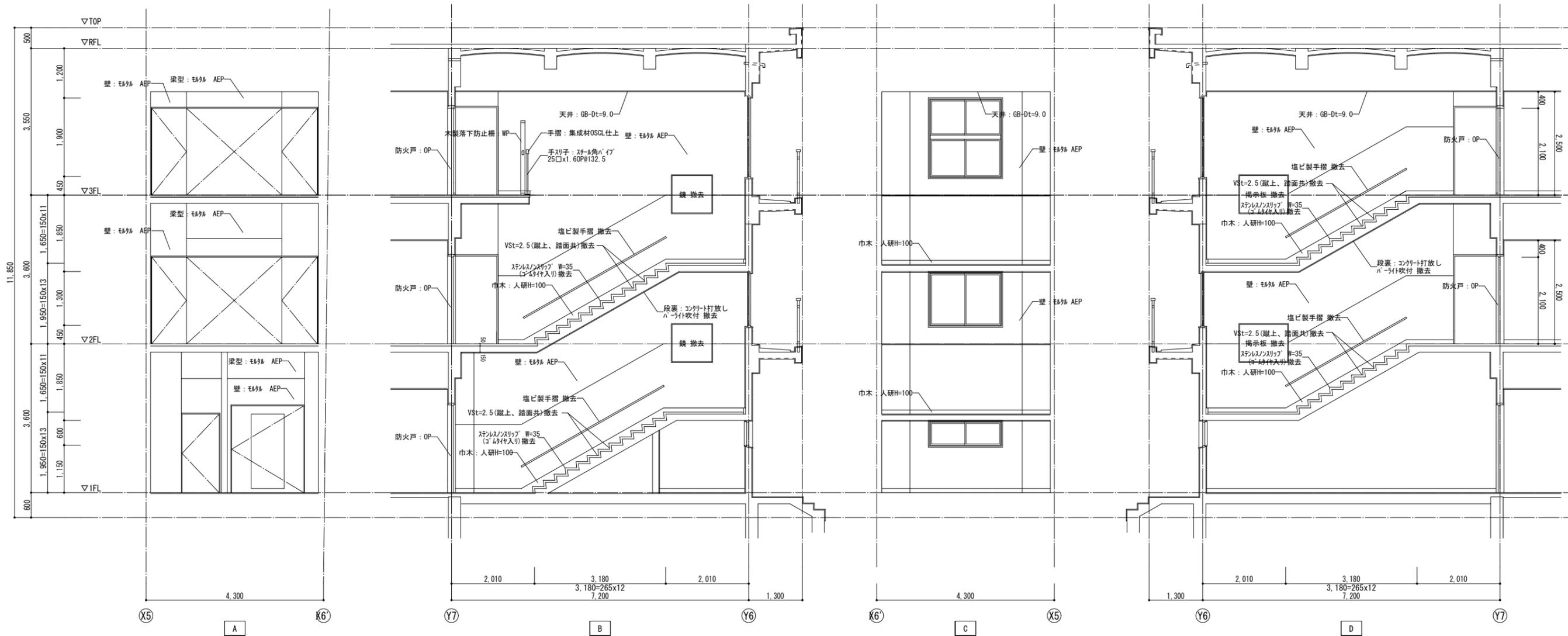
改修後

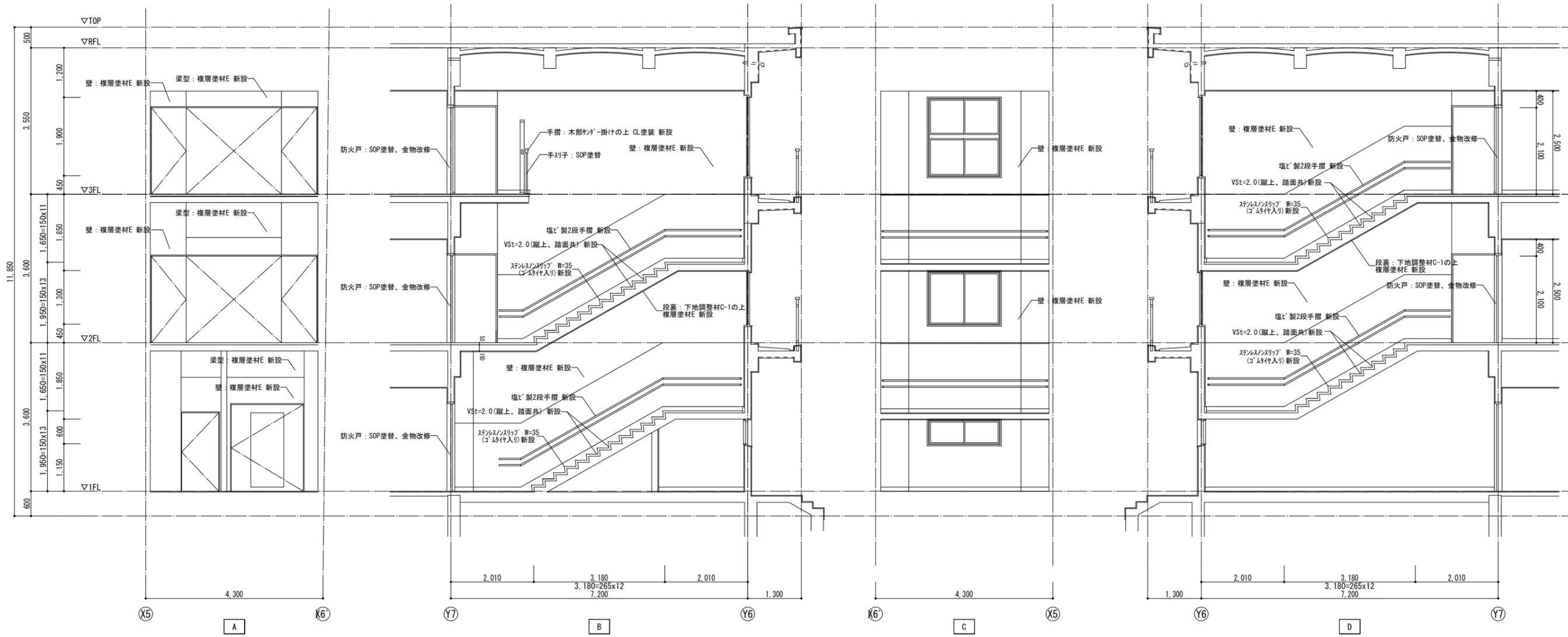


注1) 手摺端部は曲げ加工
 注2) 曲げ部は機械1本加工とする。
 注3) 既存にある手摺に連続して付け足すものとする

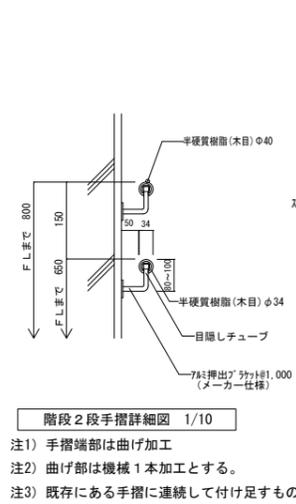
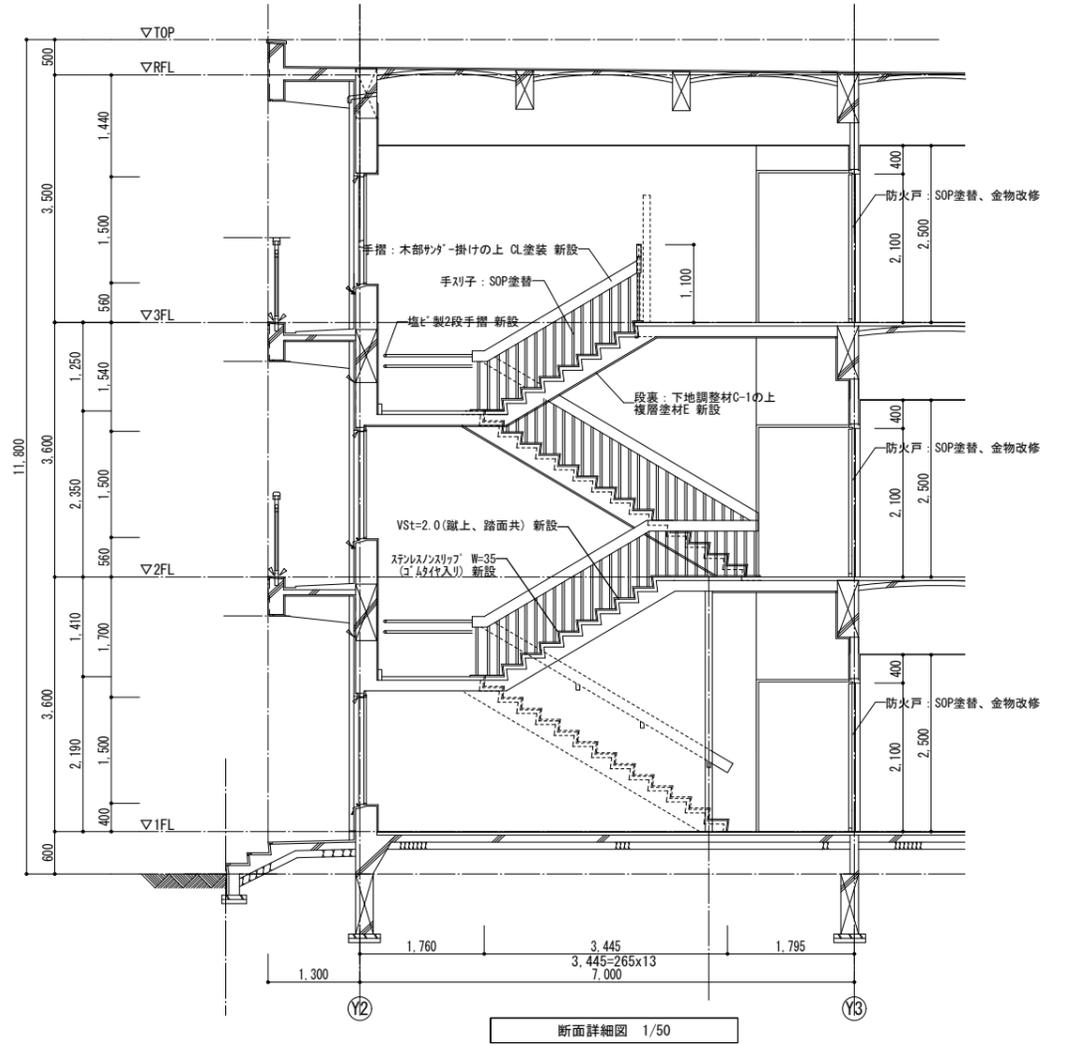
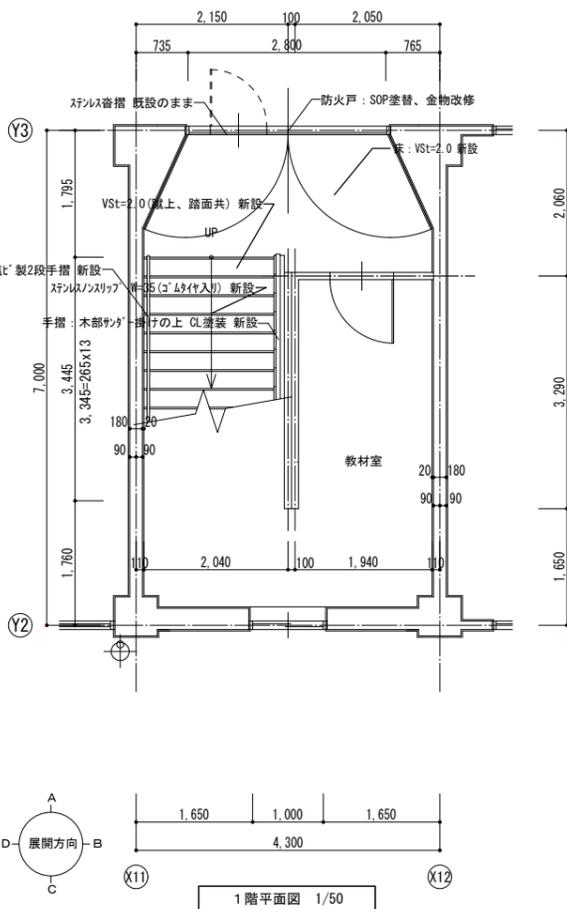
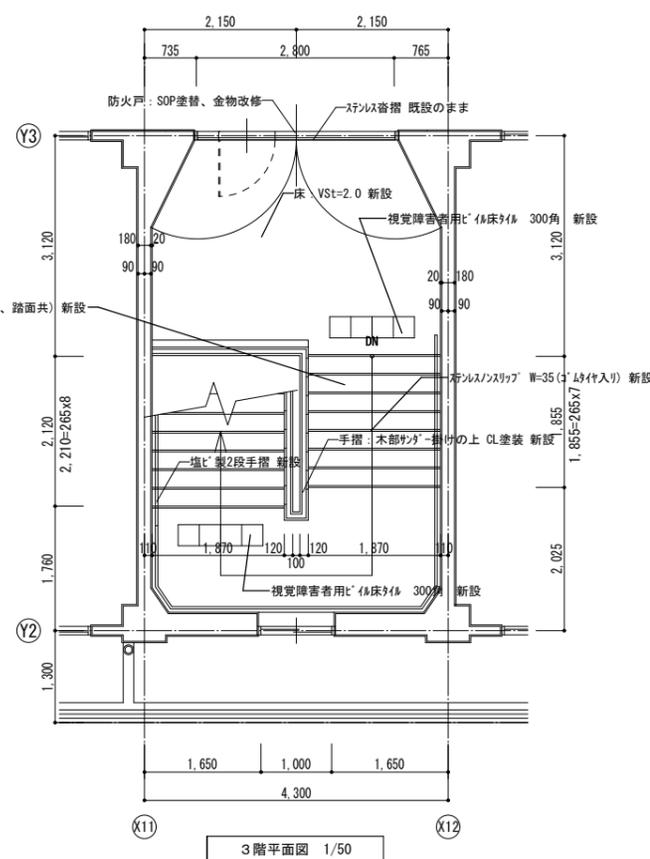
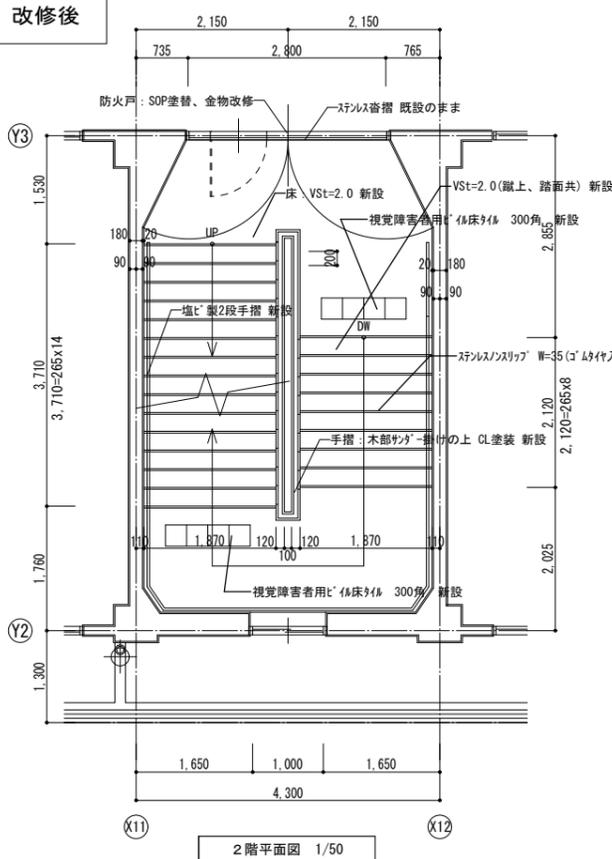


壁付部分

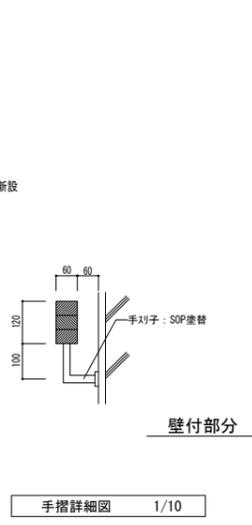
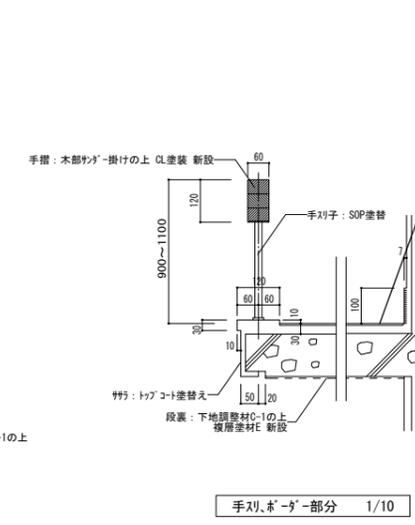
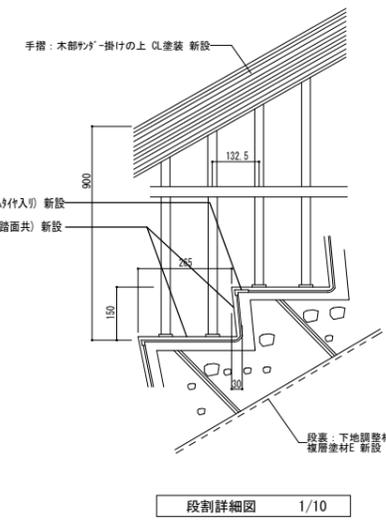




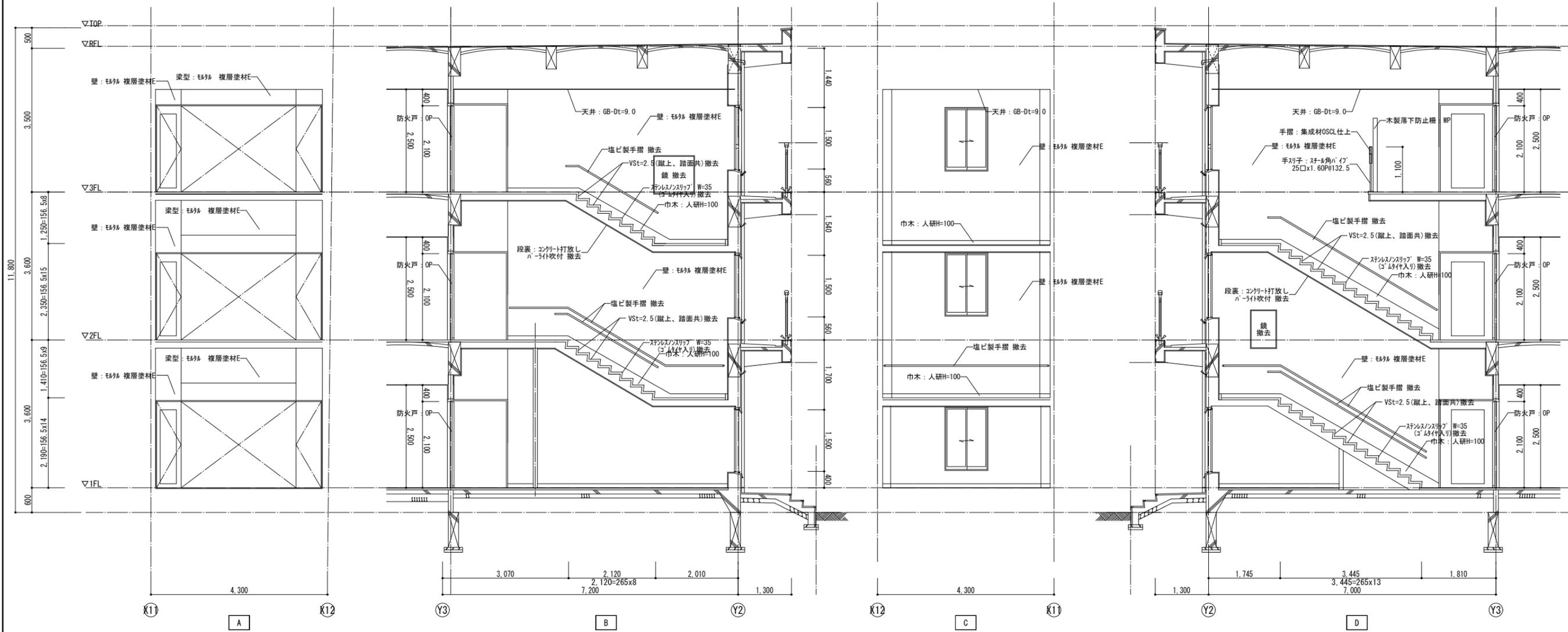
改修後



- 注1) 手摺端部は曲げ加工
- 注2) 曲げ部は機械1本加工とする。
- 注3) 既存にある手摺に連続して付け足すものとする



壁付部分

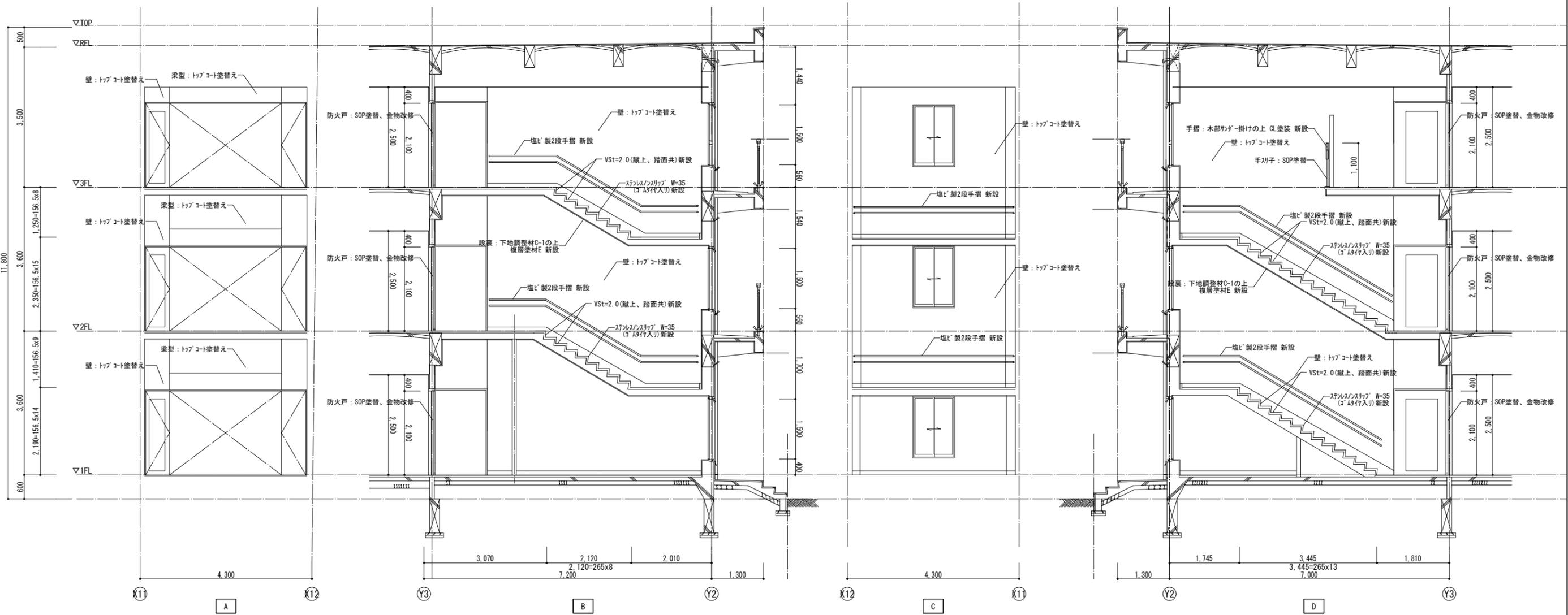


・		・	
・		・	
・		・	
・		・	


株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理 建築士・管理 技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

設計
 整理番号
 縮尺
 年月日
 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及びび保全主体工事
 南棟東 階段室展開図(改修前)

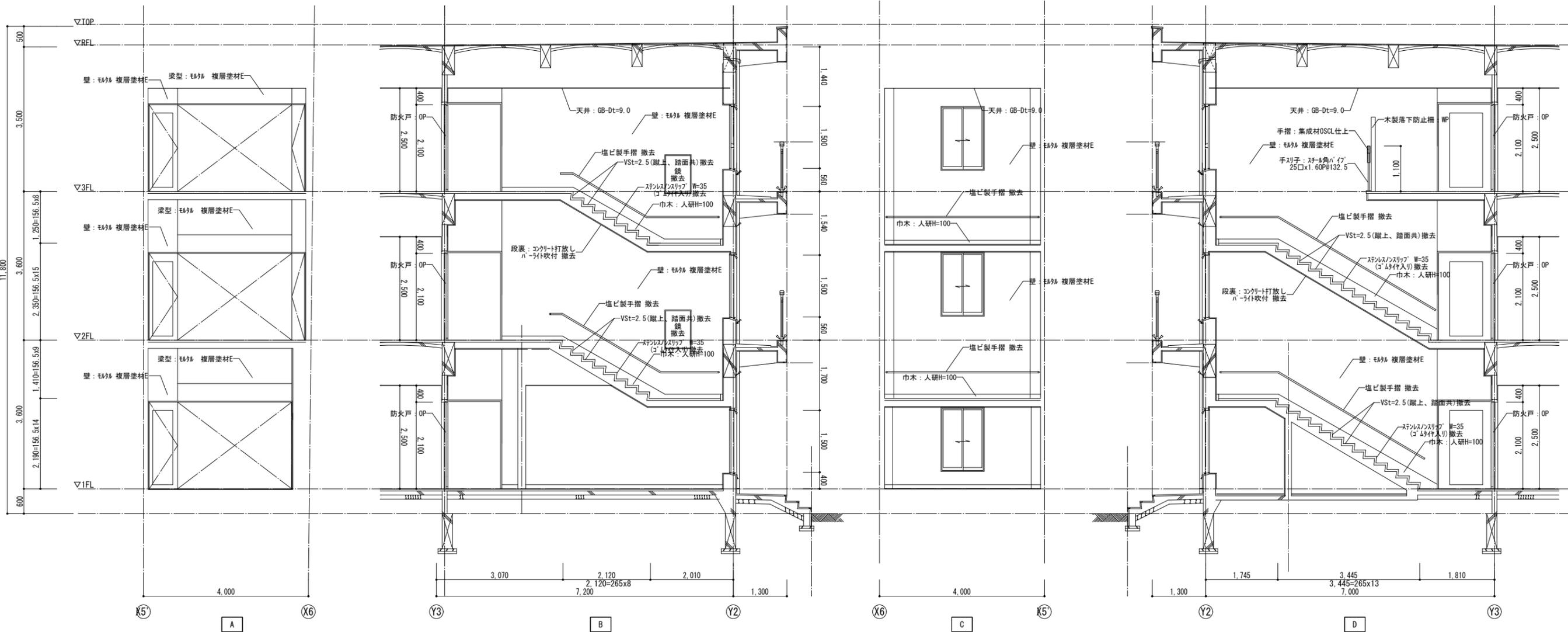


・		・	
・		・	
・		・	
・		・	


株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号	縮尺
年月日	A1 1/50 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及びび保全主体工事
 南棟東 階段室展開図(改修後)



・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

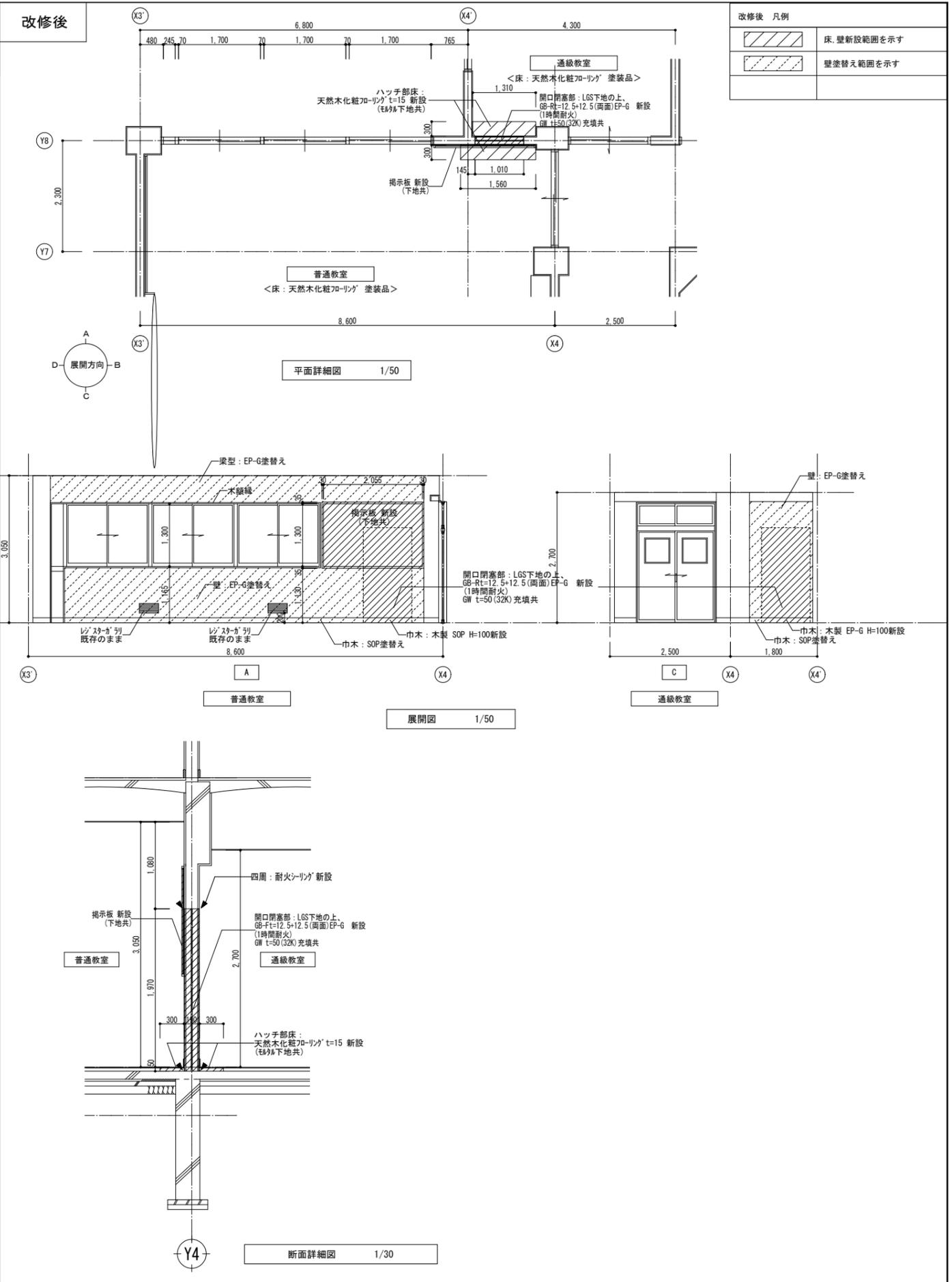
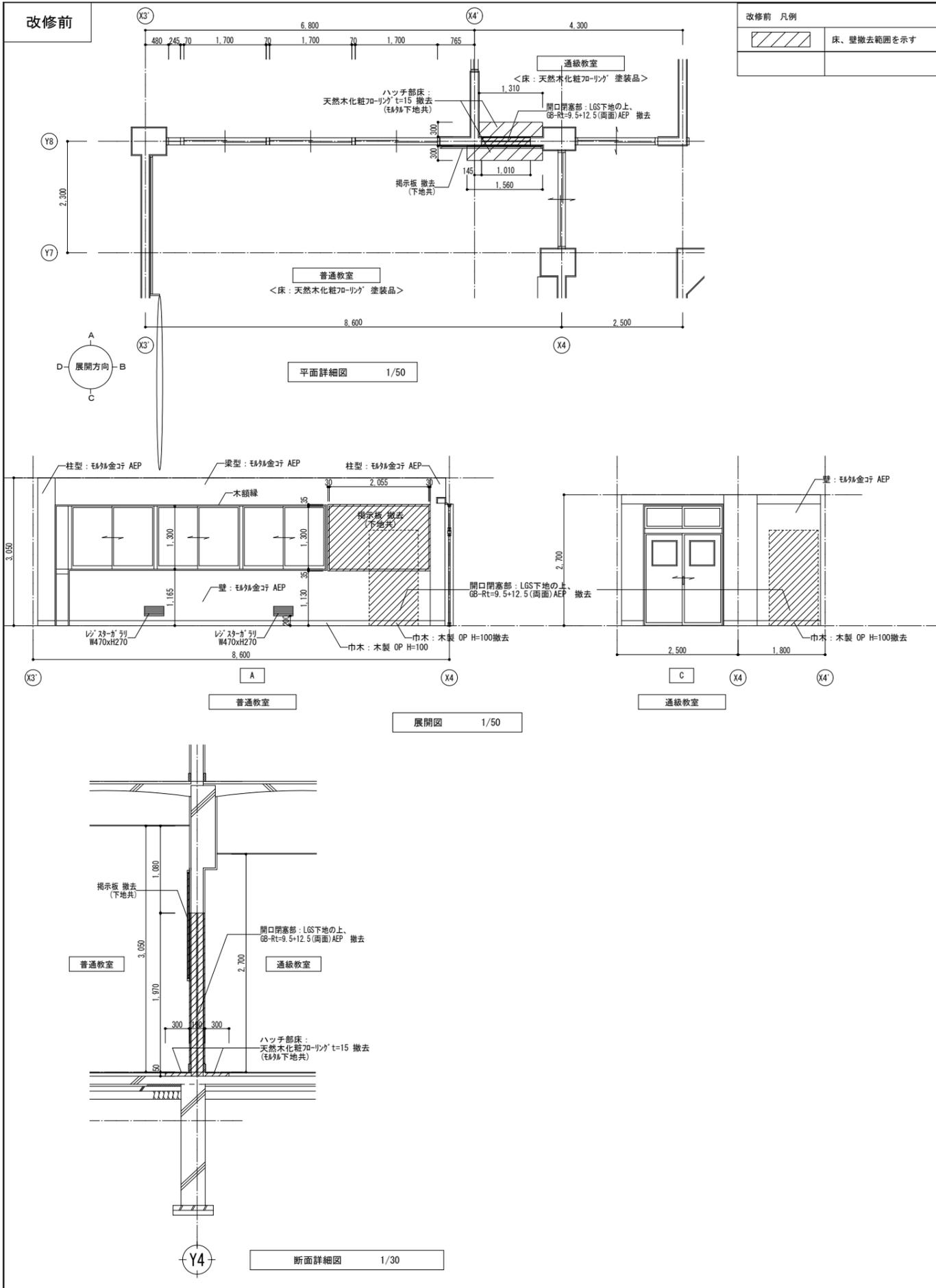

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 貴次

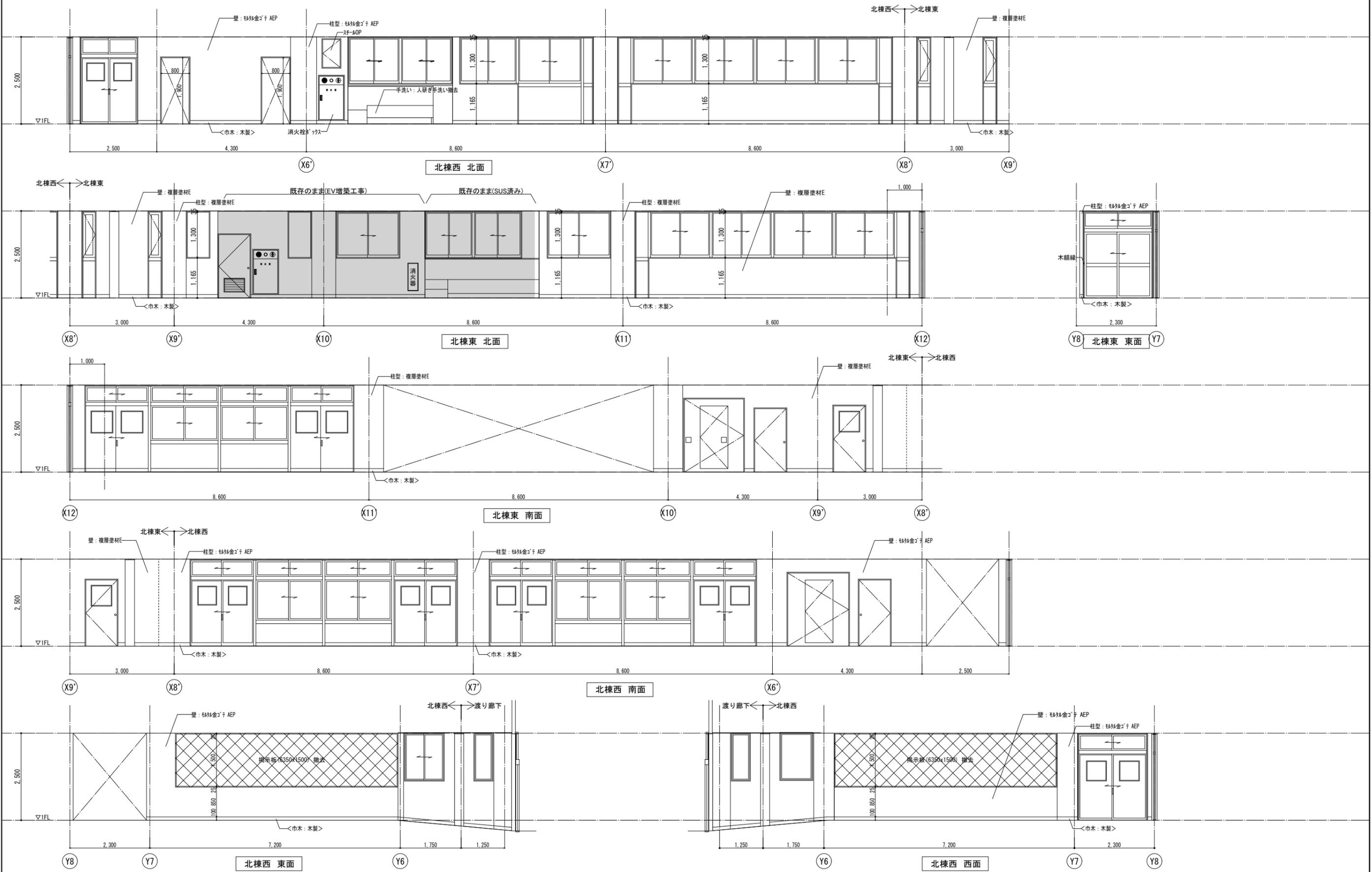
整理番号
 年月日

縮尺
 A1 1/50
 A3 1/100

安城北小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 南棟中 階段室展開図(改修前)

NO.
 N - 26





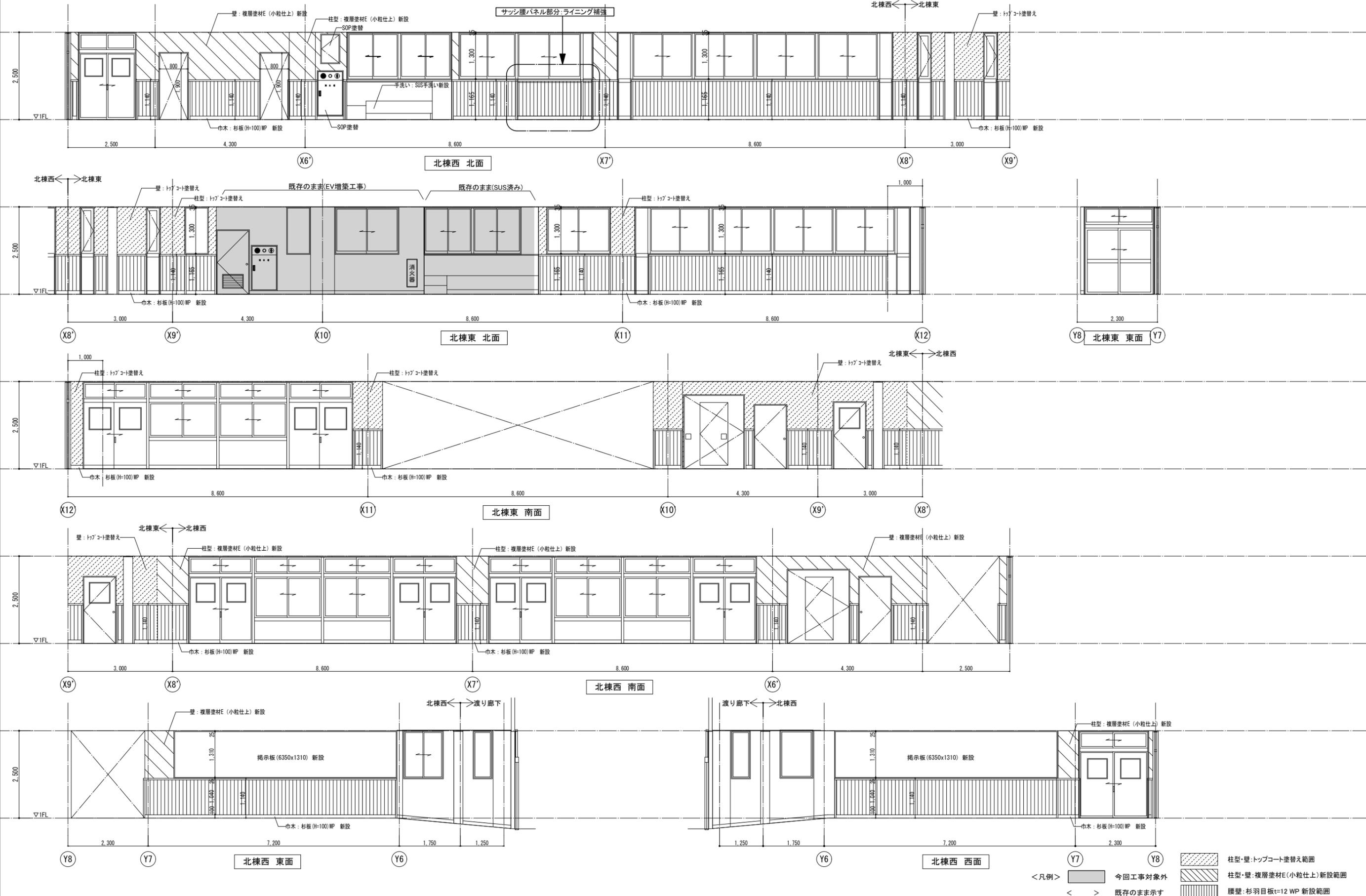
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 1階廊下(北棟)展開図(改修前)

NO.
 N-29

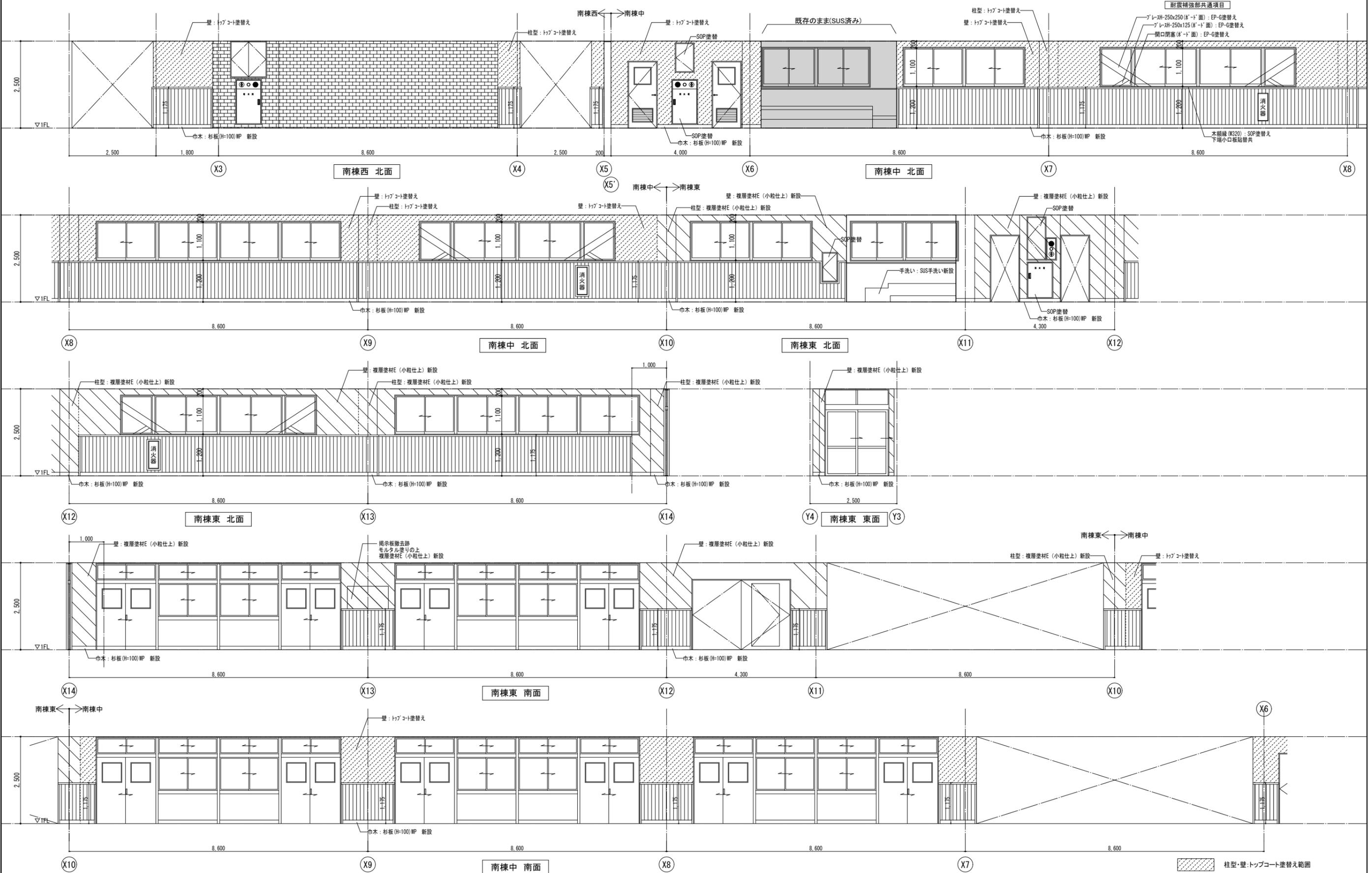


※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第20234号 早瀬 貴次

整理番号	縮尺
年月日	A1 1/50 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 1階廊下(北棟)展開図(改修後)



耐震補強部共通項目

- グレーH-250x250(※-D)面：EP-G塗替え
- グレーH-250x125(※-D)面：EP-G塗替え
- 開口閉塞(※-D)面：EP-G塗替え

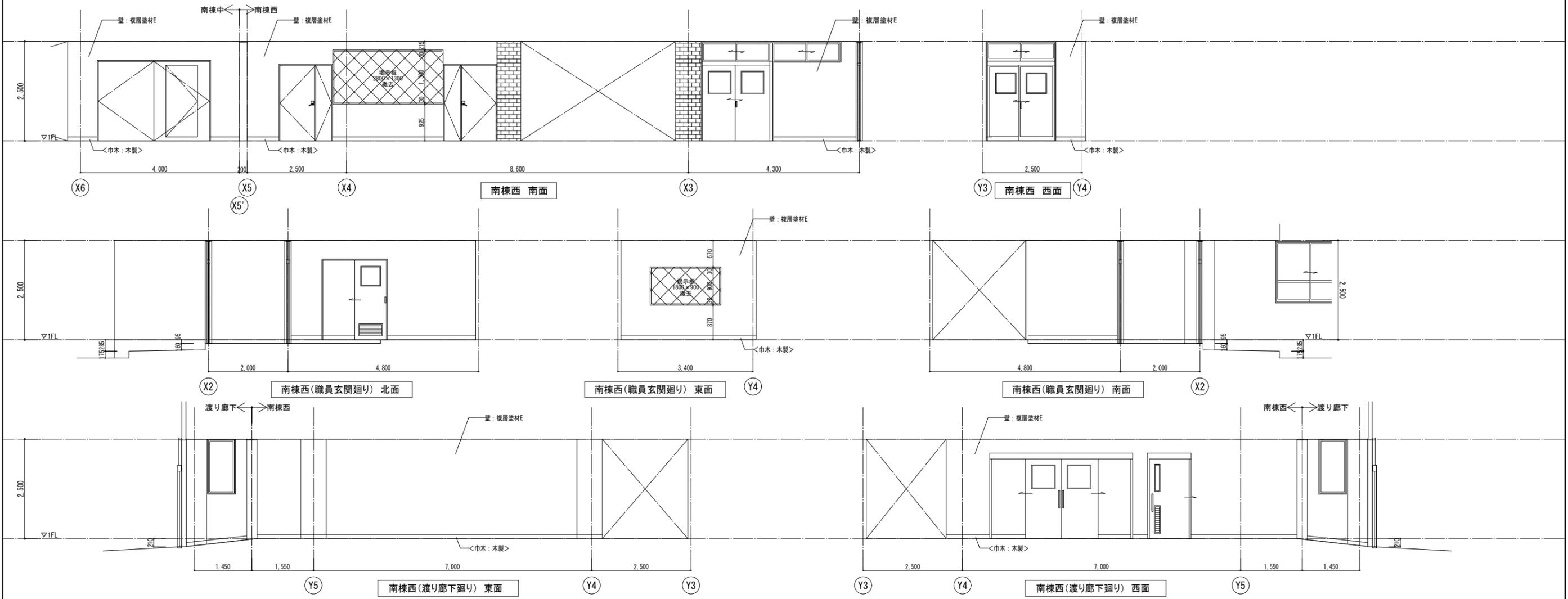
- 柱・壁・トップコート塗替え範囲
- 柱・壁・複層塗材E(小粒仕上)新設範囲
- 腰壁・杉羽目板=12 WP 新設範囲

<凡例> 今回工事対象外
 既存のまま示す

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052)618-8211 FAX (052)618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 寛次

整理番号 縮尺 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 NO.
 年月日 A1 1/50 1階廊下(南棟)展開図(1)(改修後) N-32
 A3 1/100



<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す

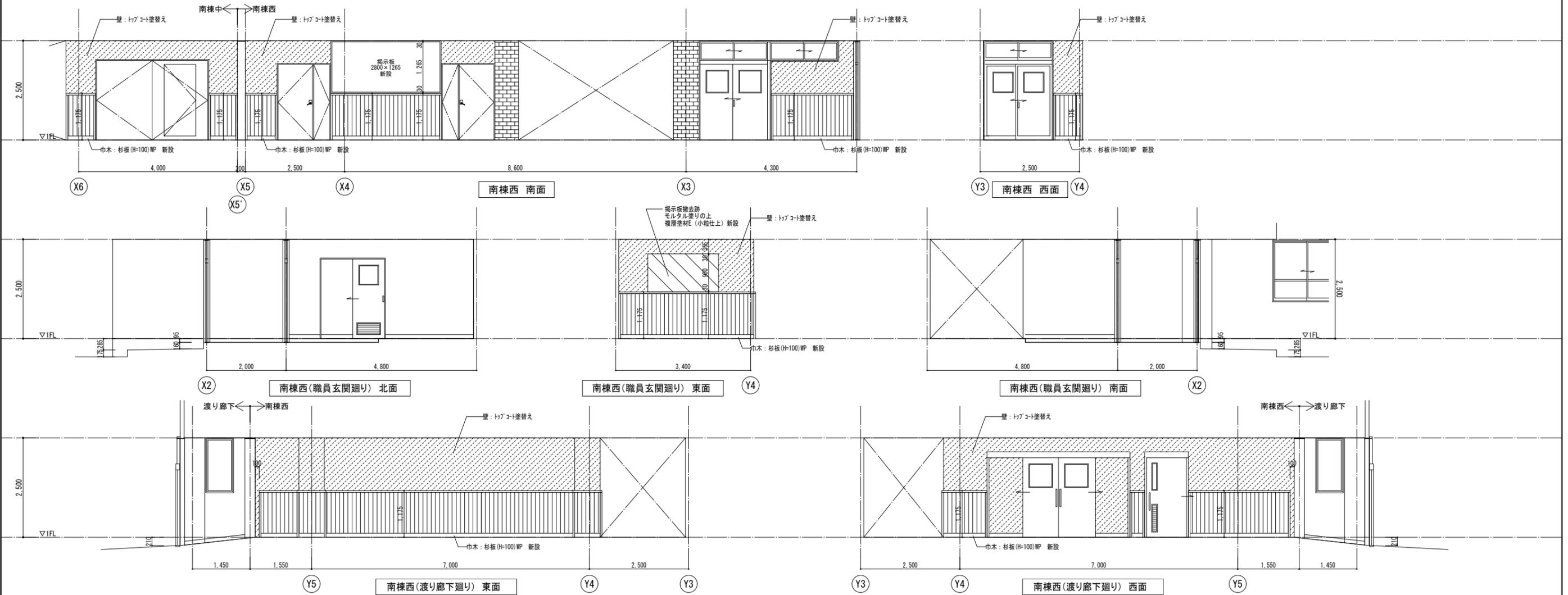
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号
 縮尺
 年月日

安城北部小学校校舎改修第2期及びび保全主体工事
 1階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修前)

NO.
 N-33

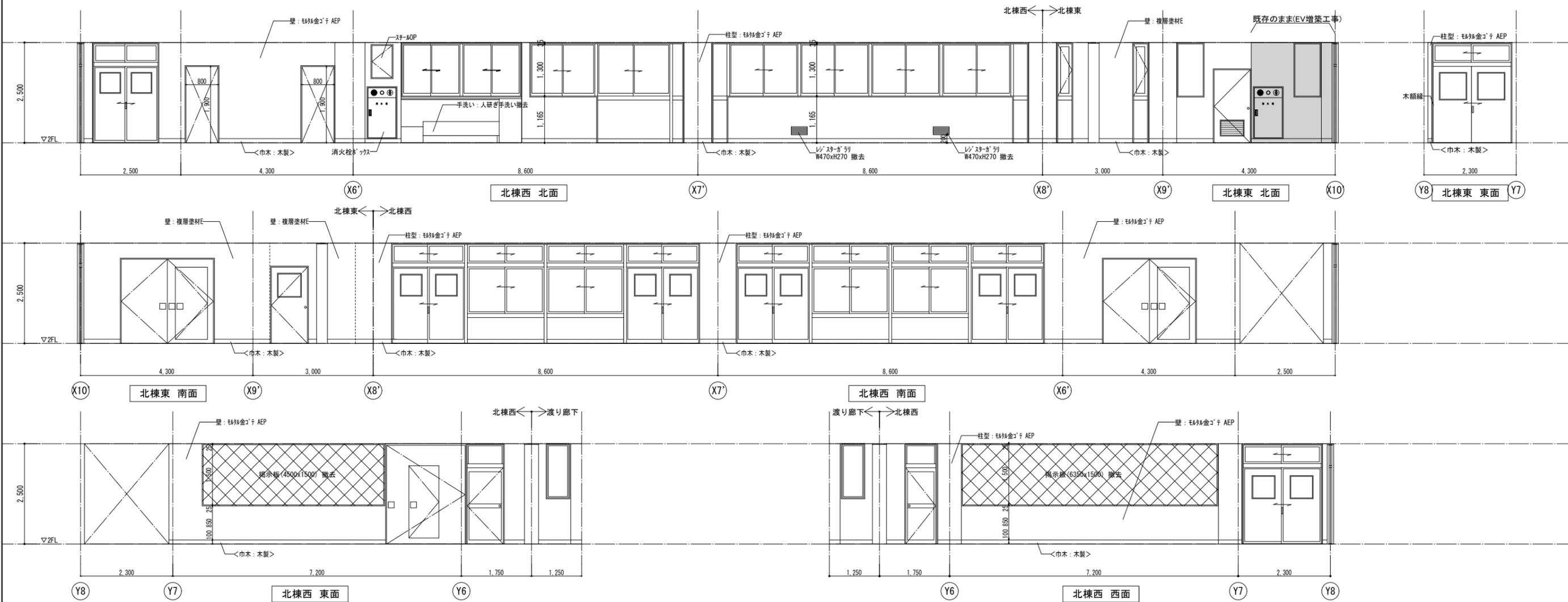


- <凡例>
- 柱型・壁:トッポコート塗替え範囲 (Column/Wall: Topcoat replacement range)
 - 柱型・壁:複層塗材E(小粒仕上)新設範囲 (Column/Wall: Multi-layer coating material E (small grain finish) new range)
 - 腰壁:杉羽目板t=12 WP 新設範囲 (Half wall: Cypress feather board t=12 WP new range)
 - 今回工事対象外 (Not in scope of this work)
 - 既存のままです (As is)

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 NO.
 年月日 A1 1/50 1階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修後) N-34
 A3 1/100



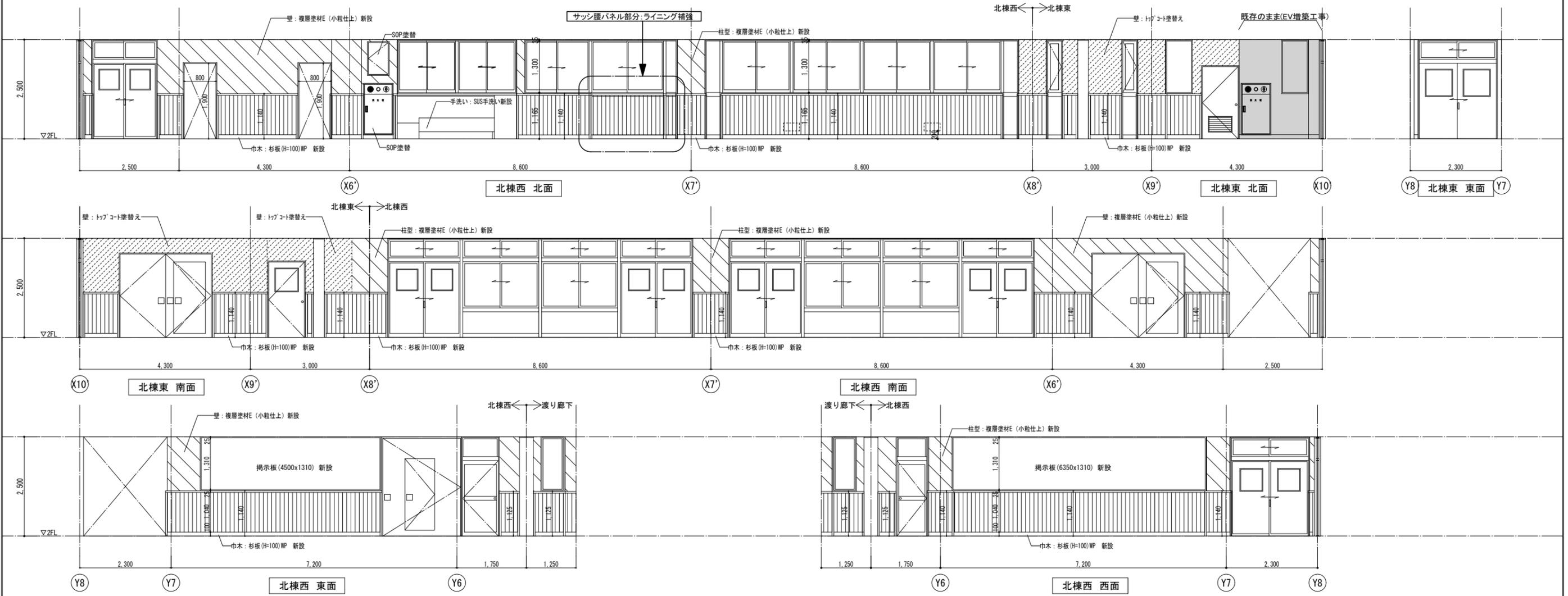
<凡例> 今回工事対象外
< > 既存のままです

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 寛次

整理番号	縮尺
年月日	A1 1/50 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及びび保全体工
 2階廊下(北棟)展開図(改修前)

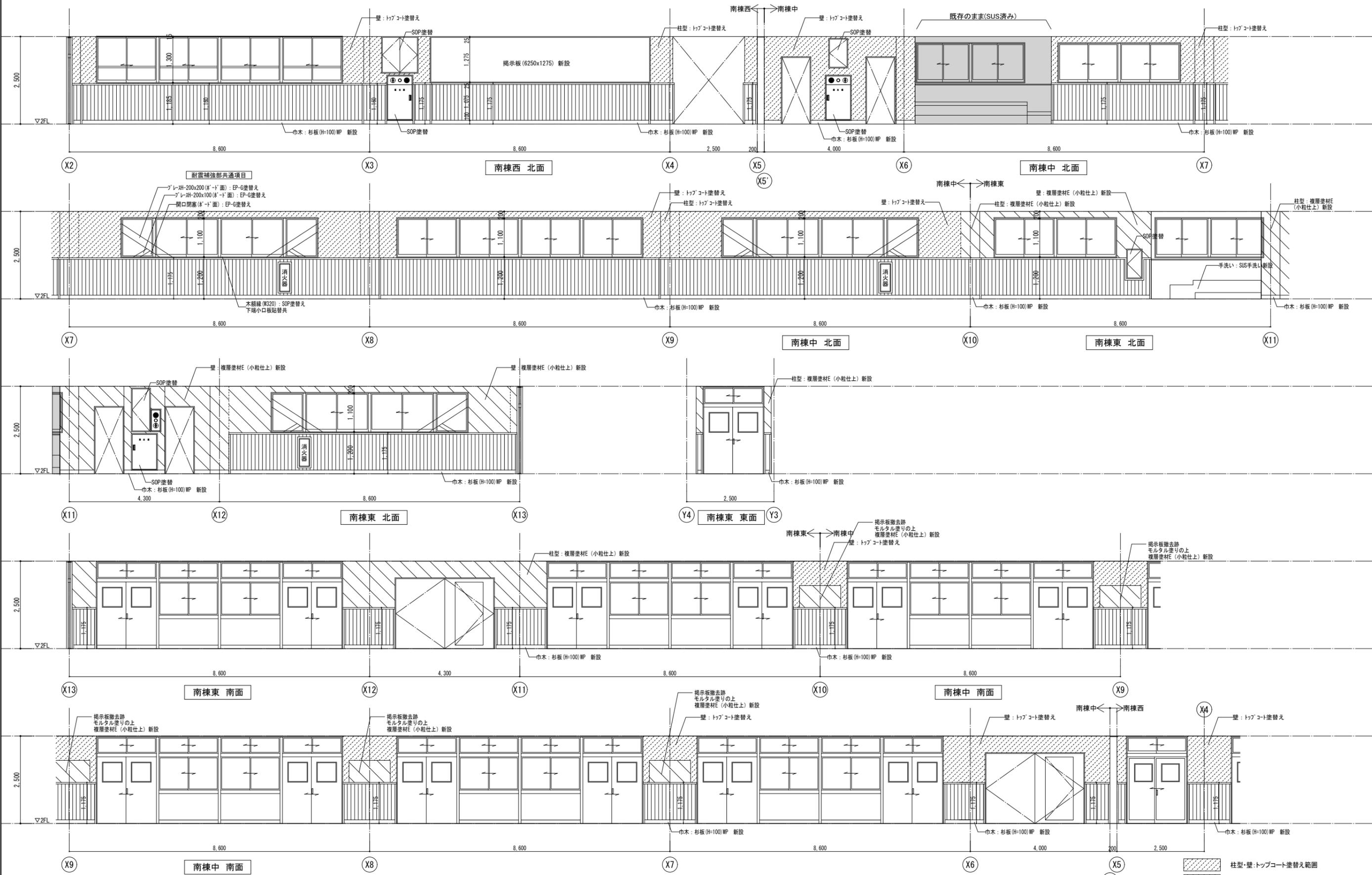


- <凡例>
- 柱・壁: トッポコート塗替え範囲
 - 柱型・壁: 複層塗材E(小粒仕上)新設範囲
 - 腰壁: 杉羽目板t=12 WP 新設範囲
 - 今回工事対象外
 - 既存のまま示す

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三三男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052)618-8211 FAX (052)618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士第202334号 早瀬 真次

整理番号 縮尺 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 NO.
 年月日 A1 1/50 2階廊下(北棟)展開図(改修後) N-36
 A3 1/100



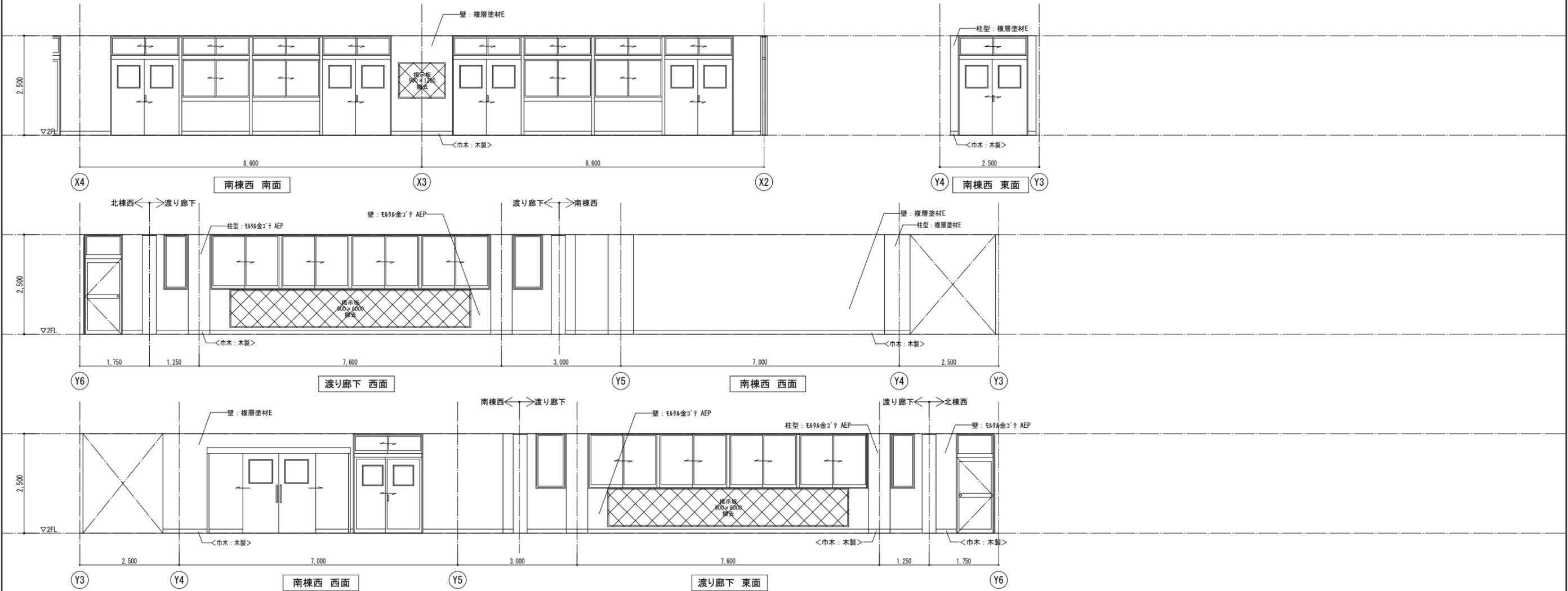
<凡例>

- 柱型・壁:トッポコート塗替え範囲
- 柱型・壁:複層塗材E(小粒仕上)新設範囲
- 腰壁:杉羽目板=12 WP 新設範囲
- X5 今回工事対象外
- X5 既存のまま示す

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052)618-8211 FAX (052)618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 寛次

整理番号	縮尺	NO.
年月日	A1 1/50 A3 1/100	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 2階廊下(南棟)展開図(1)(改修後)
		N-38



<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す

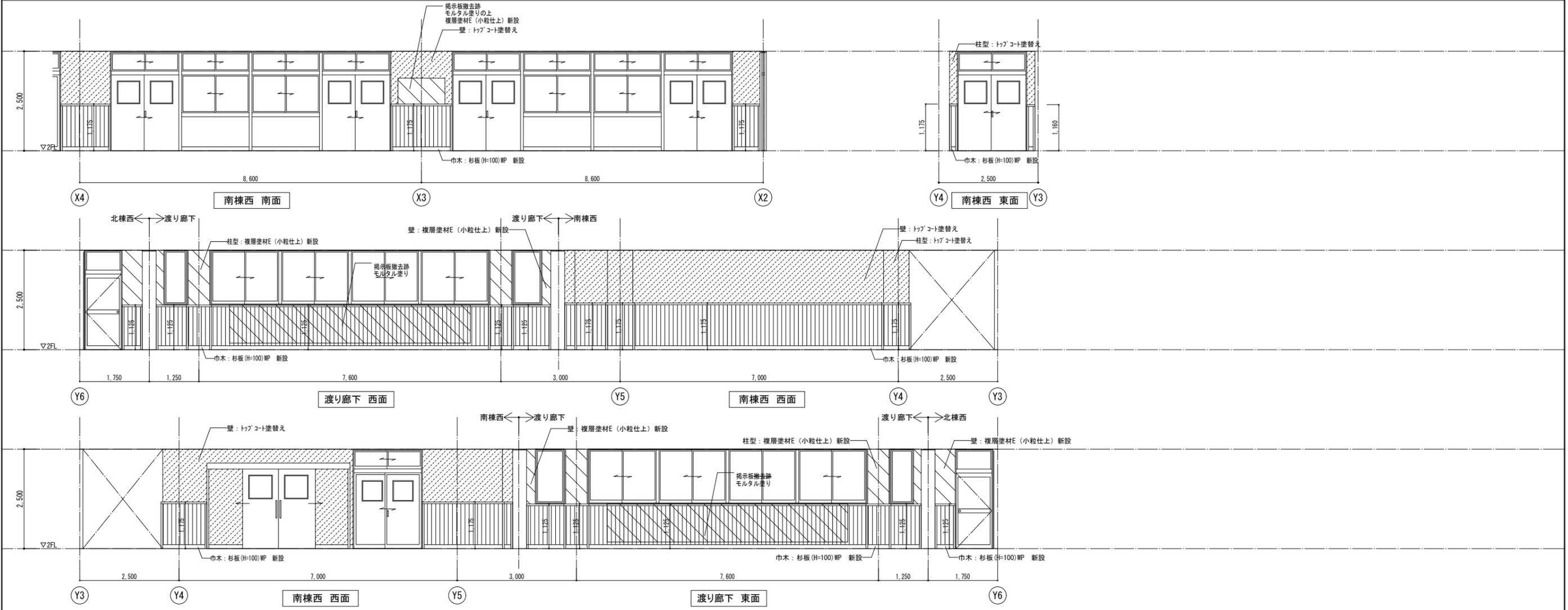
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 寛次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 2階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修前)

NO.
 N-39

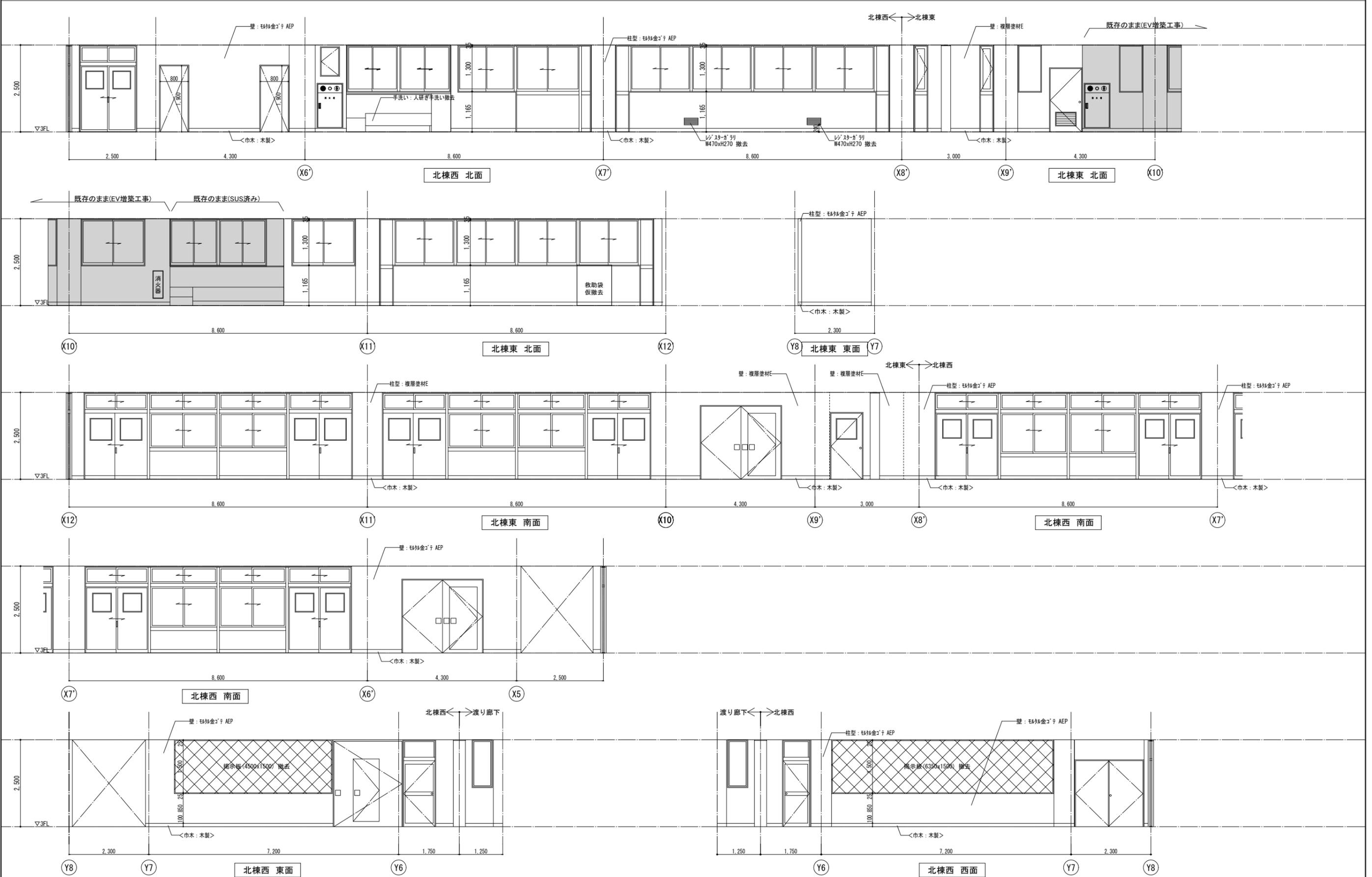


<凡例> 今回工事対象外 (Not subject to this work) 柱型・壁: トップコート塗替え範囲 (Column/Wall: Top coat repainting range) 柱型・壁: 複層塗材E(小粒仕上)新設範囲 (Column/Wall: Multi-layer coating E (fine finish) new range) 既存のまま示す (Show as existing) 腰壁: 杉羽目板t=12 WP 新設範囲 (Half wall: Pine feather board t=12 WP new range)

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 資次

整理番号	縮尺	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 2階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修後)	NO. N-40
年月日	A1 1/50		
	A3 1/100		



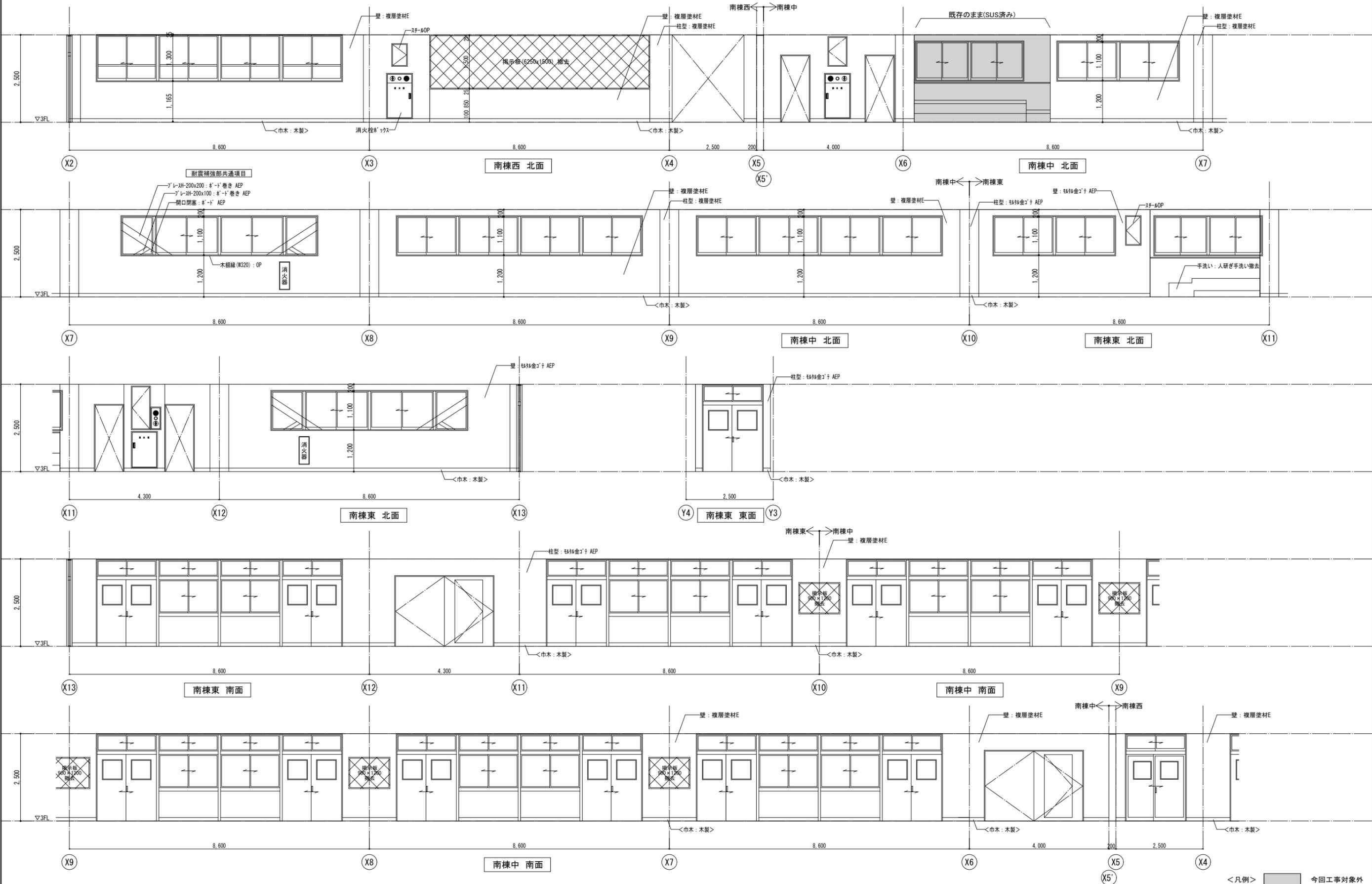
<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 TCHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

設計

整理番号	縮尺	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	NO.
年月日	A1 1/50 A3 1/100	3階廊下(北棟)展開図(改修前)	N-41



<凡例> 今回工事対象外
< > 既存のまま示す

・	・
・	・
・	・
・	・

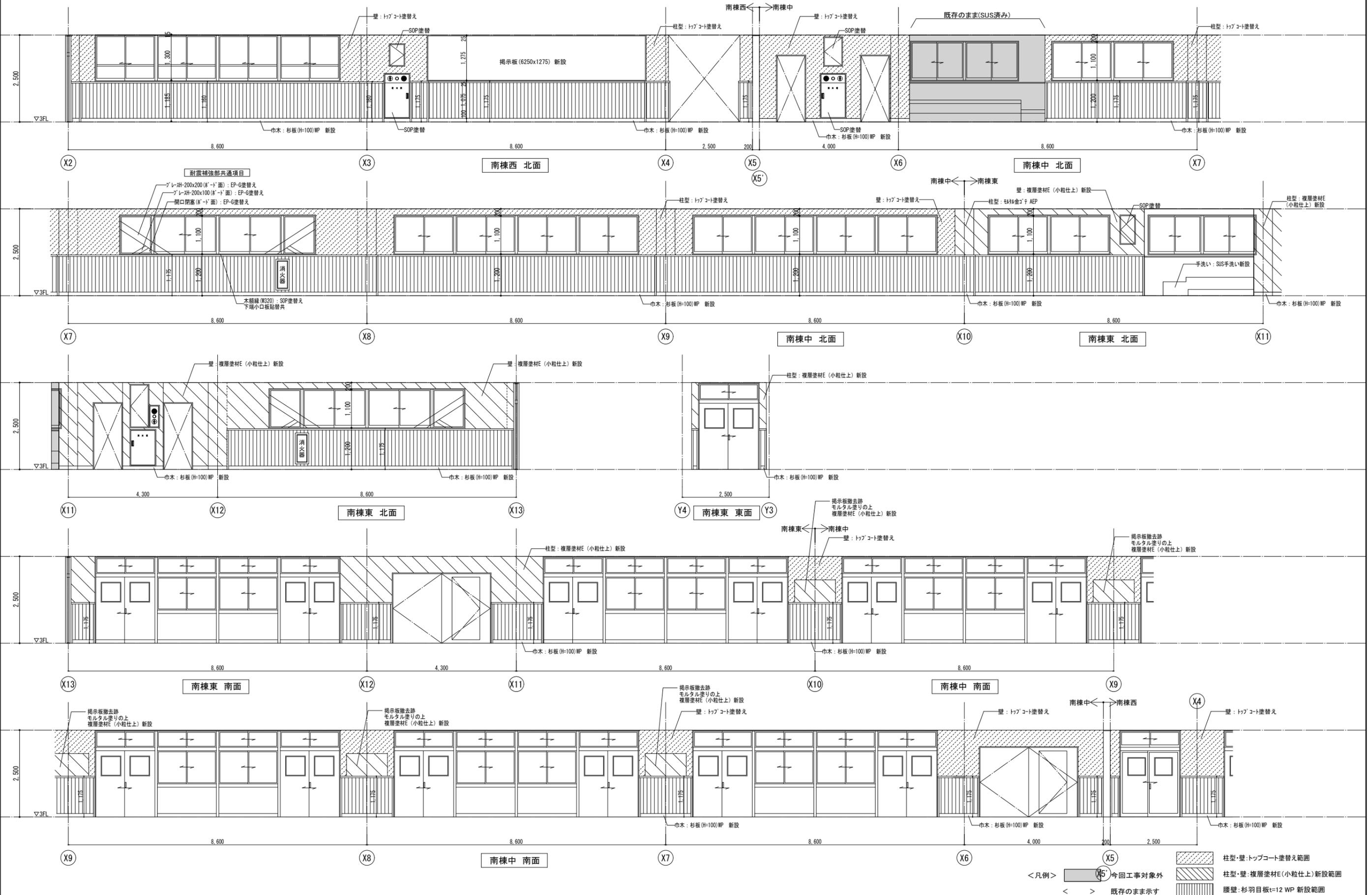
・	・
・	・
・	・
・	・

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL.(052)618-8211 FAX.(052)618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 3階廊下(南棟)展開図(1)(改修前)

NO.
 N-43



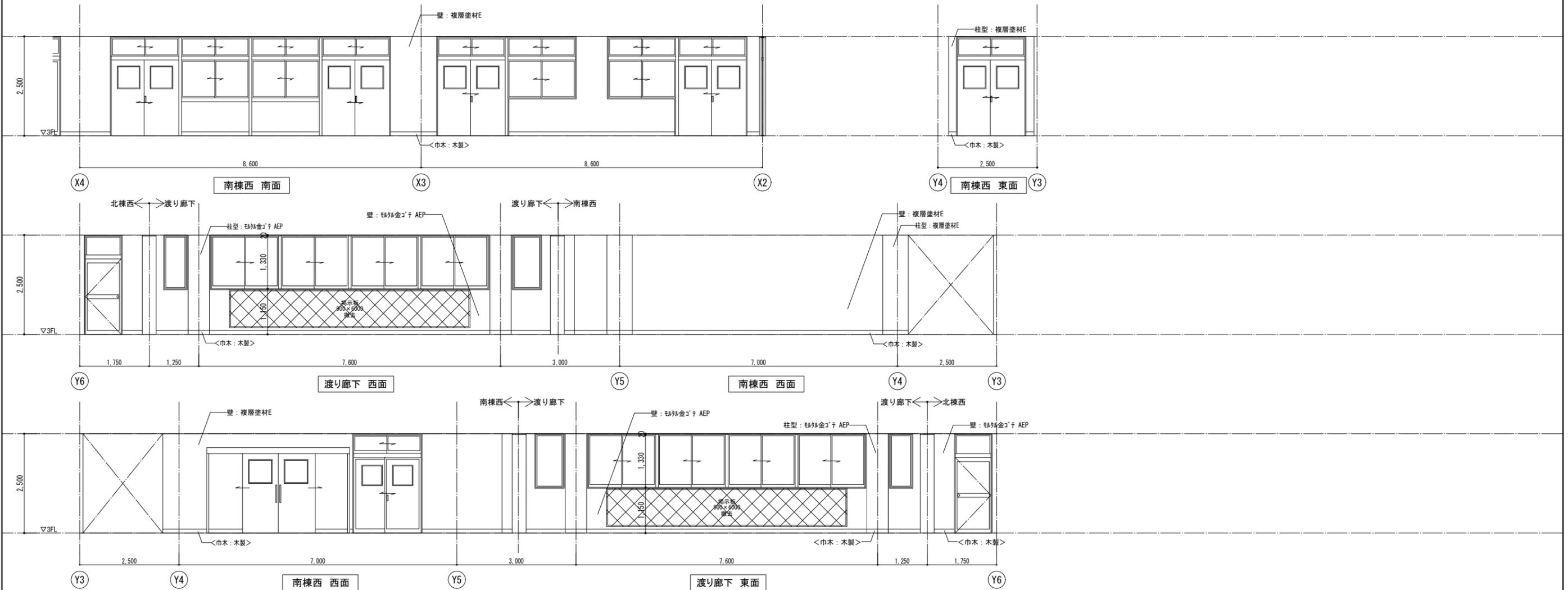
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-3-0 TEL. (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 真次

設計	整理番号	縮尺	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	NO.
	年月日	A1 1/50 A3 1/100	3階廊下(南棟)展開図(1)(改修後)	N-44

整理番号	縮尺	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事	NO.
年月日	A1 1/50 A3 1/100	3階廊下(南棟)展開図(1)(改修後)	N-44



<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す

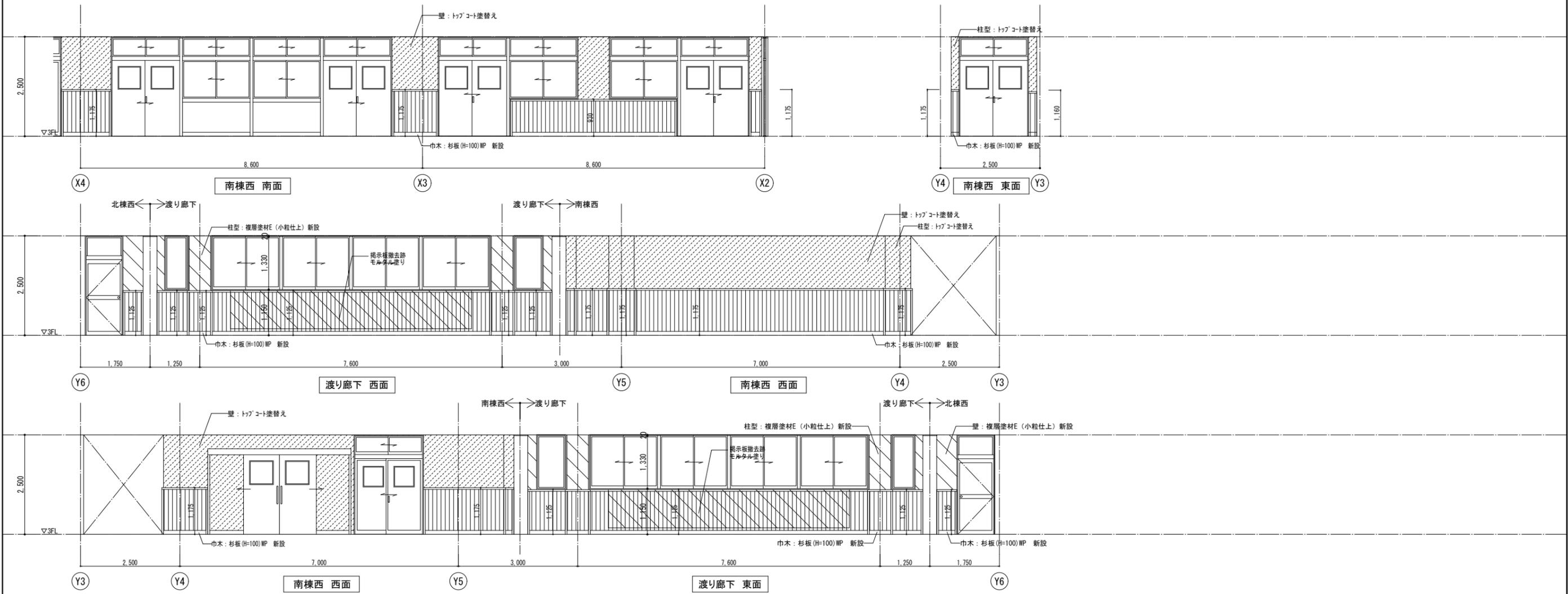
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一般建築士 第 202334 号 早瀬 貴次

整理番号
 縮尺
 年 月 日
 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 3階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修前)

NO.
 N - 45



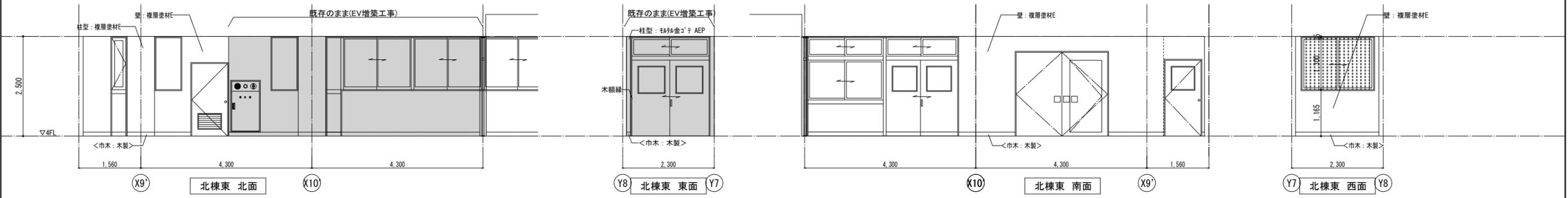
- <凡例>
- 柱型・壁:トップコート塗替え範囲
 - 今回工事対象外
 - 柱型・壁:複層塗材E(小粒仕上)新設範囲
 - 腰壁:杉羽目板t=12 WP 新設範囲
 - < > 既存のまま示す

※木枠および木額縁は、特記なき限りSOP塗替とする。

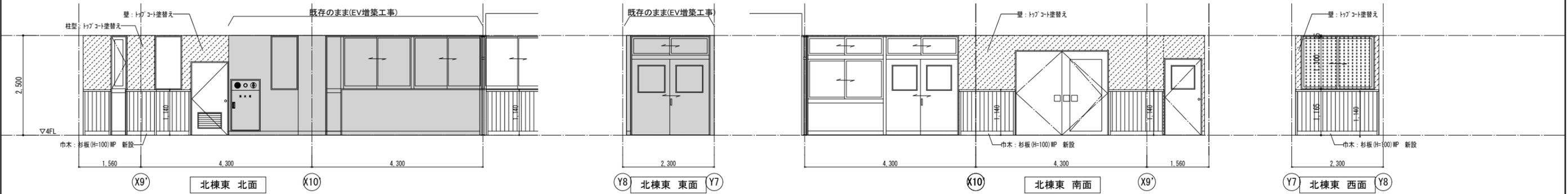
株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号	縮尺
年月日	A1 1/50 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 3階廊下(南棟・渡り廊下)展開図(2)(改修後)



<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す



<凡例> 今回工事対象外
 < > 既存のまま示す
 柱型・壁: トップコート塗替え範囲
 柱型・壁: 複層塗材E(小粒仕上)新設範囲
 腰壁: 杉羽目板t=12 WP 新設範囲

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/50
 A3 1/100

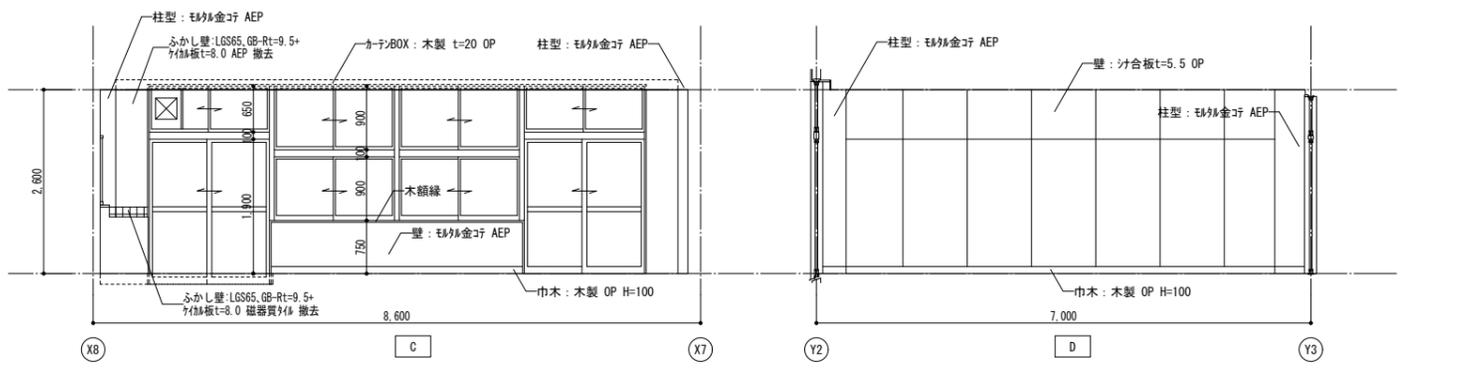
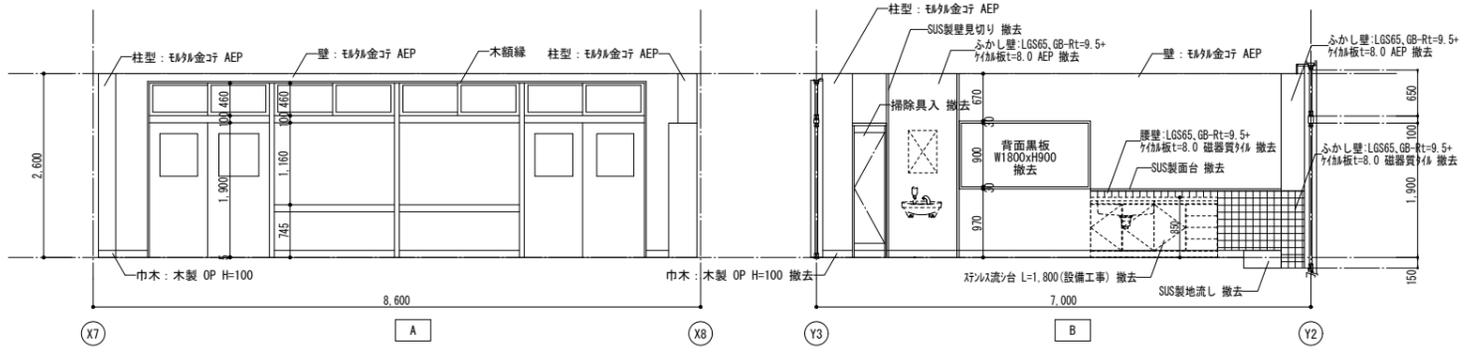
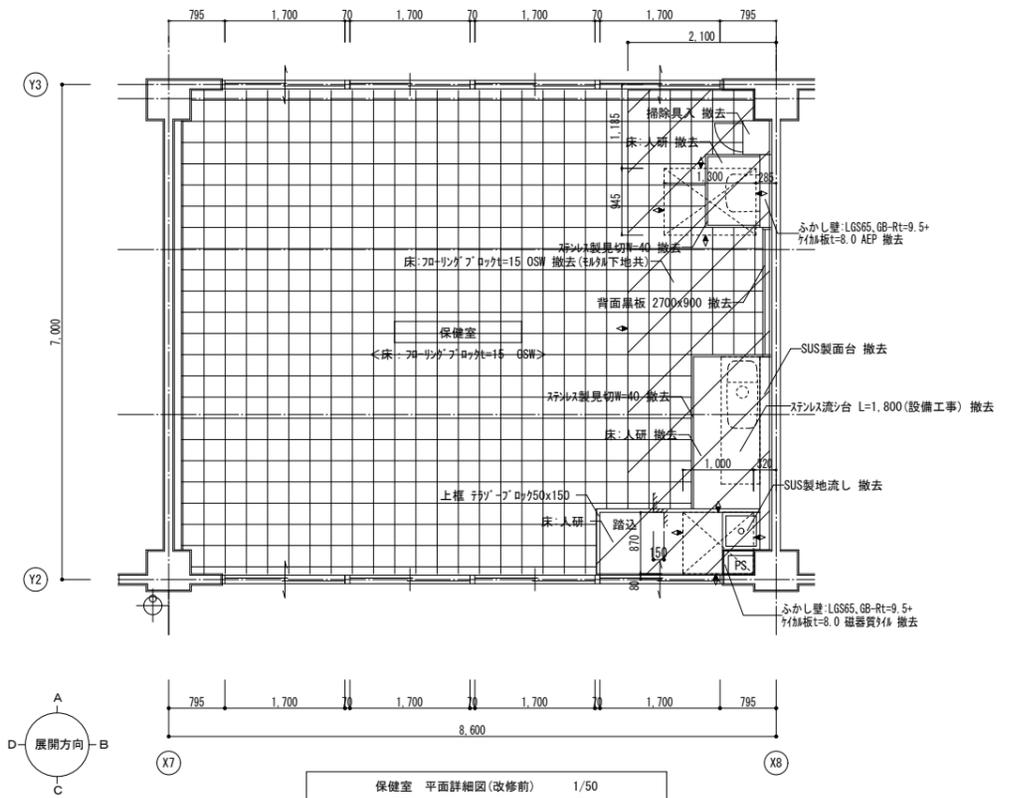
安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 4階廊下(北棟)展開図(改修前後)

NO.
 N - 47

改修前

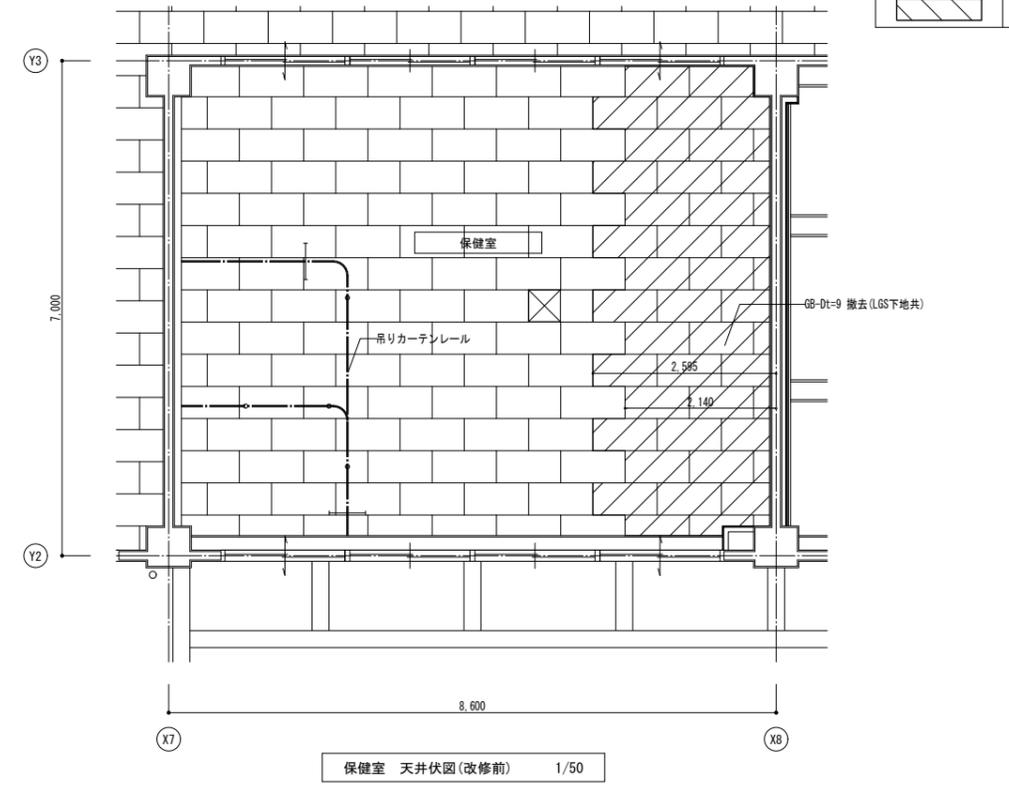
改修前 凡例

	床撤去範囲を示す
	土間コンクリート撤去範囲を示す
	カッター入れ



改修前 凡例

	天井撤去範囲を示す
	天井板撤去範囲を示す



※埋設配管等に注意して解体工事を行うこと

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 TCHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区早稲1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 資次

設計

整理番号	縮尺	安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事 保健室 平面詳細図・展開図(改修前)	NO. N-48
年月日	A1 1/50		
	A3 1/100		

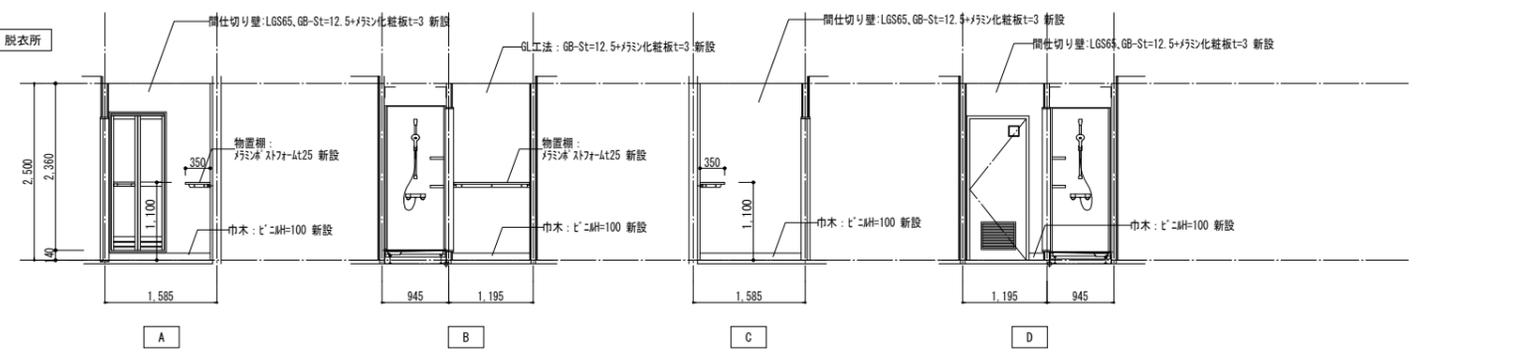
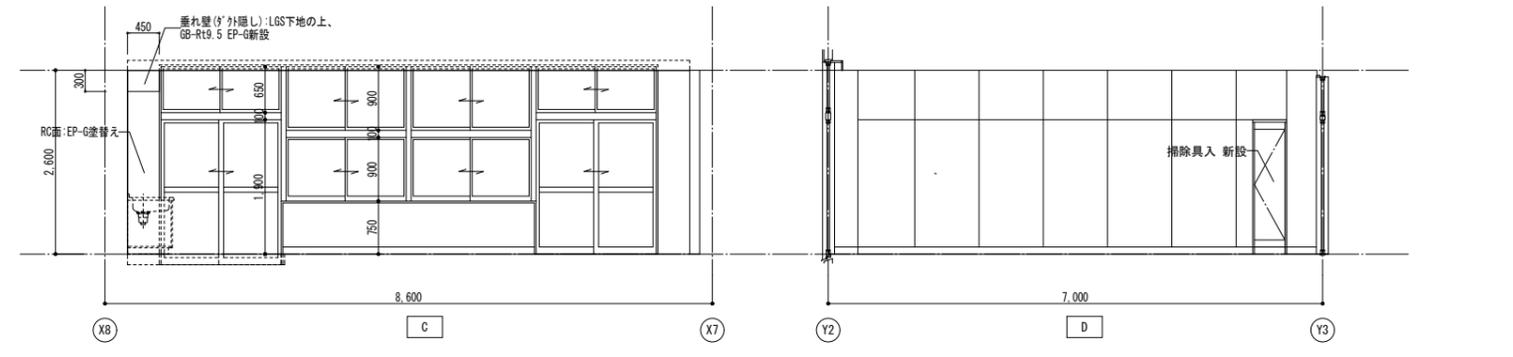
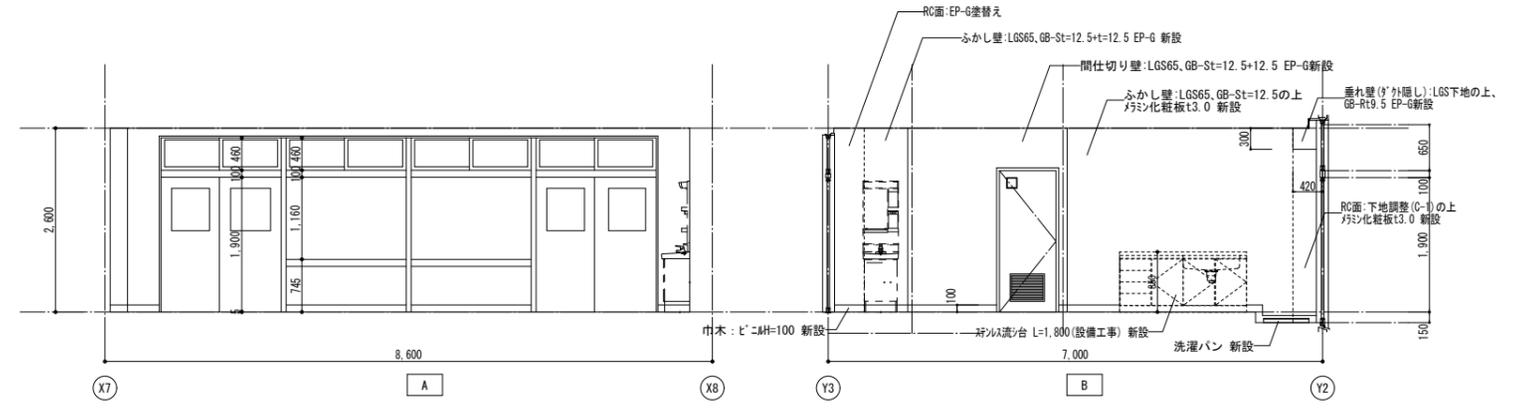
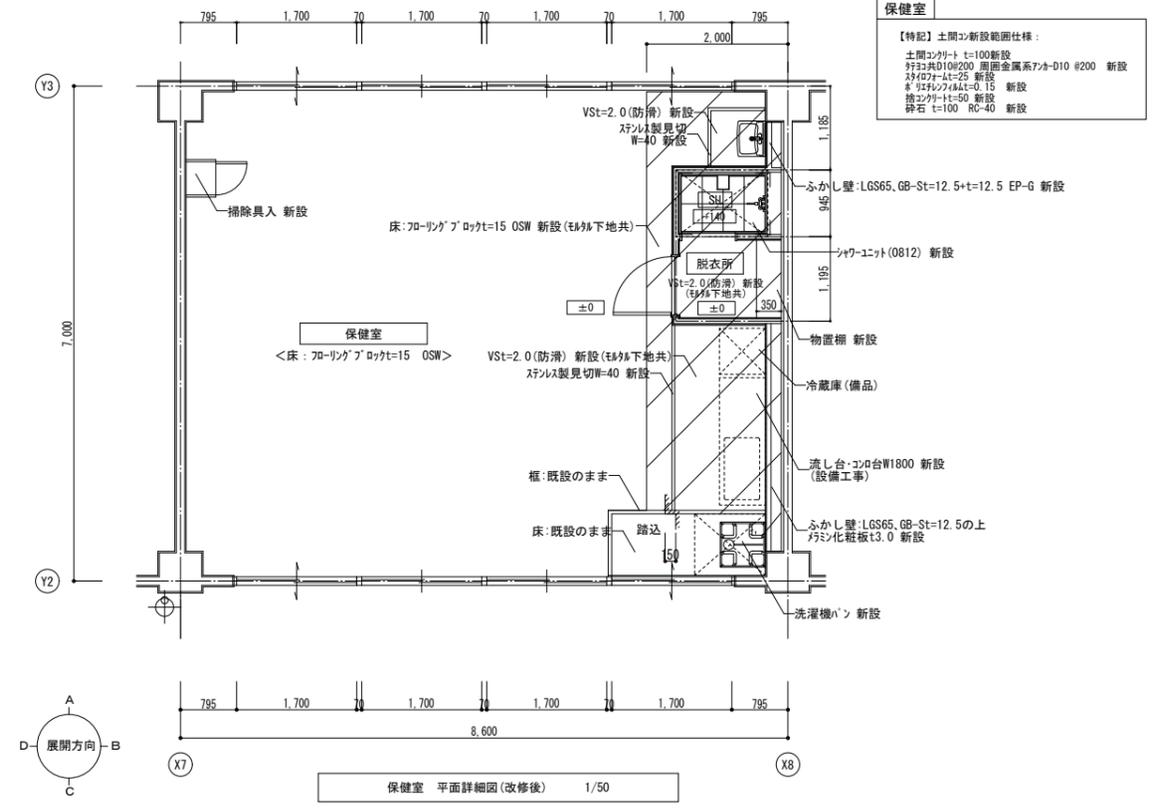
改修後

改修後 凡例

	床新設範囲を示す
	土間コンクリート新設範囲を示す

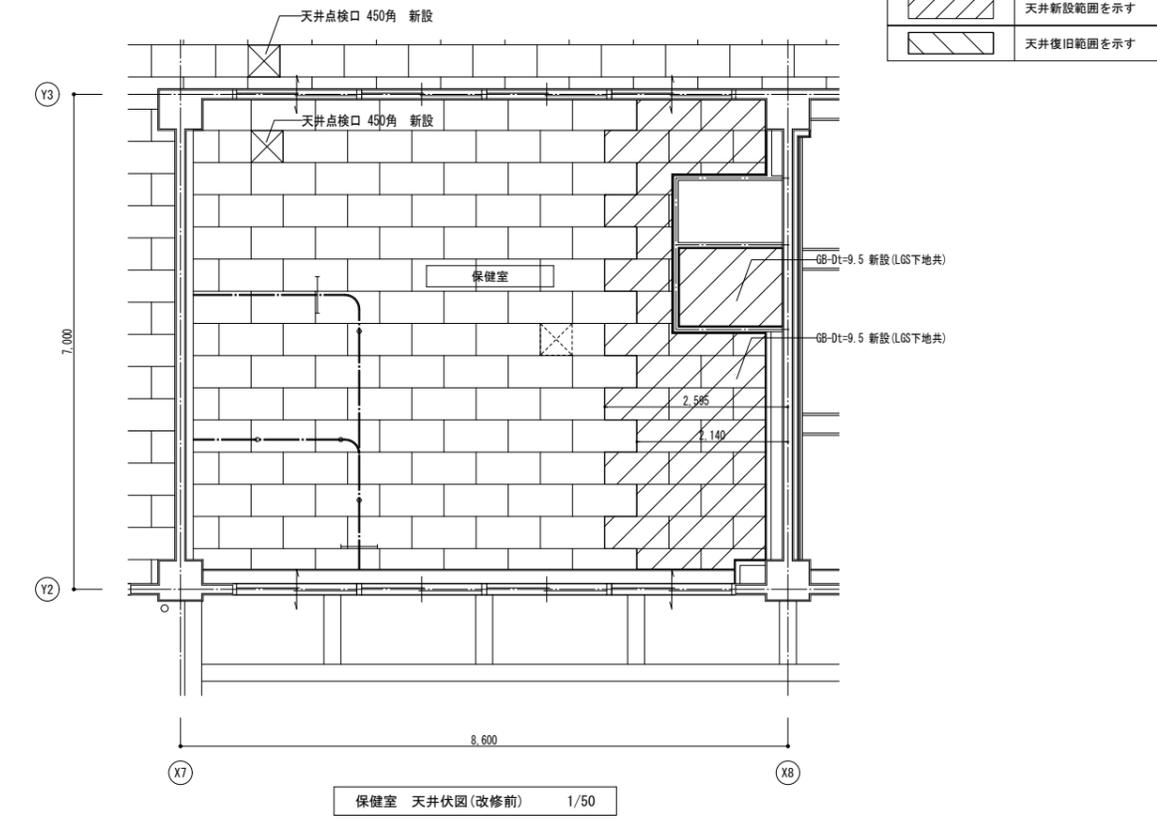
保健室

【特記】土間コンクリート新設範囲仕様：
 土間コンクリート t=100 新設
 浮き床 D10#200 周囲金属系 F₄-D10 #200 新設
 浮き床 F₄-t=25 新設
 * 浮き床 F₄-t=0.15 新設
 踏シコト t=50 新設
 砕石 t=100 RC-40 新設



改修後 凡例

	天井新設範囲を示す
	天井復旧範囲を示す



・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 貴次

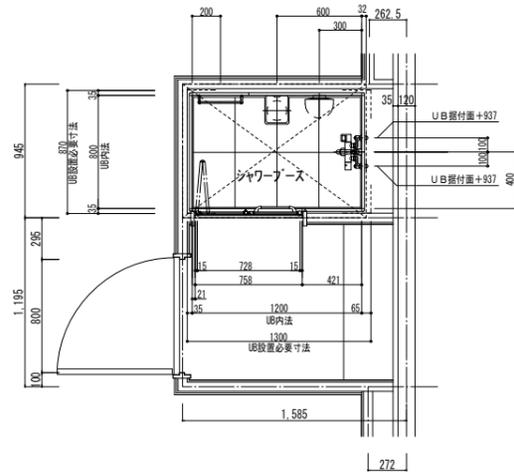
設計

整理番号
 年月日

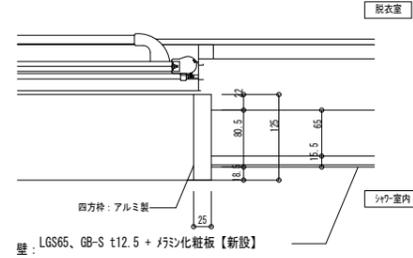
縮尺
 A1 1/50
 A3 1/100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 保健室
 平面詳細図・展開図(改修後)

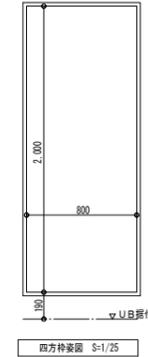
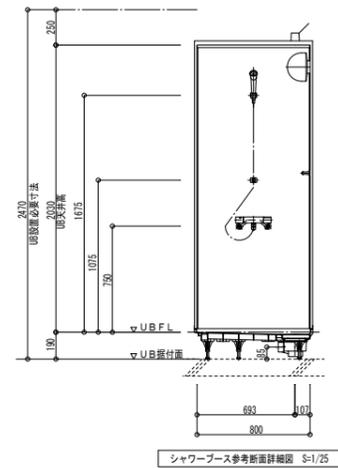
NO.
 N-49



シャワーブース参考平面詳細図 S=1/25



四方枠詳細図 S=1/5



シャワーブース仕様表

LIXILシャワーユニットSP SPB-0812LSEL 同等品			
名称	仕様・寸法	特記事項	備考
天井パネル	化粧鋼板複合パネル (モール式) 点検口450 (絞リ点検口・落下防止用継付)		
壁パネル	HQパネル		
床パネル	FRP床材 (黒色)		
ドア枠	アルミアルマイト処理	(付特用取付ネジは本工事付属品) ネジ取付および付特は本工事	
ドアパネル	折戸 ドア脱着機構付 面材：樹脂 W=800 (有効開口幅 671mm)		
シャワー水栓	サーモスタッド、スプレーシャワーS		
照明	防湿型半球形照明 電球型蛍光灯ランブ (EFA15EL形) 樹脂製 VVF1.6φ×2C L=2.0m付	<<以降接続は電気工事>>	AC100V 約40W
ジョイントボックス	エコノミージョイント WJ3107相当品	<<ジョイントボックスまでの配管及びジョイントボックス内の配管は電気工事>>	
換気扇 (主体工事)	接続部外径φ100 (主体工事) panasonic RSU9VL3807同等品	<<以降ダクト接続工事>>	AC100V 約10W
換気グリル	ABS樹脂 接続部外径φ100		
給水エルボ	シャワー用 青銅継手製 接続口 Rc1/2	(以降給水管接続本工事)	
給湯エルボ	シャワー用 青銅継手製 接続口 Rc1/2	(以降給湯管接続本工事)	
排水トラップ	ABS樹脂 封水深50mm 接続口 VP50受口 ヘアークャッチャー付 高圧洗浄対応	<<以降排水管接続工事>>	
タオル掛け	ステンレスパイプ φ13 L=300		

・	・
・	・
・	・
・	・

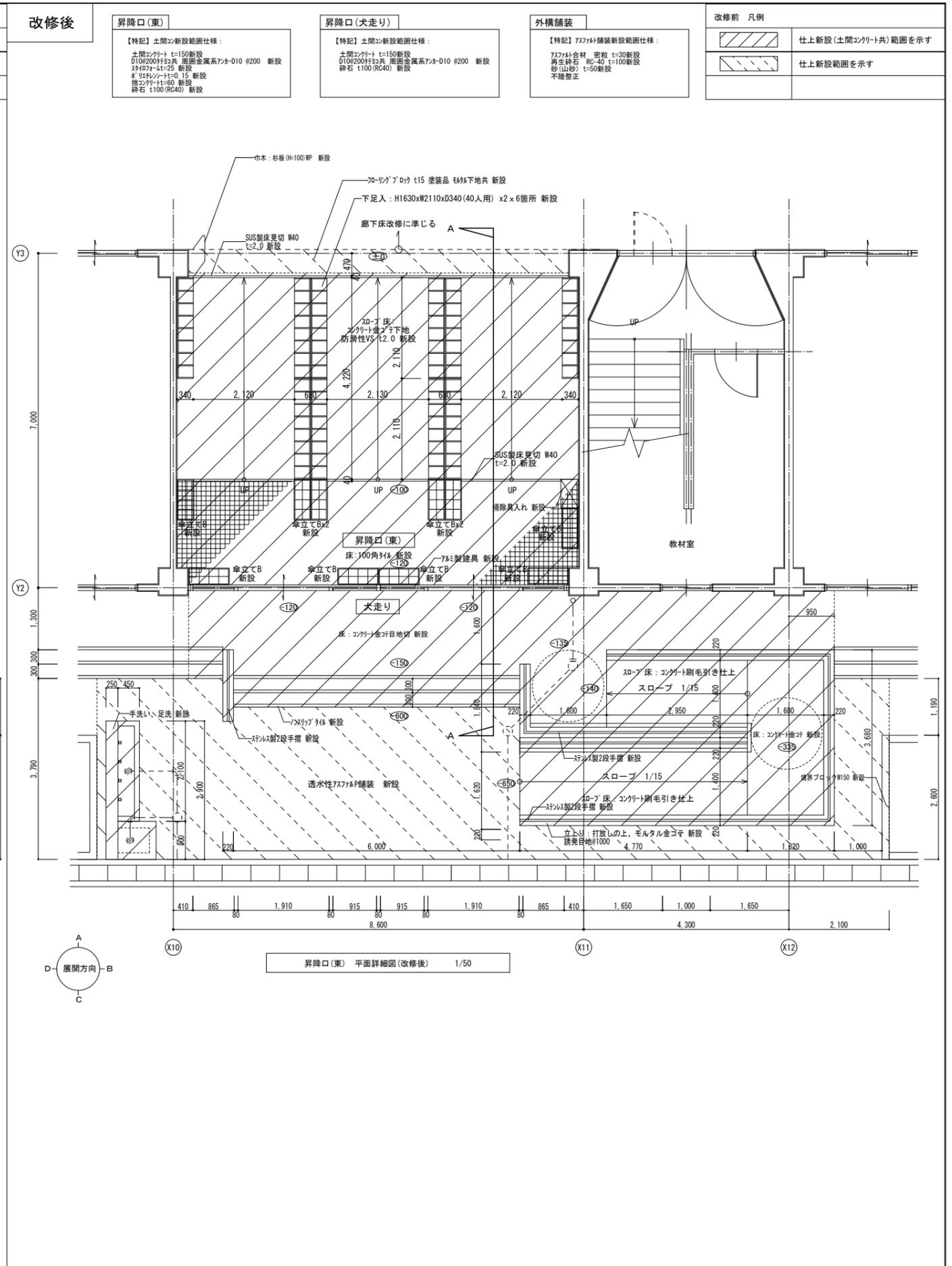
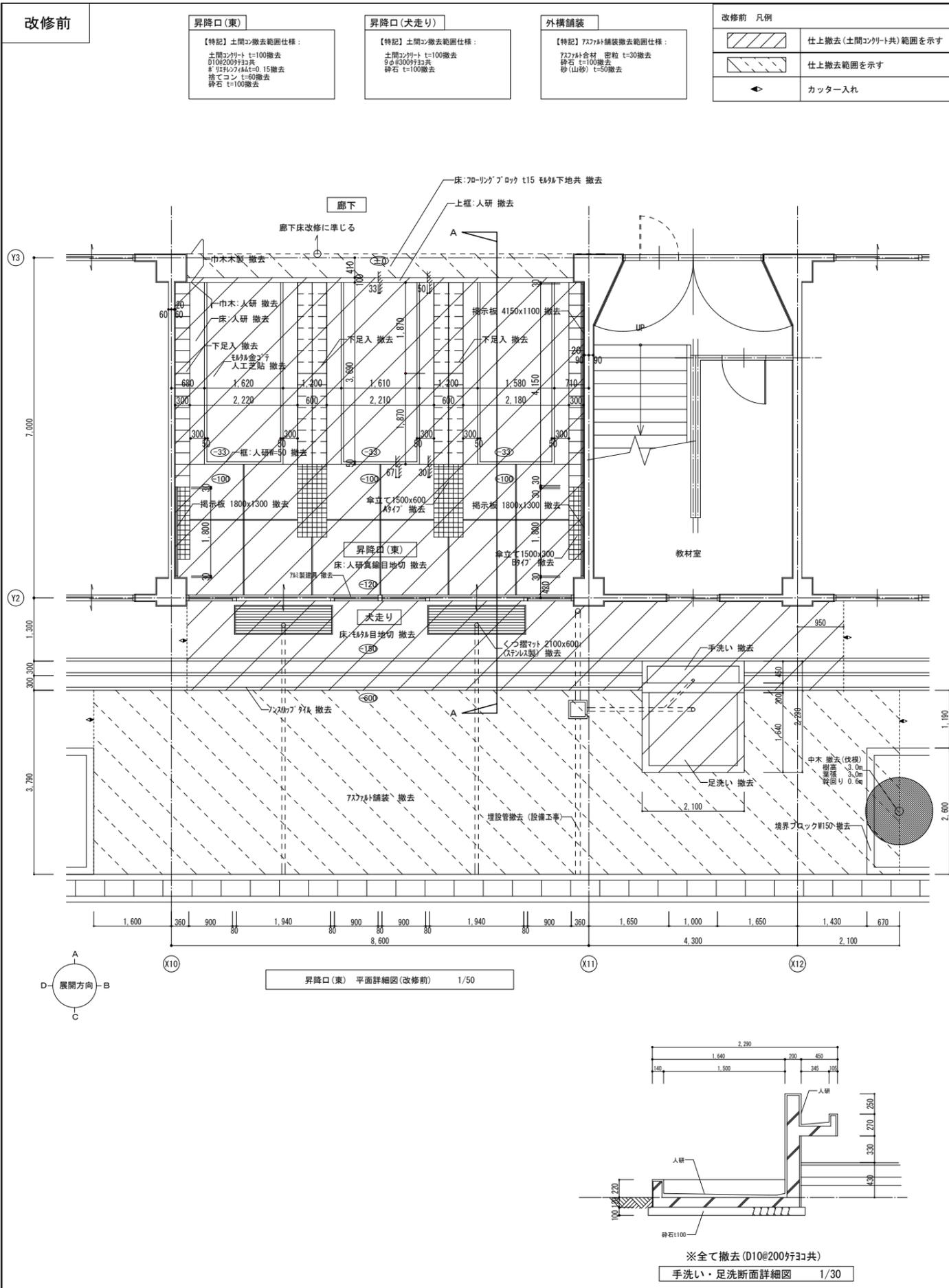
株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

設計

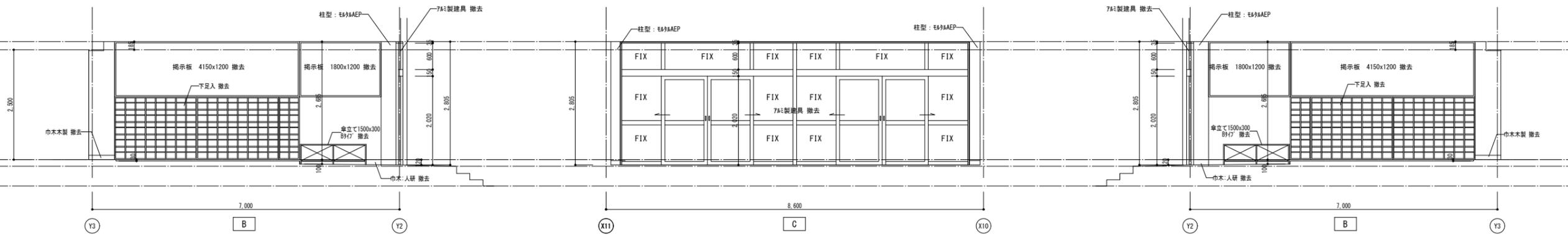
整理番号
 年 月 日

縮尺
 A1 1/5.25
 A3 1/10.50

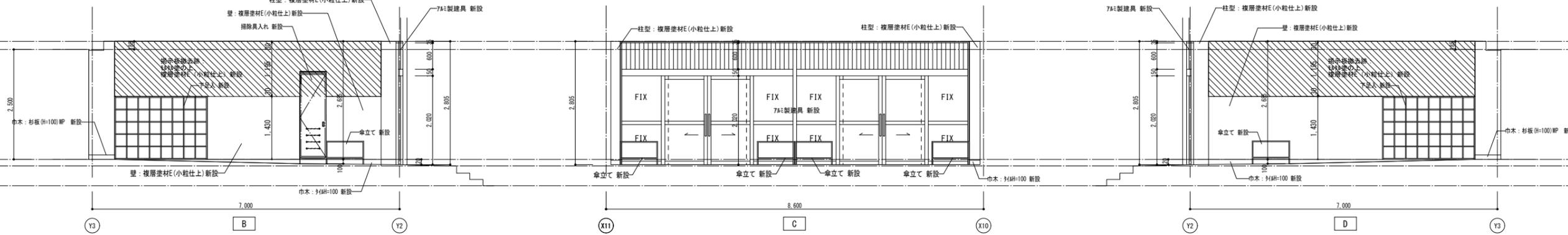
NO.
 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 保健室
 部分詳細図
 N-50



改修前 <<X10-11間>>

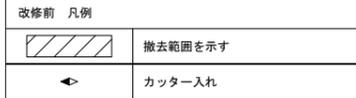


改修後 <<X10-11間>>

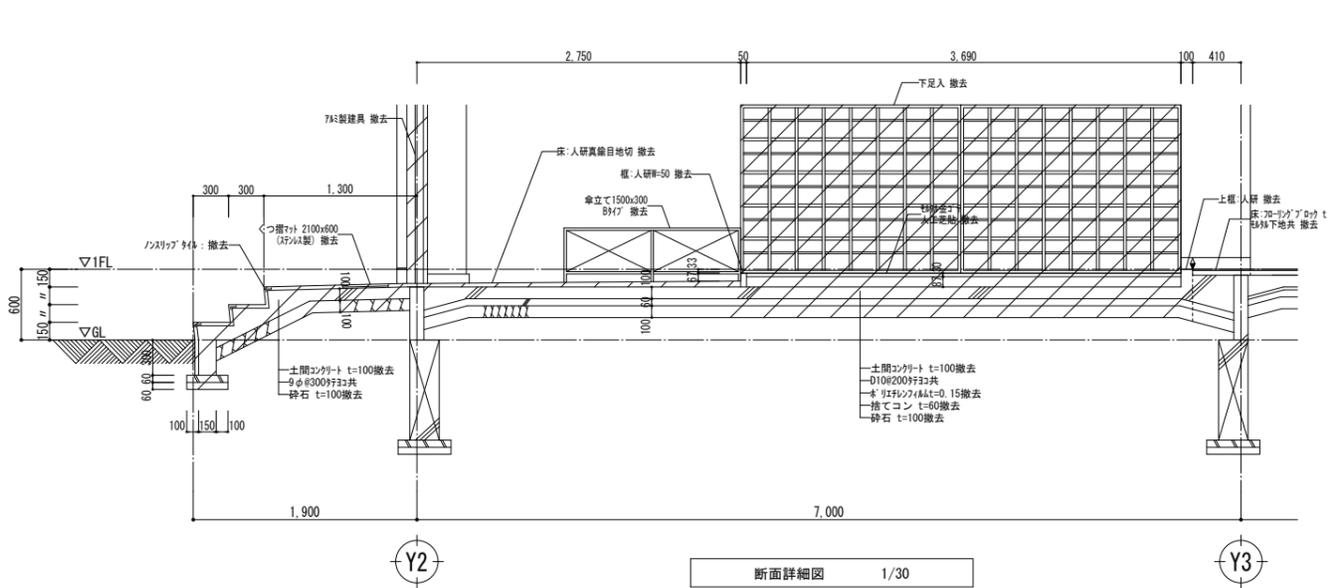


A-A 断面詳細図 <<昇降口(東)>>

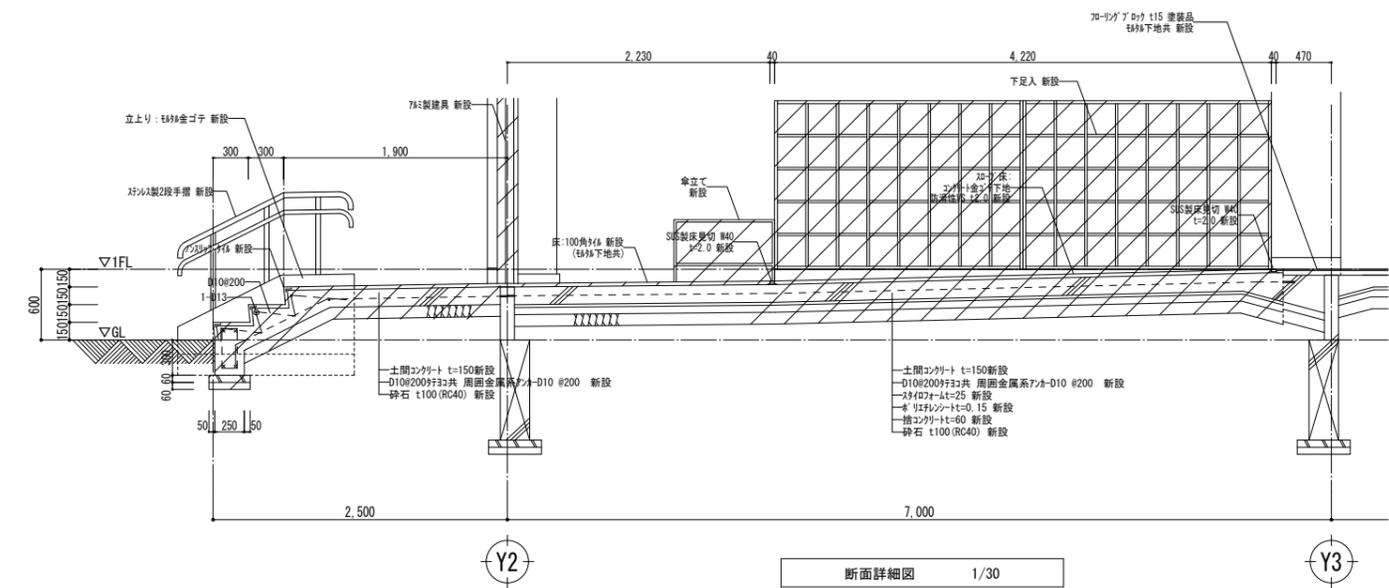
改修前



改修後



断面詳細図 1/30



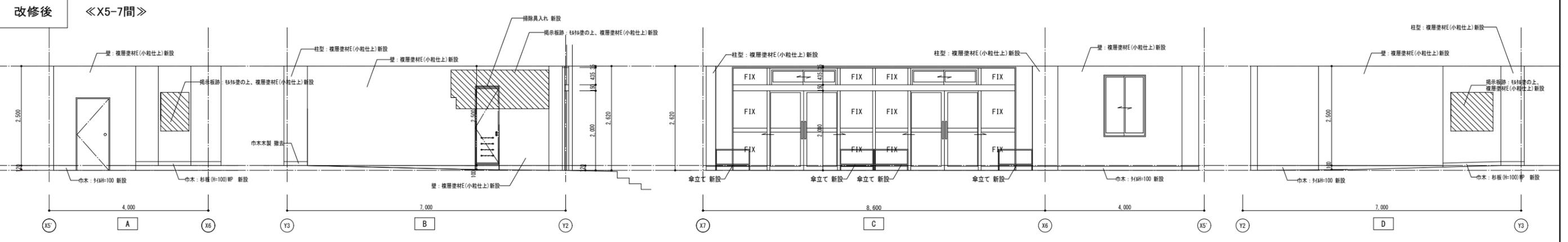
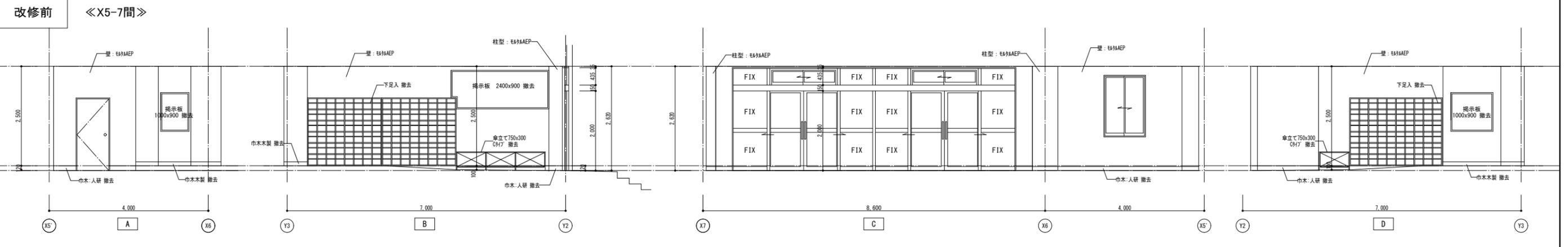
断面詳細図 1/30

※埋設配管等に注意して解体工事を行うこと

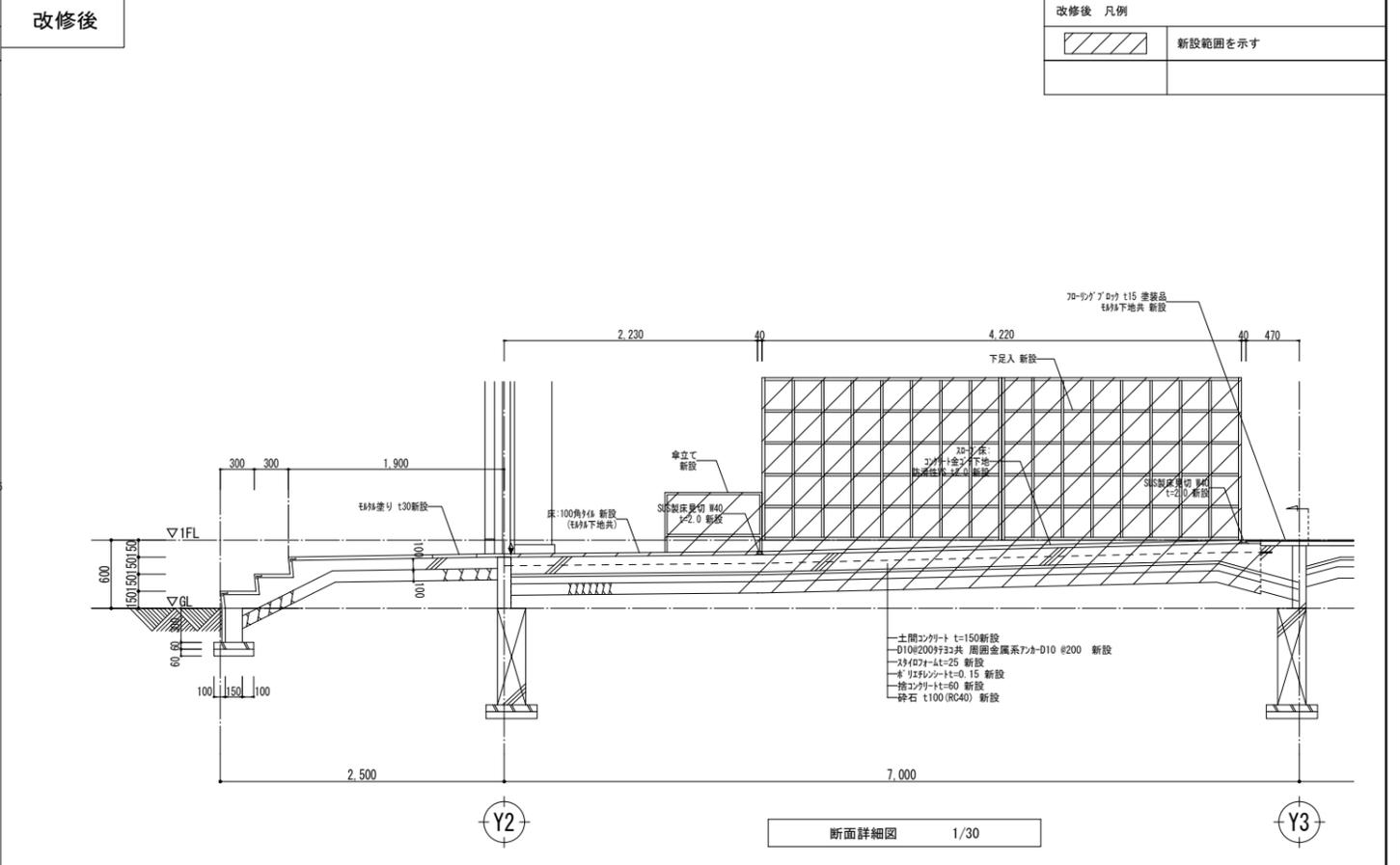
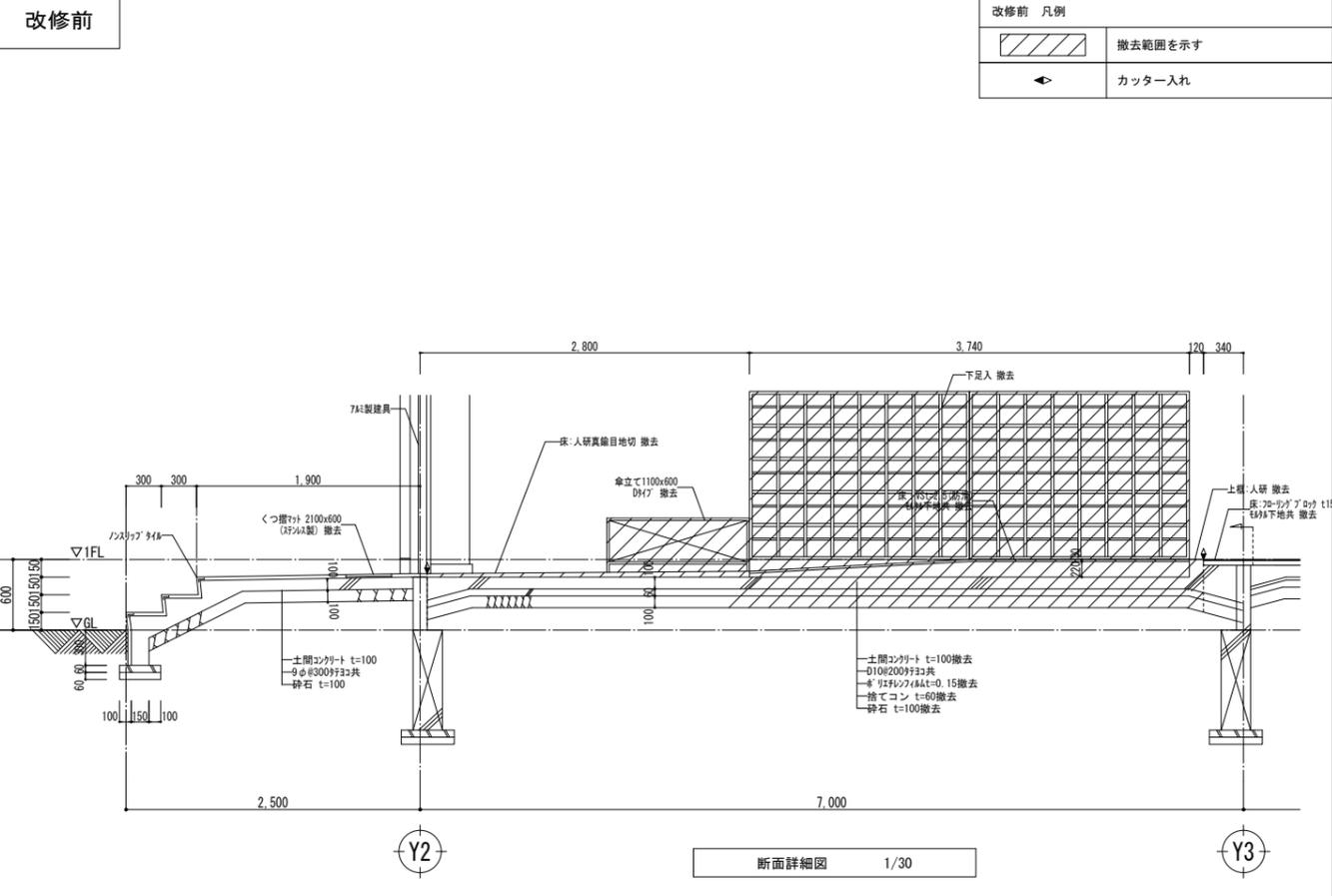
株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目16-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士第202334号 早瀬 真次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/30.50
 A3 1/60.100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 昇降口(東)
 展開図・断面詳細図(改修前後)



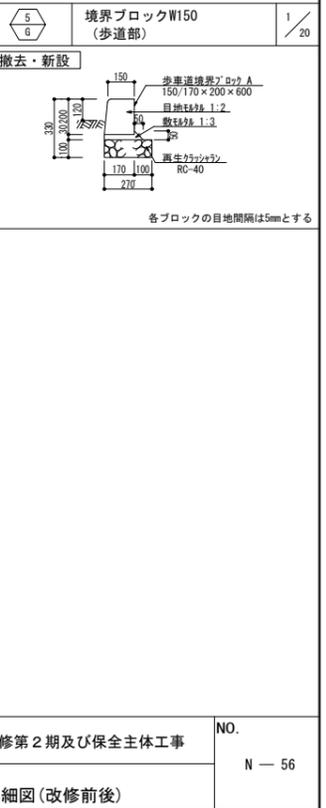
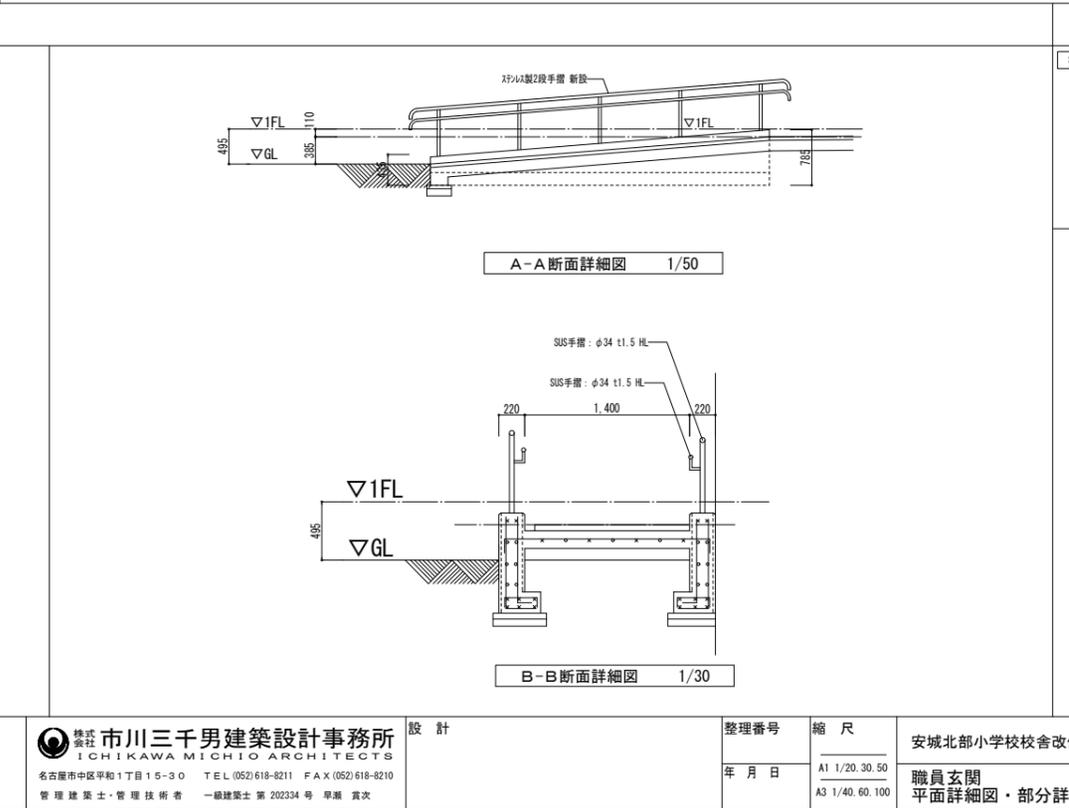
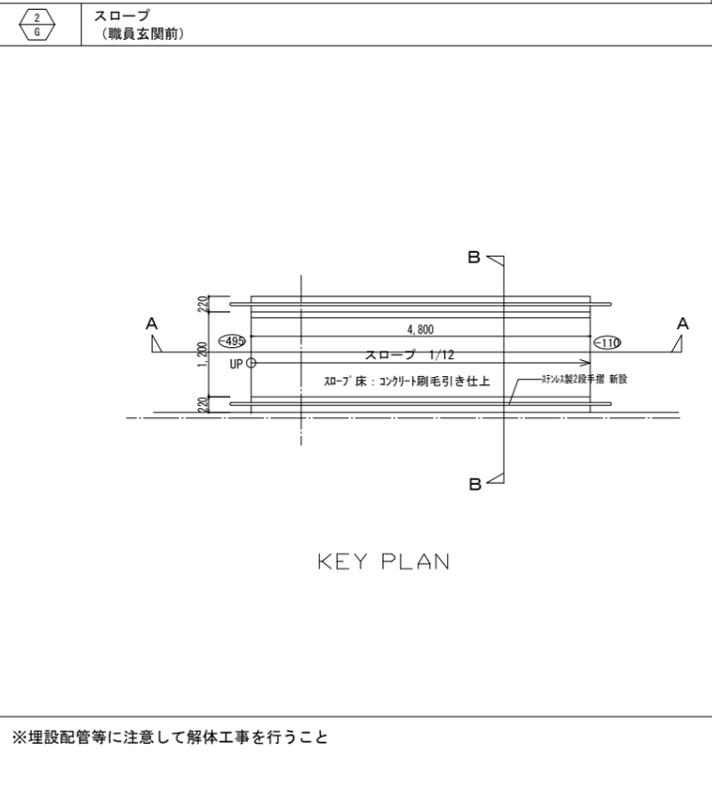
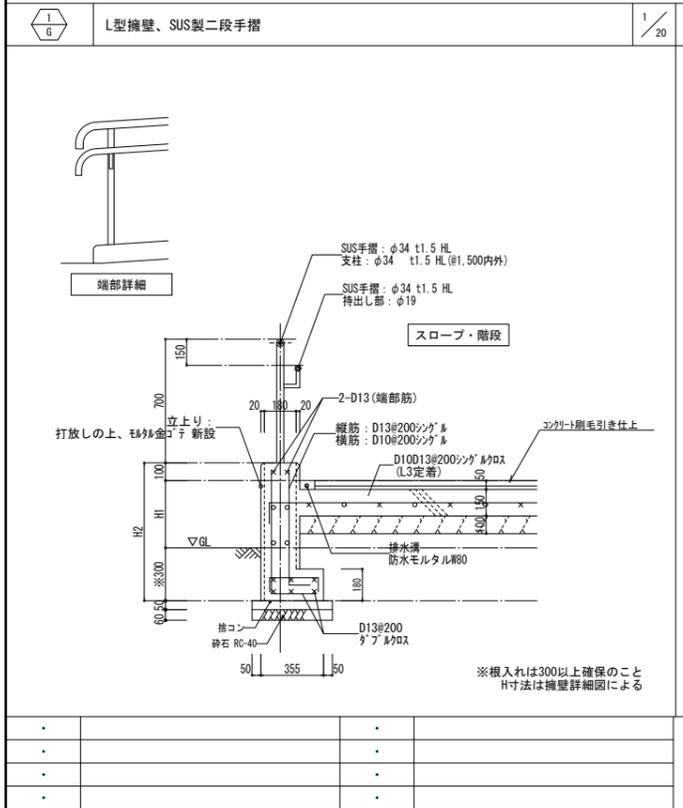
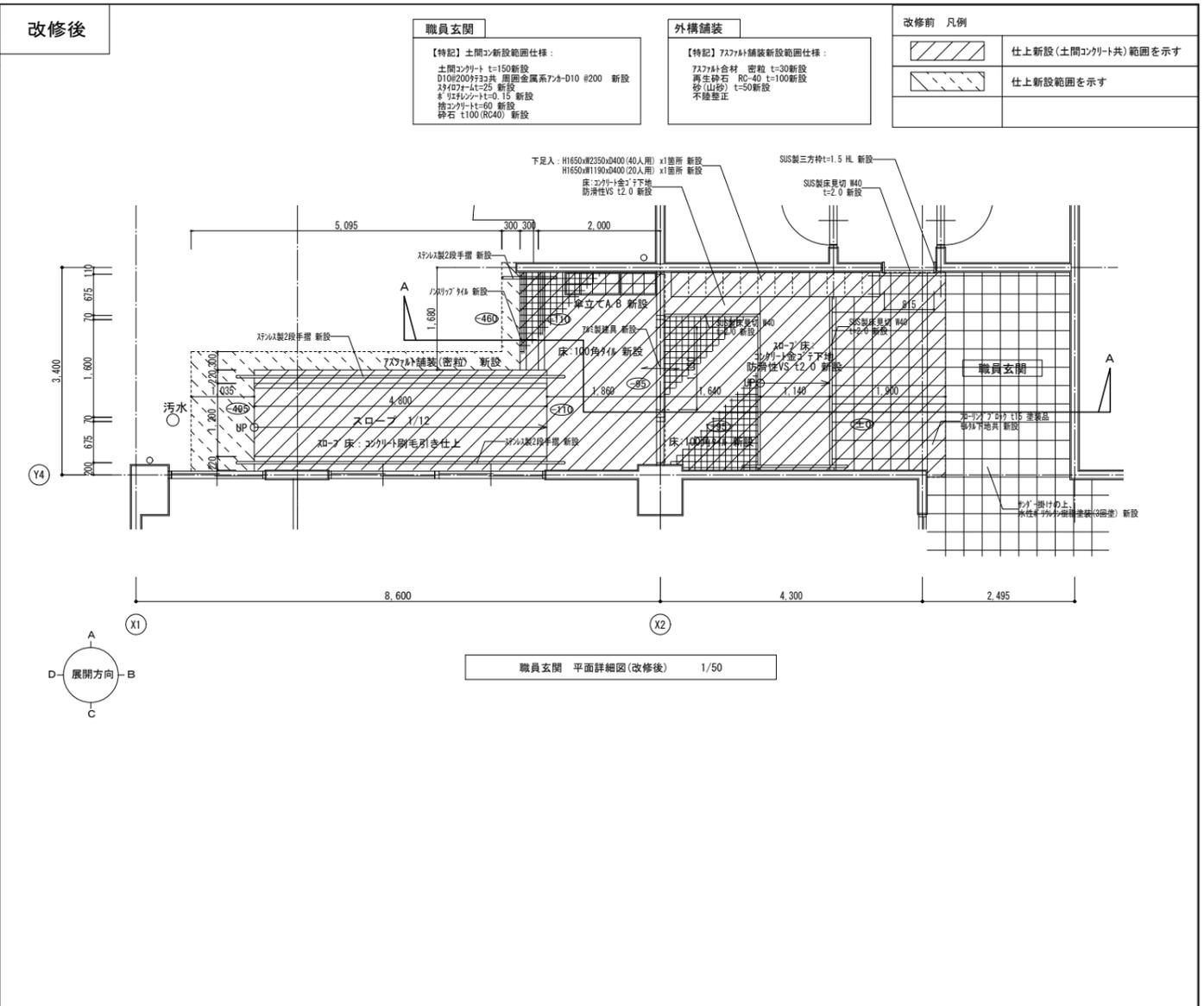
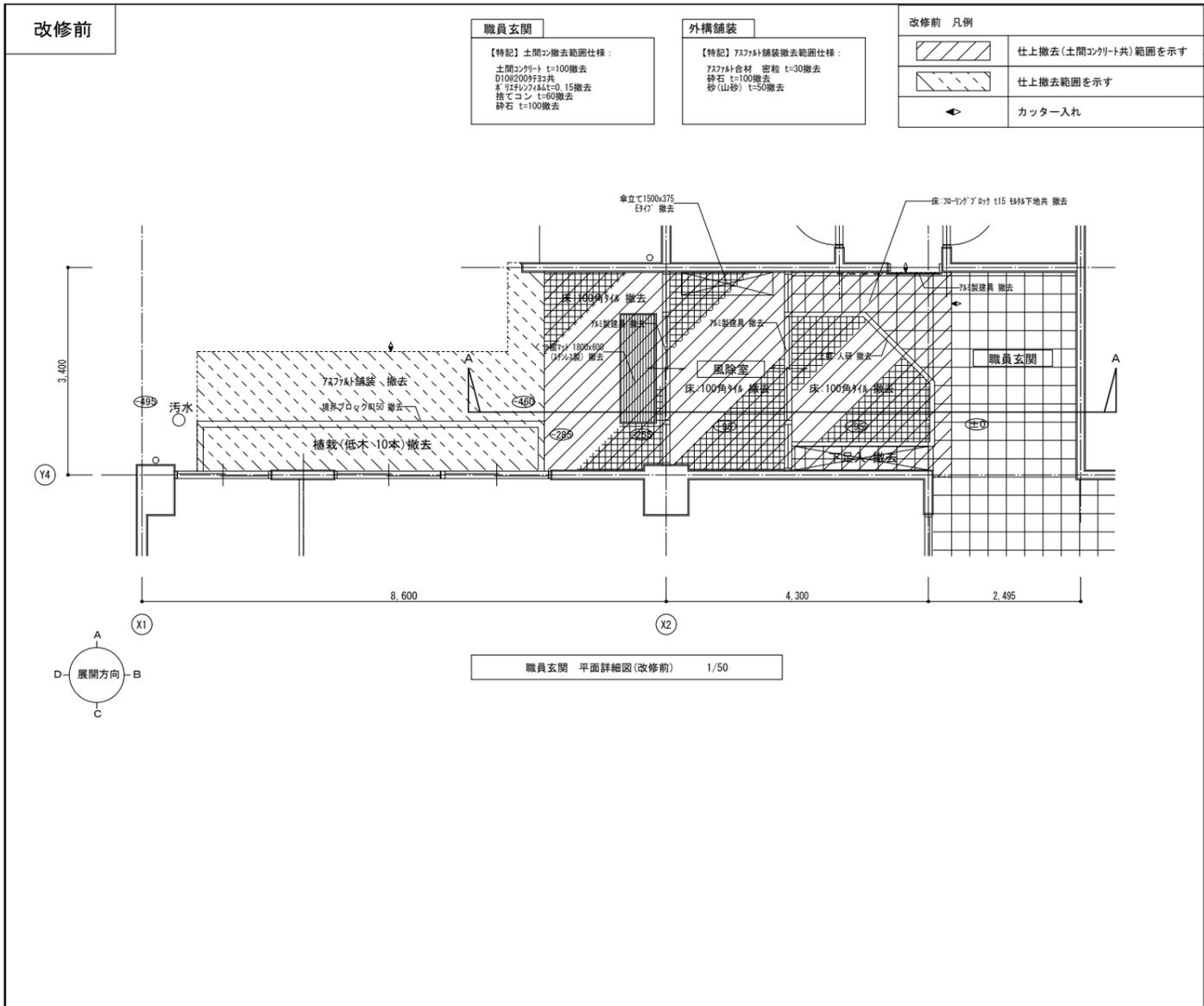
A-A 断面詳細図 <<昇降口(西)>>



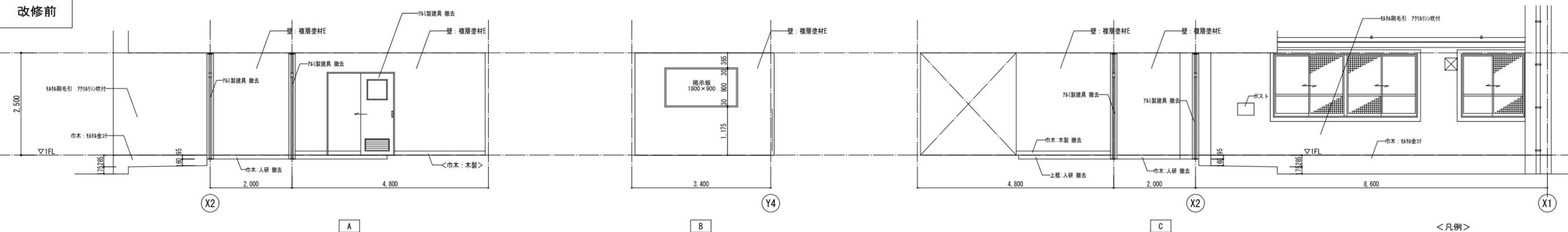
※埋設配管等に注意して解体工事を行うこと

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 TCHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-3-0 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理 建築士・管理 技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/30.50
 A3 1/60.100
 安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 昇降口(西)
 展開図・断面詳細図(改修前後)
 NO. N-55



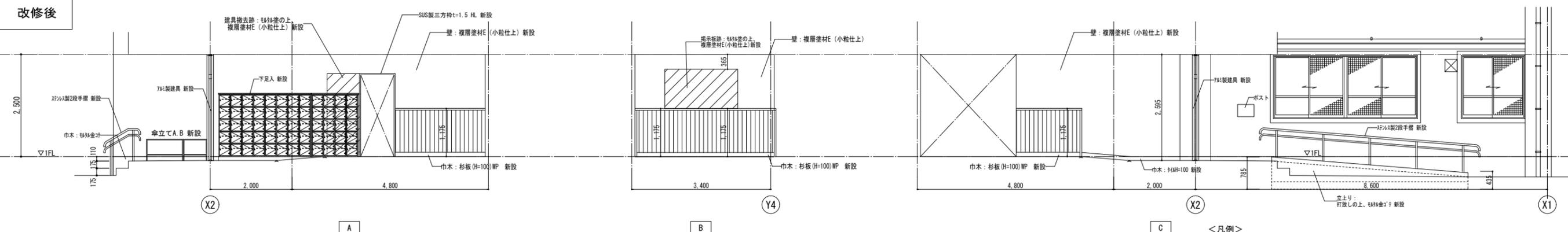
改修前



<凡例>

< > 既存のままです

改修後

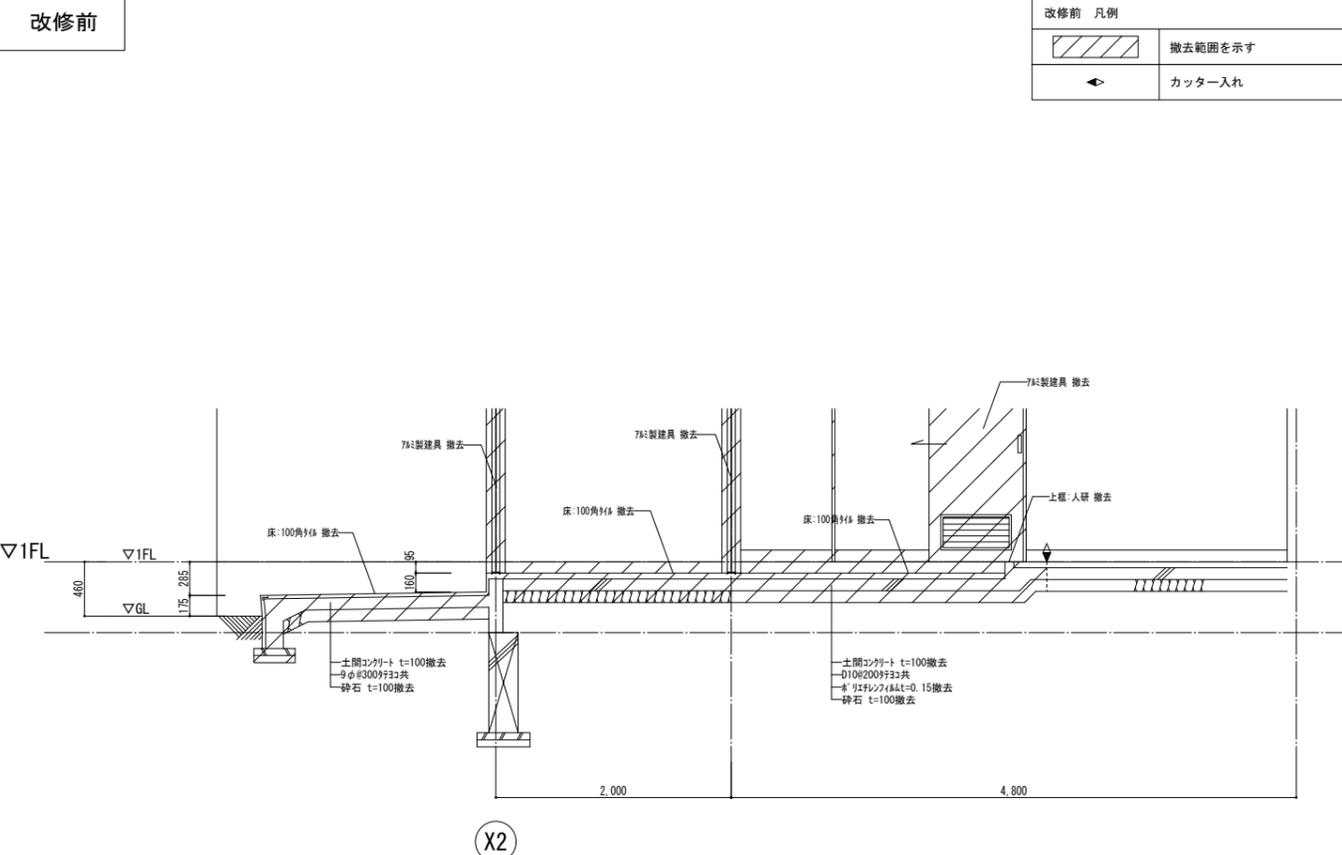


<凡例>

< > 既存のままです 腰壁: 杉羽目板 t=12 WP 新設範囲

A-A 断面詳細図 <昇降口(西)>

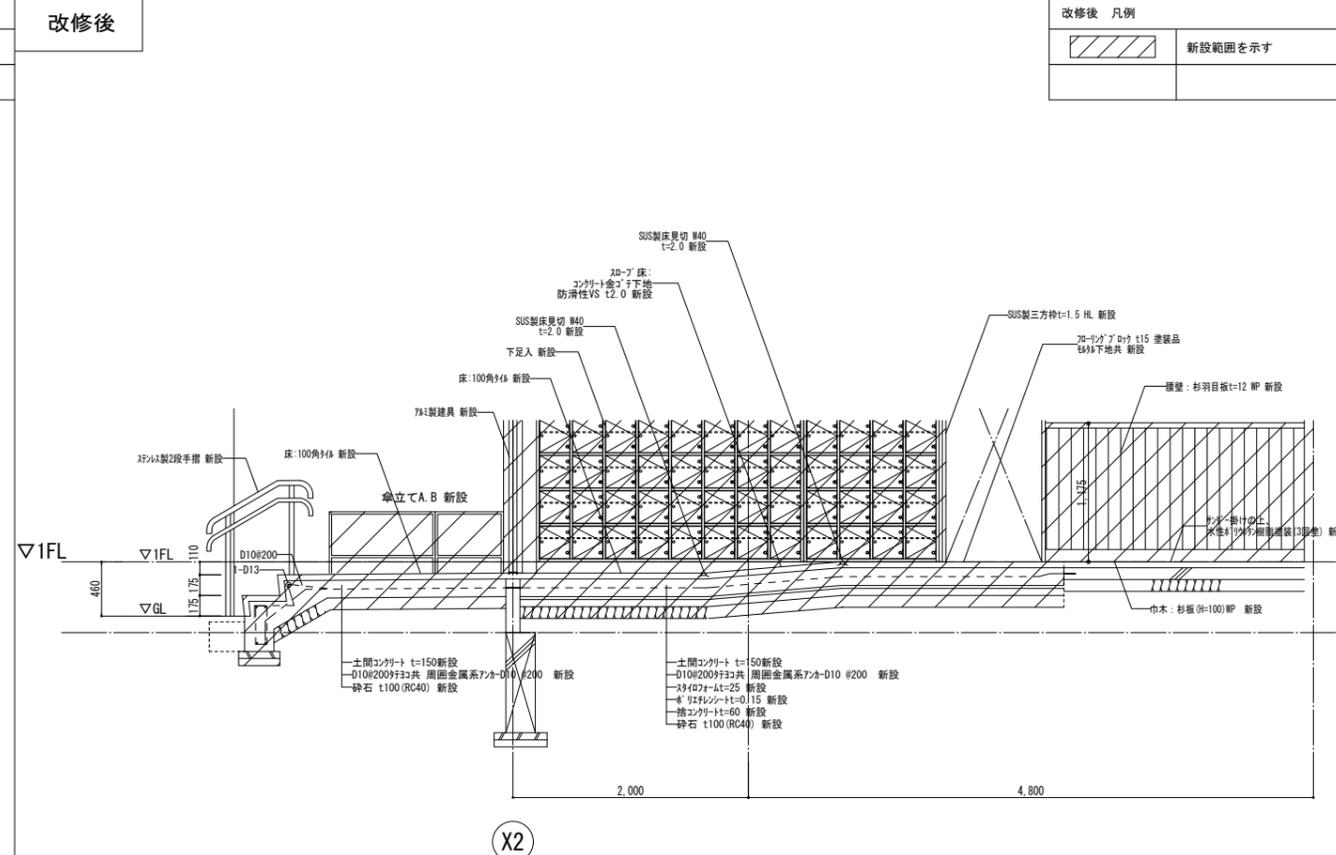
改修前



X2

改修前 凡例	
	撤去範囲を示す
	カッター入れ

改修後



X2

改修後 凡例	
	新設範囲を示す

※埋設配管等に注意して解体工事を行うこと

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 貴次

整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/30.50
 A3 1/60.100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 職員玄関
 展開図・断面詳細図

改修前

外構舗装

【特記】アスファルト舗装撤去範囲仕様：
アスファルト合材 密粒 t=30撤去
砕石 t=100撤去
砂(山砂) t=50撤去

改修前 凡例

	仕上撤去(土間コンクリート共)範囲を示す
	仕上撤去範囲を示す
	カッター入れ

改修後

渡り廊下(内部)

【特記】土間コンクリート新設範囲仕様：
土間コンクリート t=150新設
D10@200以下鉄筋 断面金属系7ヶ-D10 #200 新設
砕石 t100~t160(RC40) 新設

渡り廊下(外部)

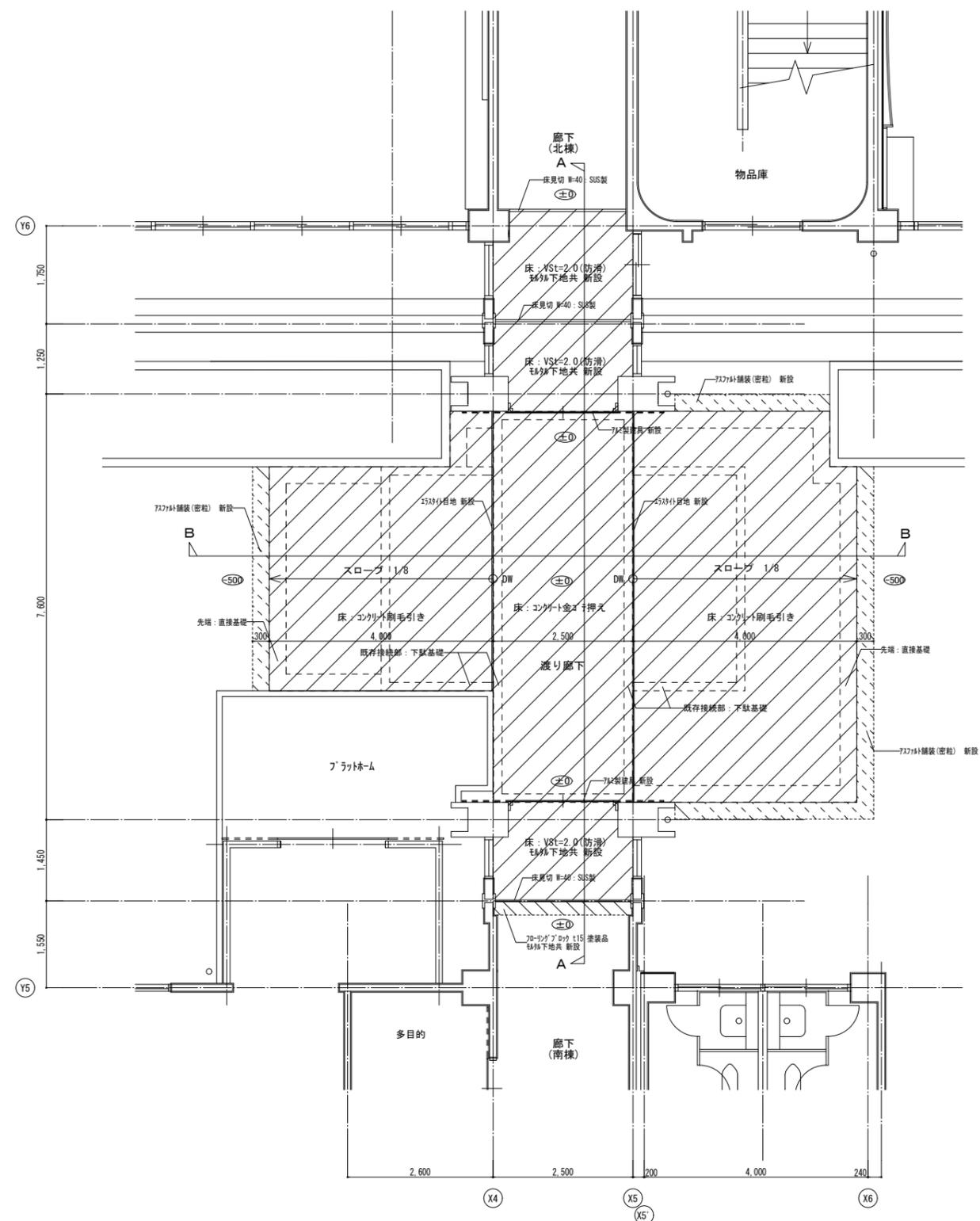
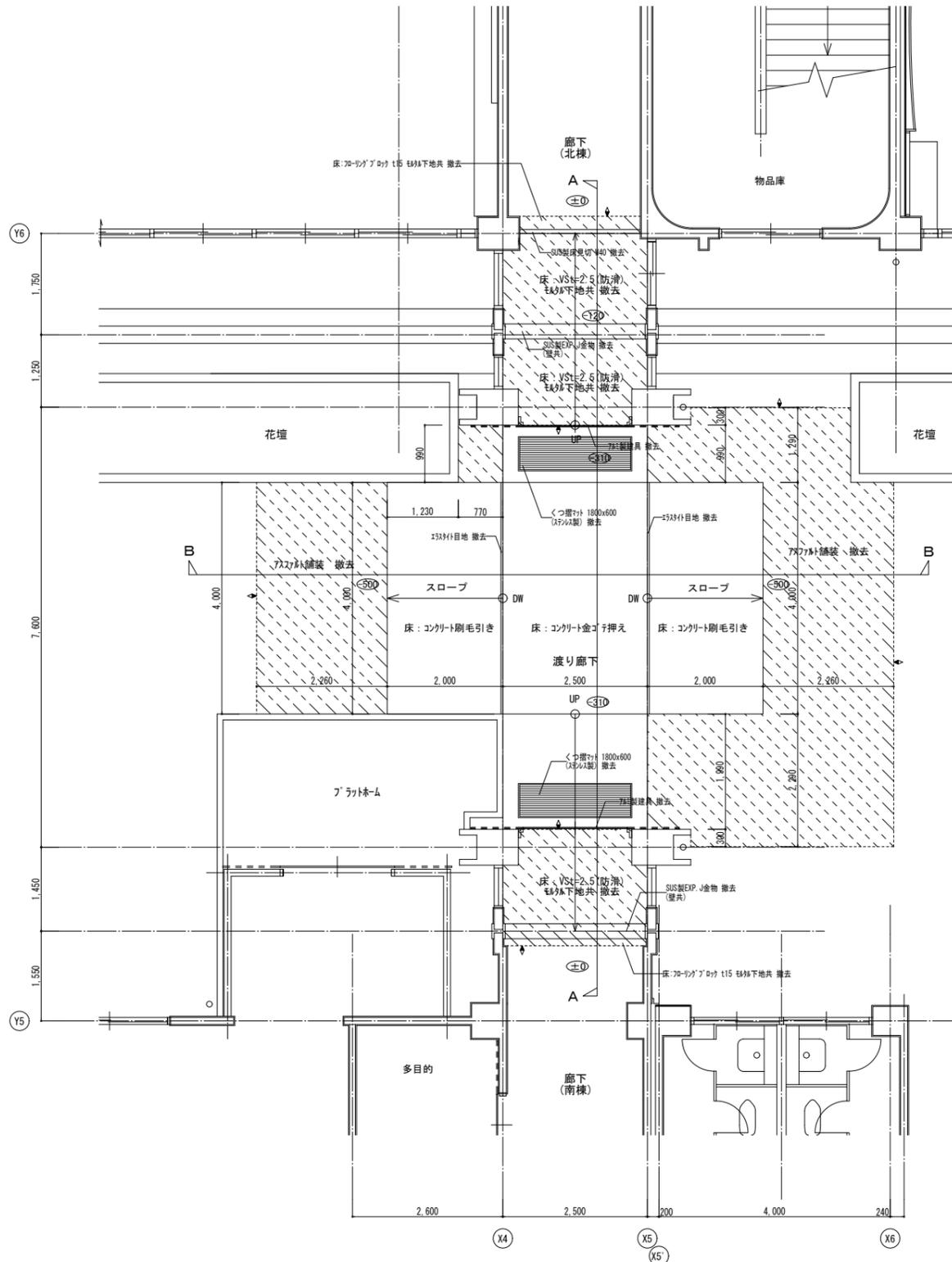
【特記】土間コンクリート新設範囲仕様：
土間コンクリート t=150新設
D10@200以下鉄筋 断面金属系7ヶ-D10 #200 新設
砕石 t100~t160(RC40) 新設

外構舗装

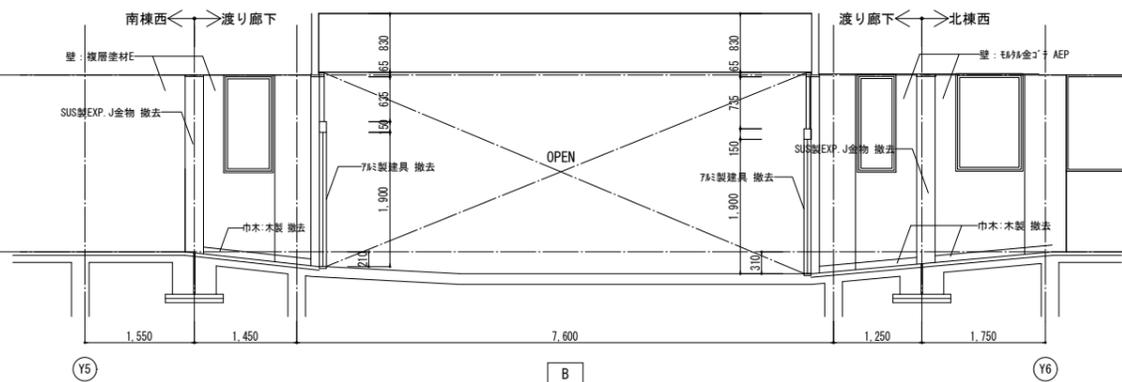
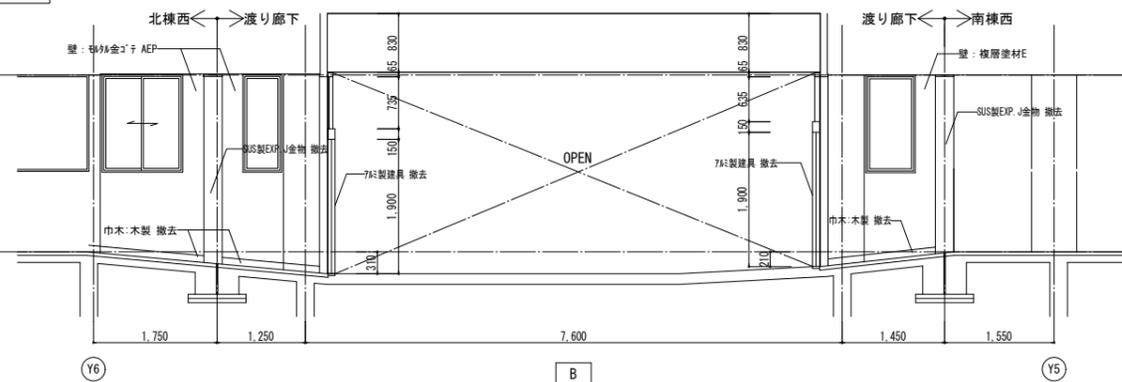
【特記】アスファルト舗装新設範囲仕様：
アスファルト合材 密粒 t=30新設
再生砕石 80-40 t=100新設
砂(山砂) t=50新設
不陸修正

改修前 凡例

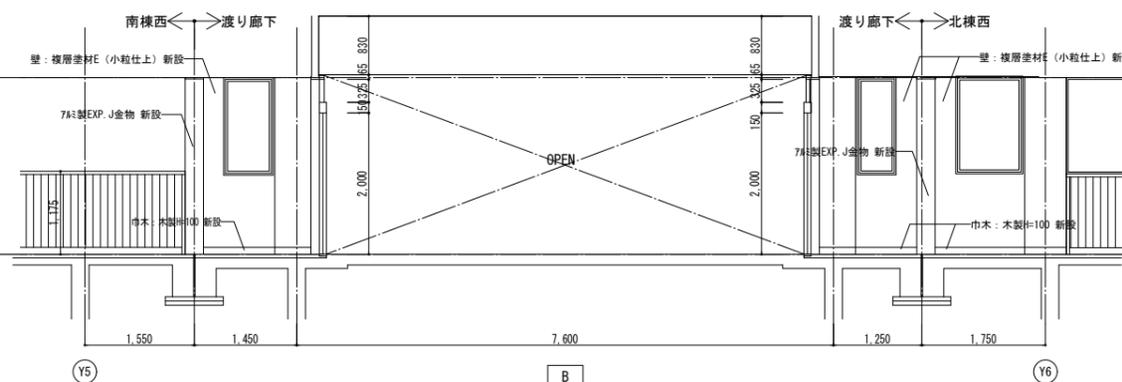
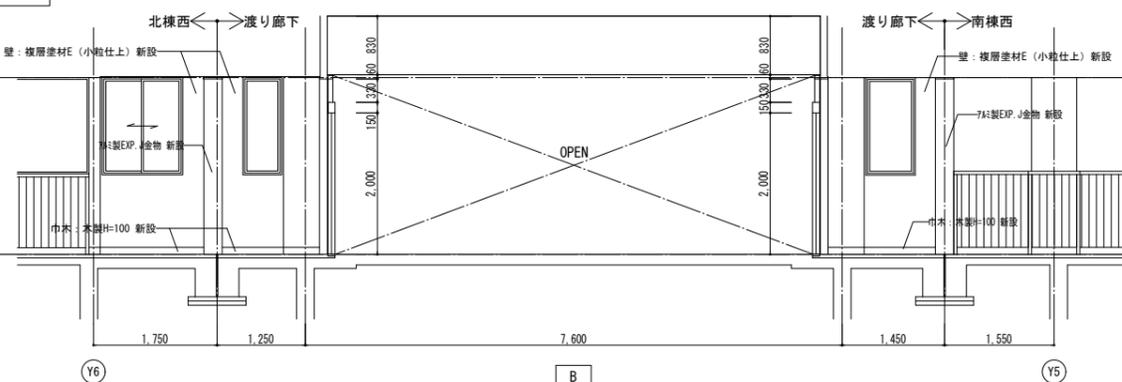
	仕上新設(土間コンクリート共)範囲を示す
	仕上新設範囲を示す



改修前

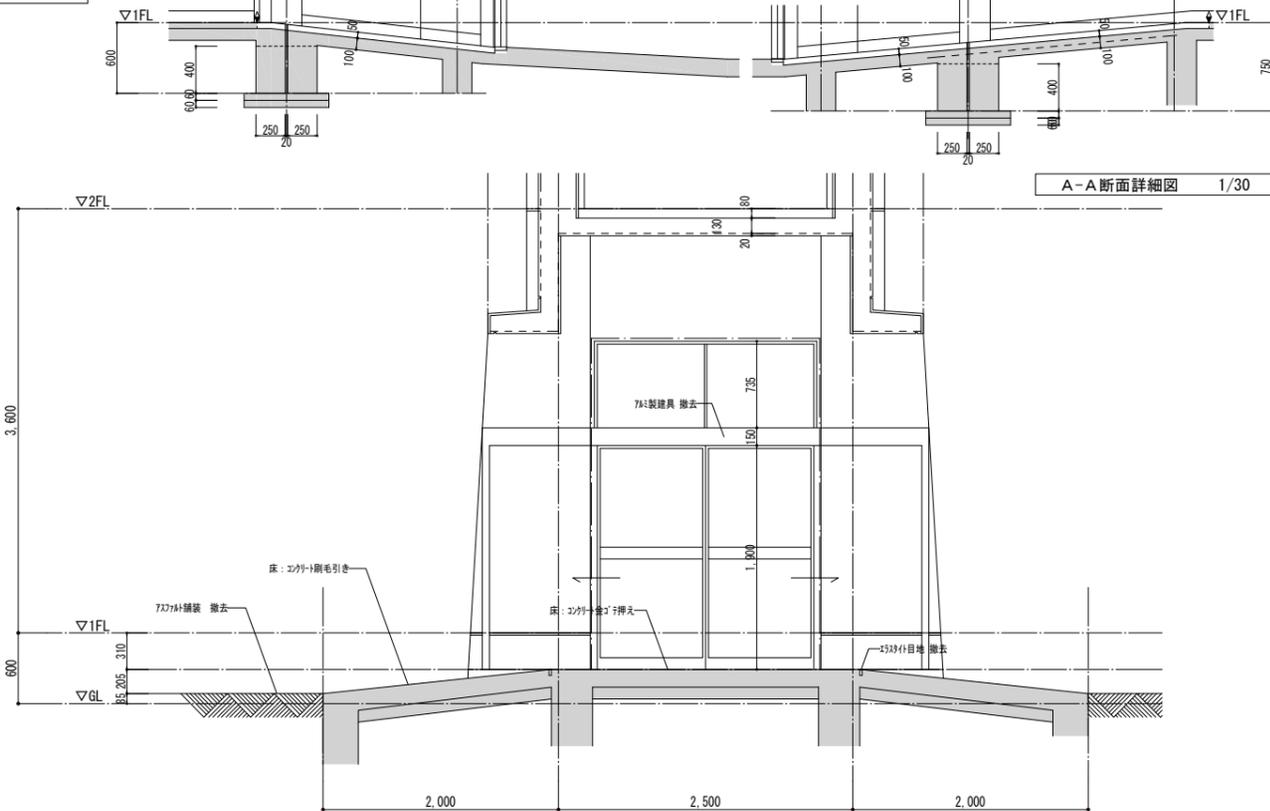


改修後

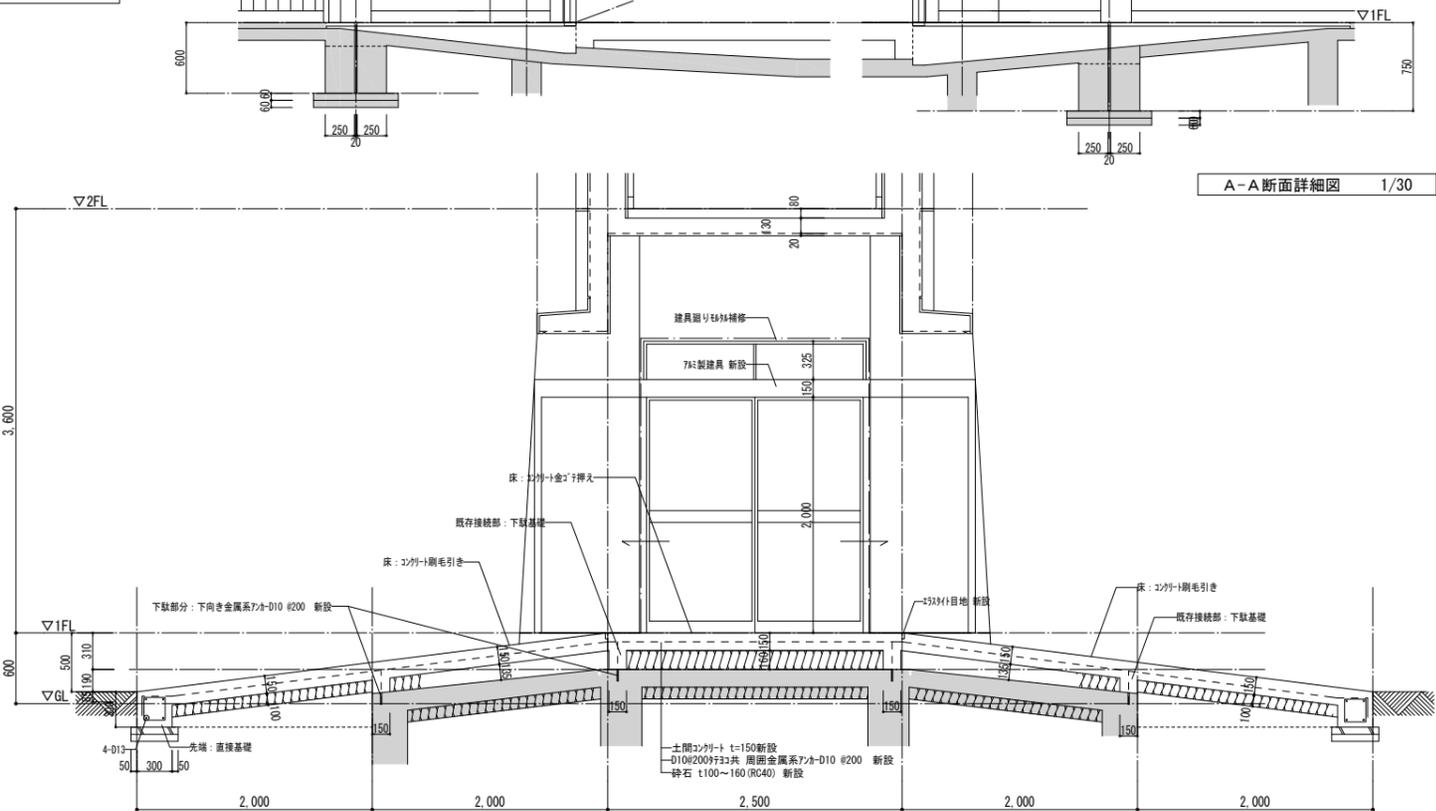


A-A B-B 断面詳細図 <<渡り廊下>>

改修前



改修後



<凡例> 今回既存を残置する部分を示す

<凡例> 今回既存を残置する部分を示す

株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 寛次

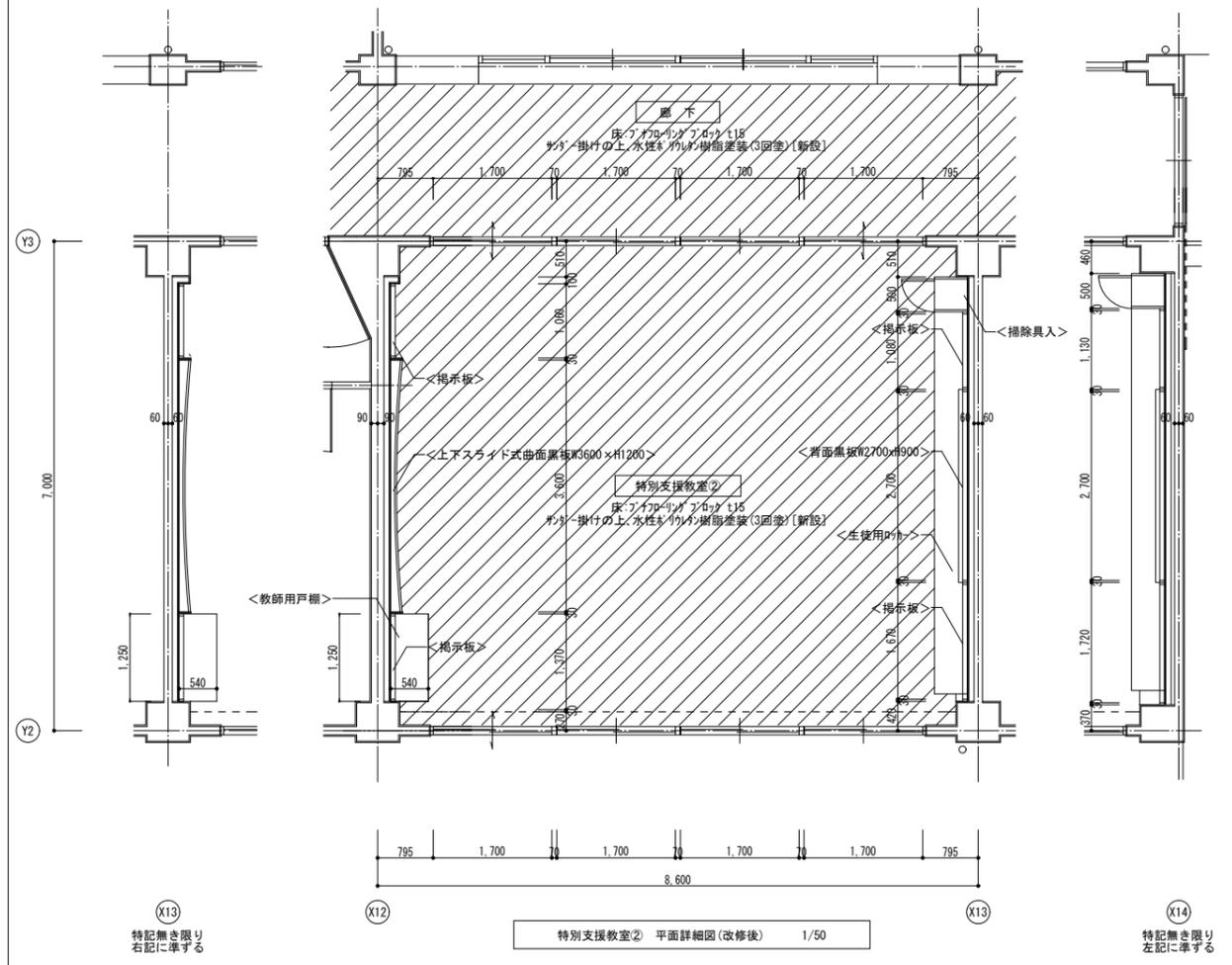
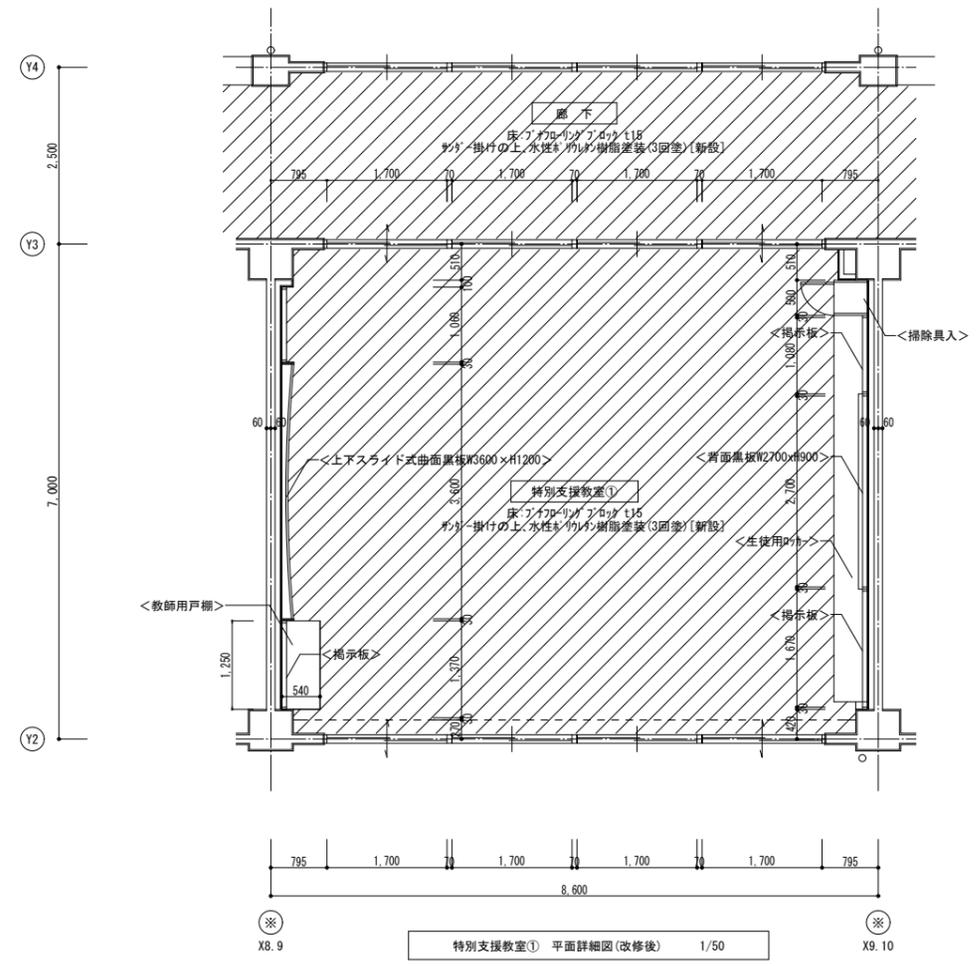
整理番号 縮尺
 年月日 A1 1/30.50
 A3 1/60.100

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 渡り廊下
 展開図・断面詳細図

NO.
 N - 59

凡例		
	床改修範囲を示す	
<	>	
既存のままです		
特別支援教室①	南棟	1階 2箇所 2階 0箇所 3階 0箇所 計 2箇所

凡例		
	床改修範囲を示す	
<	>	
既存のままです		
特別支援教室②	南棟	1階 2箇所 2階 0箇所 3階 0箇所 計 2箇所

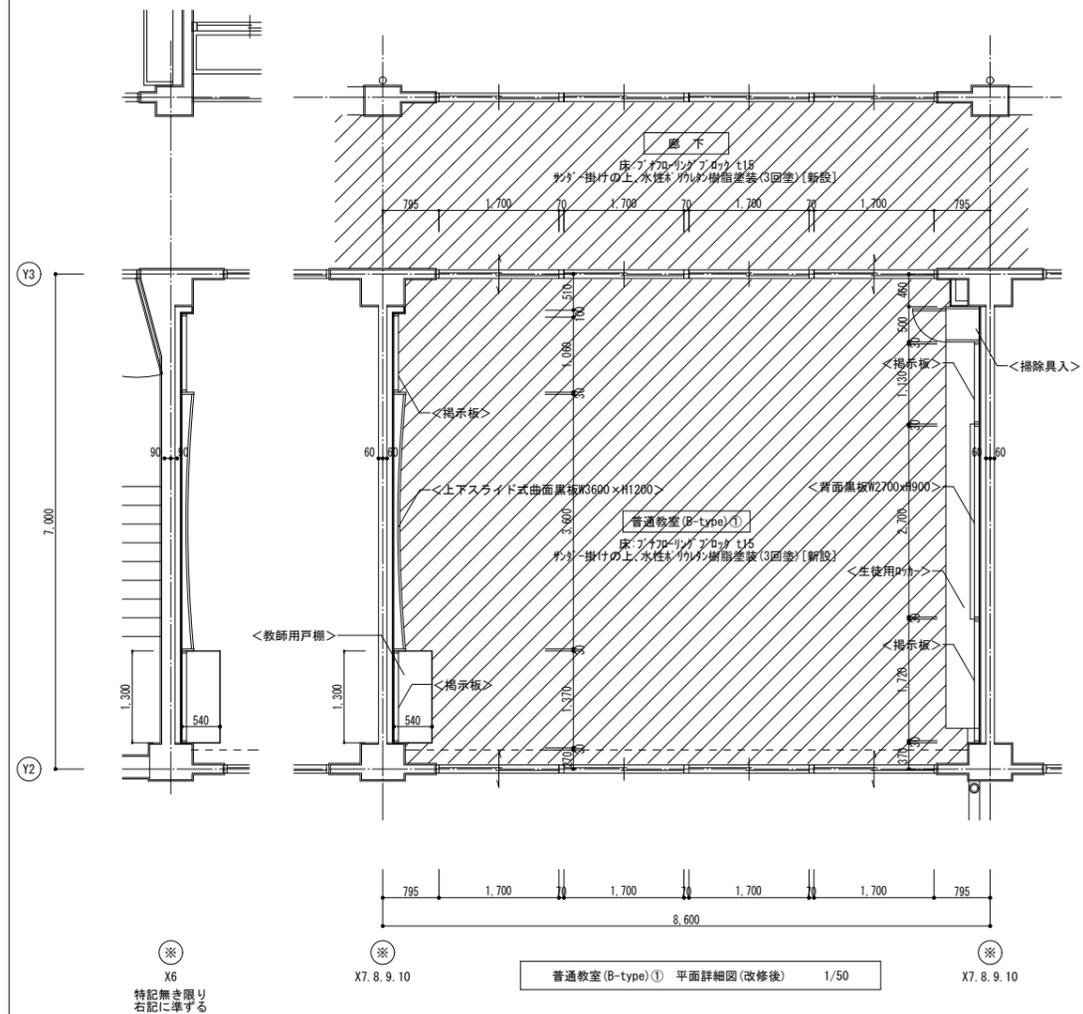
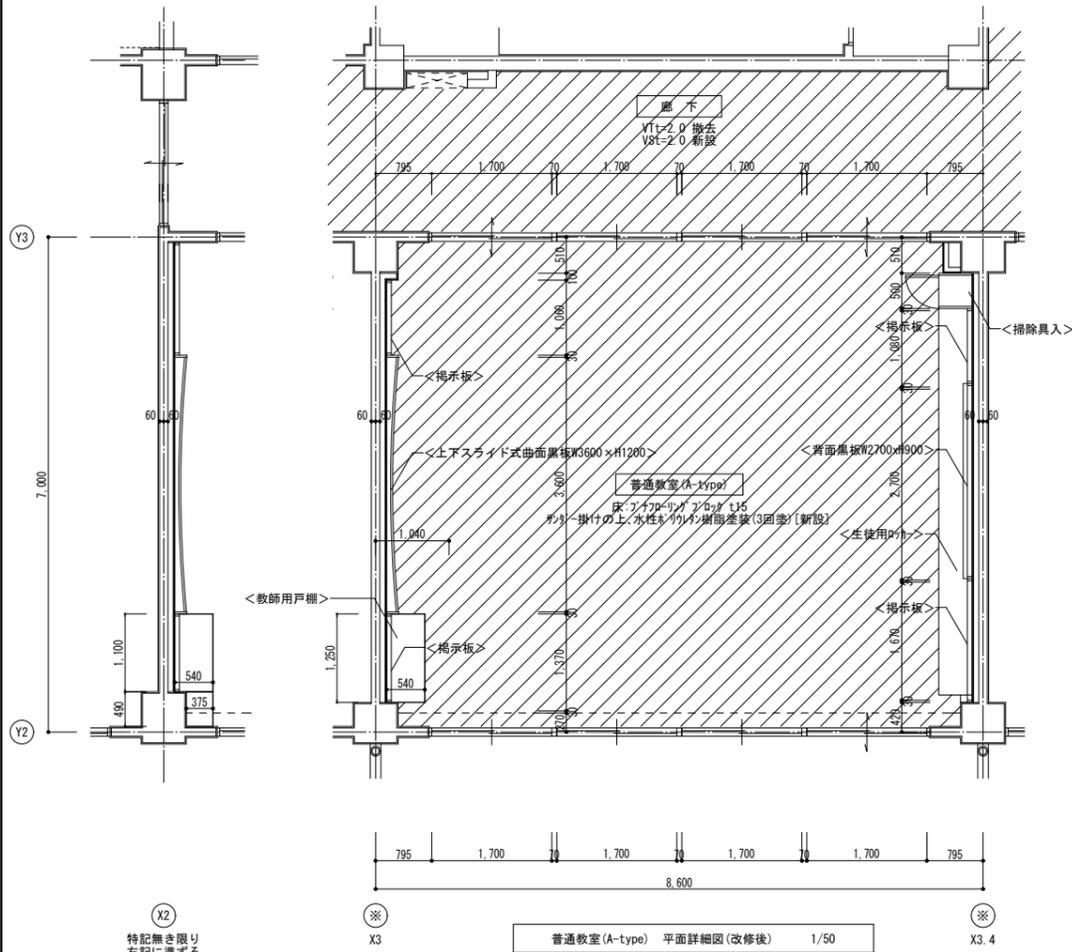


凡例	
	床改修範囲を示す
< >	既存のままです

普通教室 (A-type)	南棟	1階	0箇所
		2階	2箇所
		3階	0箇所
計			2箇所

凡例	
	床改修範囲を示す
< >	既存のままです

普通教室 (B-type)	南棟	1階	0箇所
		2階	4箇所
		3階	4箇所
計			8箇所



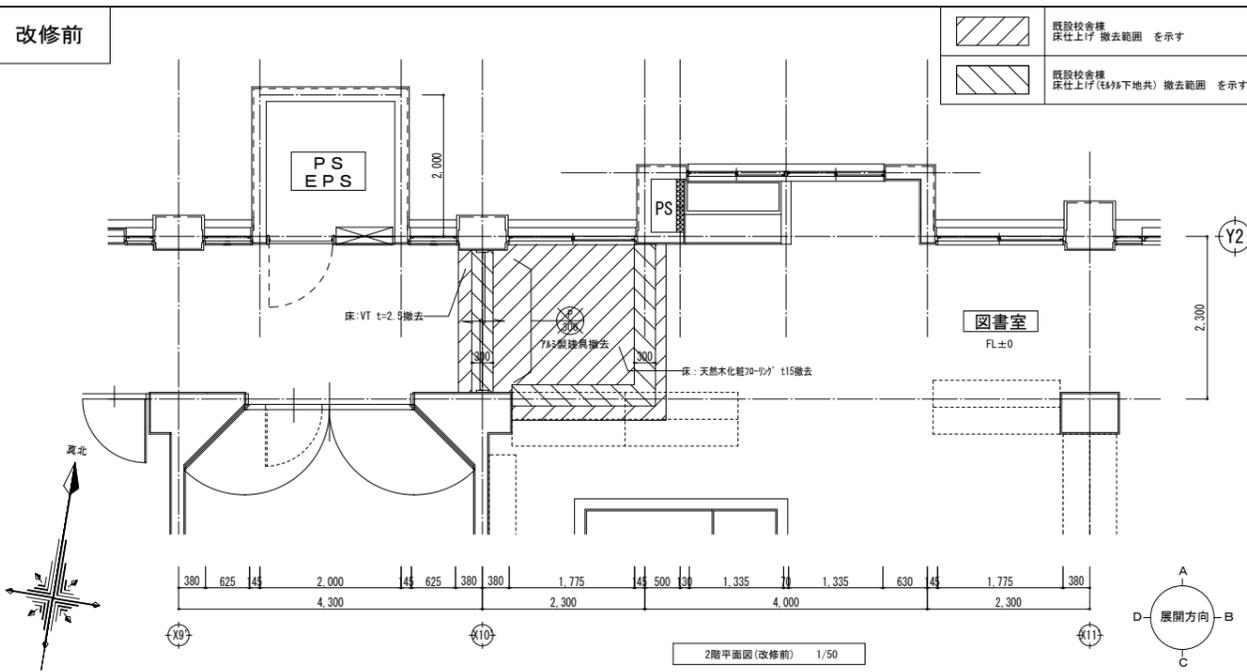
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

株式会社 市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理 建築士・管理 技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 寛次

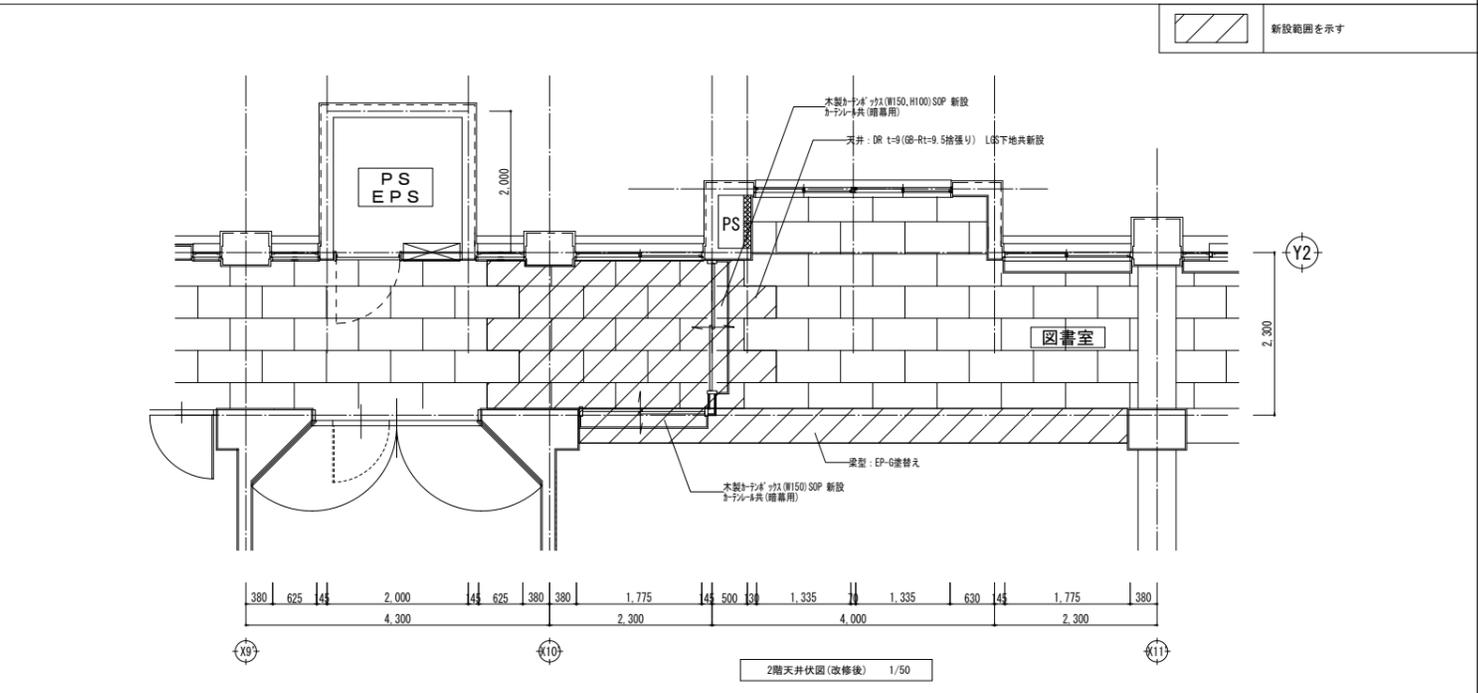
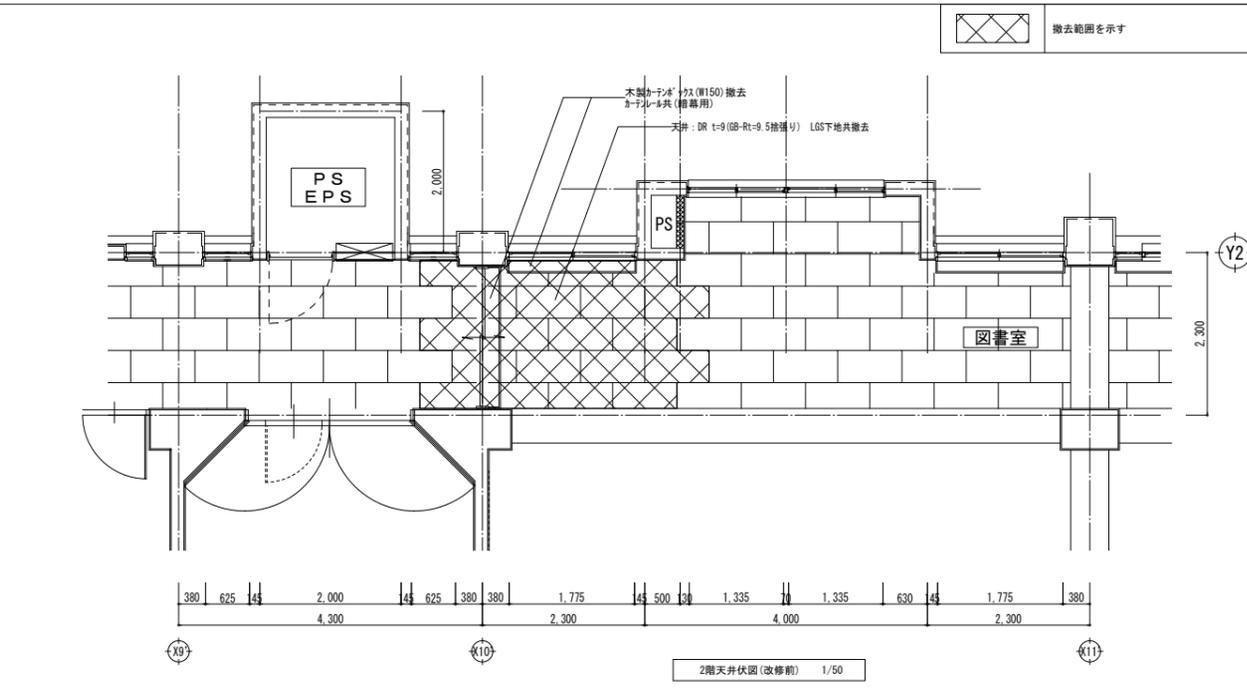
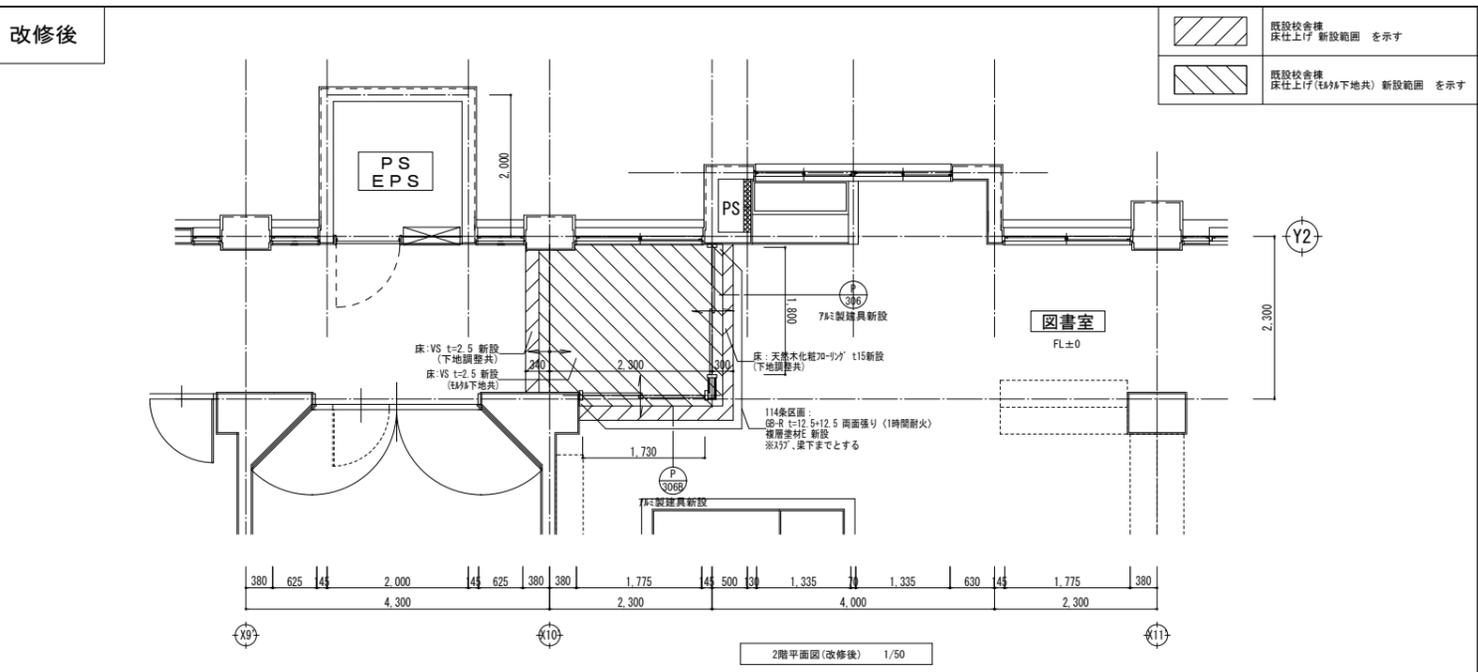
設計
 整理番号
 縮尺
 年月日

安城北小学校校舎改修第2期及び保全主体工事
 普通教室 (A-type) (B-type) ①
 平面詳細図 (改修前後)
 NO. N-61

改修前

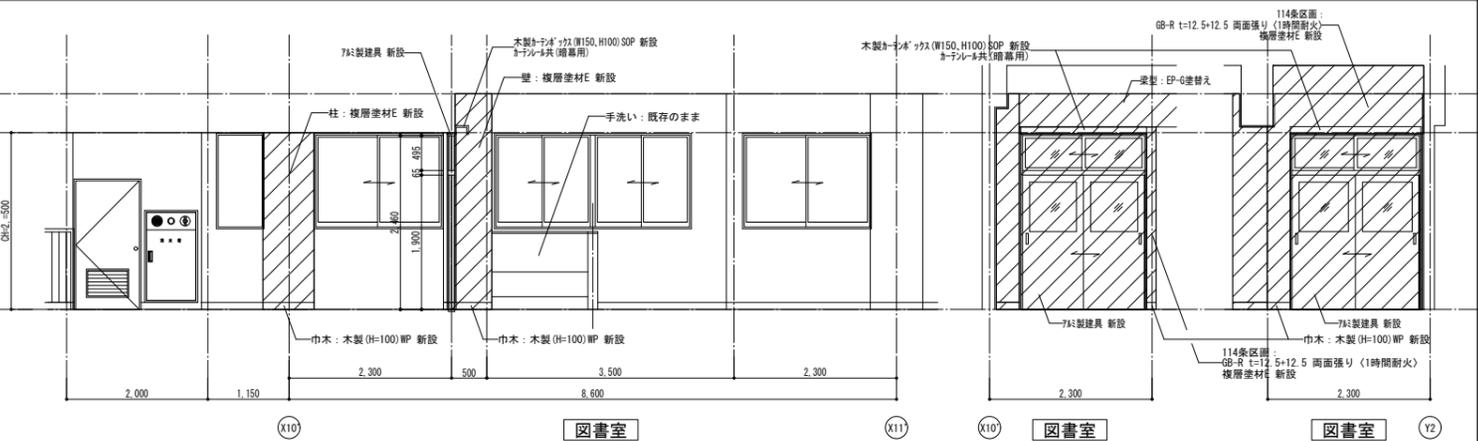
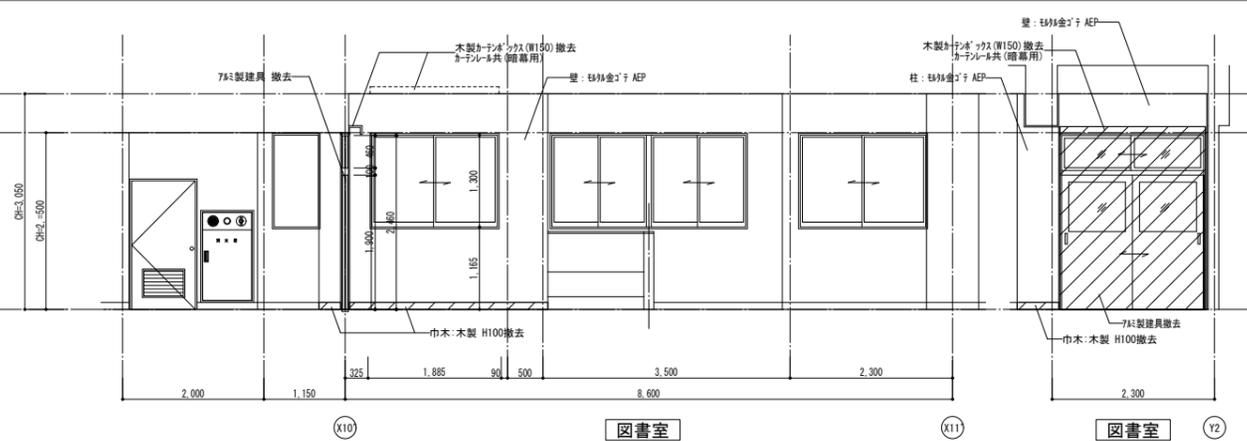


改修後

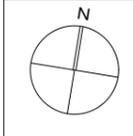


2階 校舎棟 廊下、図書室 (改修前) 1/50

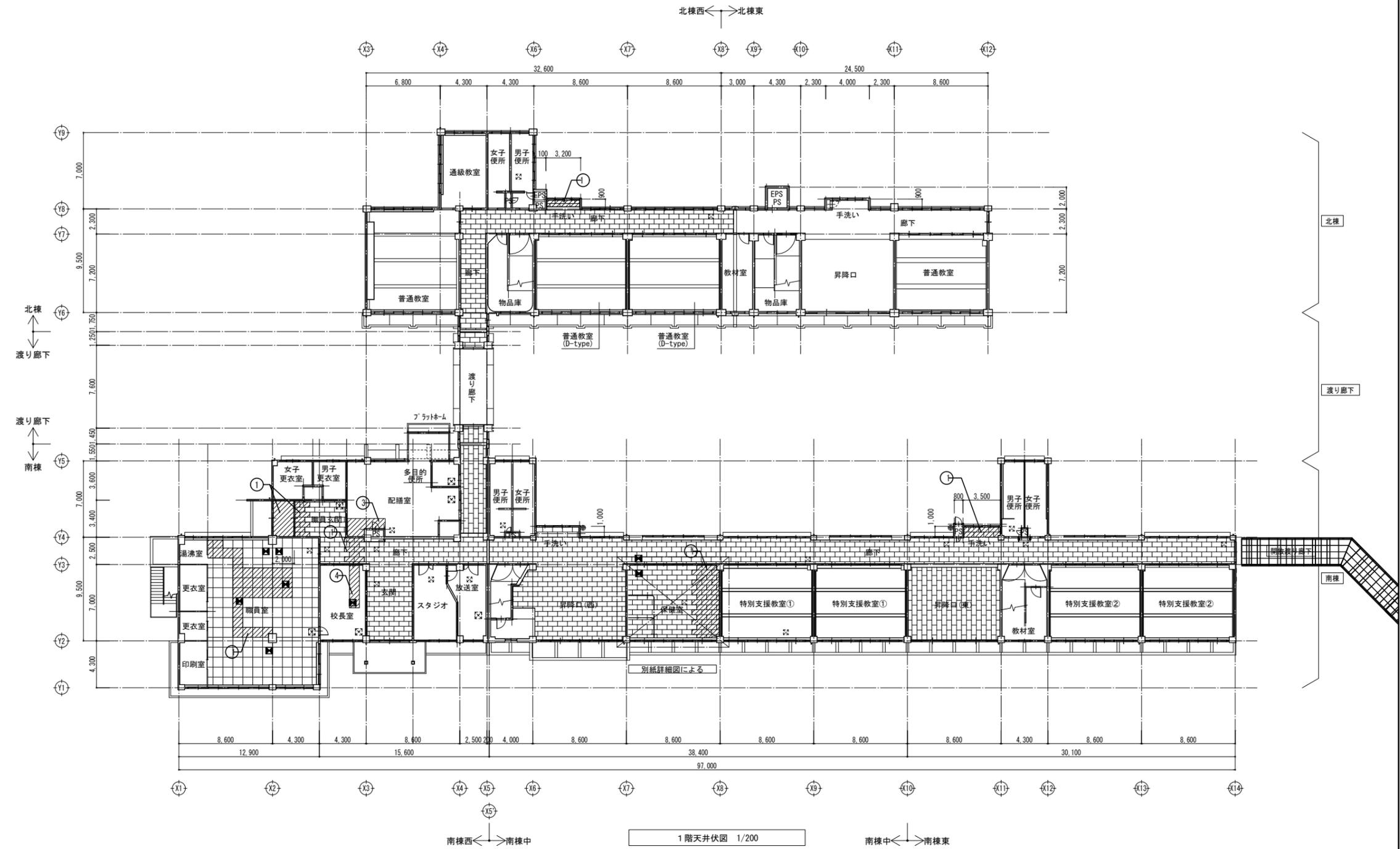
2階 校舎棟 廊下、図書室 (改修後) 1/50



天井仕上表			
記号	改修前	記号	改修後
①	GB-Dt=9 撤去	①	GB-Dt=9.5 新設
②	GB-Dt=9 仮撤去	②	GB-Dt=9.5 復旧
③	ケイ化板t=6 VP 撤去	③	ケイ化板t=6 EP-G 新設
④	岩綿吸音板t=12.5 (GB-R t9.5) 撤去	④	岩綿吸音板t=12.5 (GB-R t9.5) 新設



注記)
 ※1 天井点検口新設部分は、開口補強共とする
 ※2 図中特記なきものは、既設のままとする
 ※3 天井改修範囲は、最寄りの目地までとする



・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

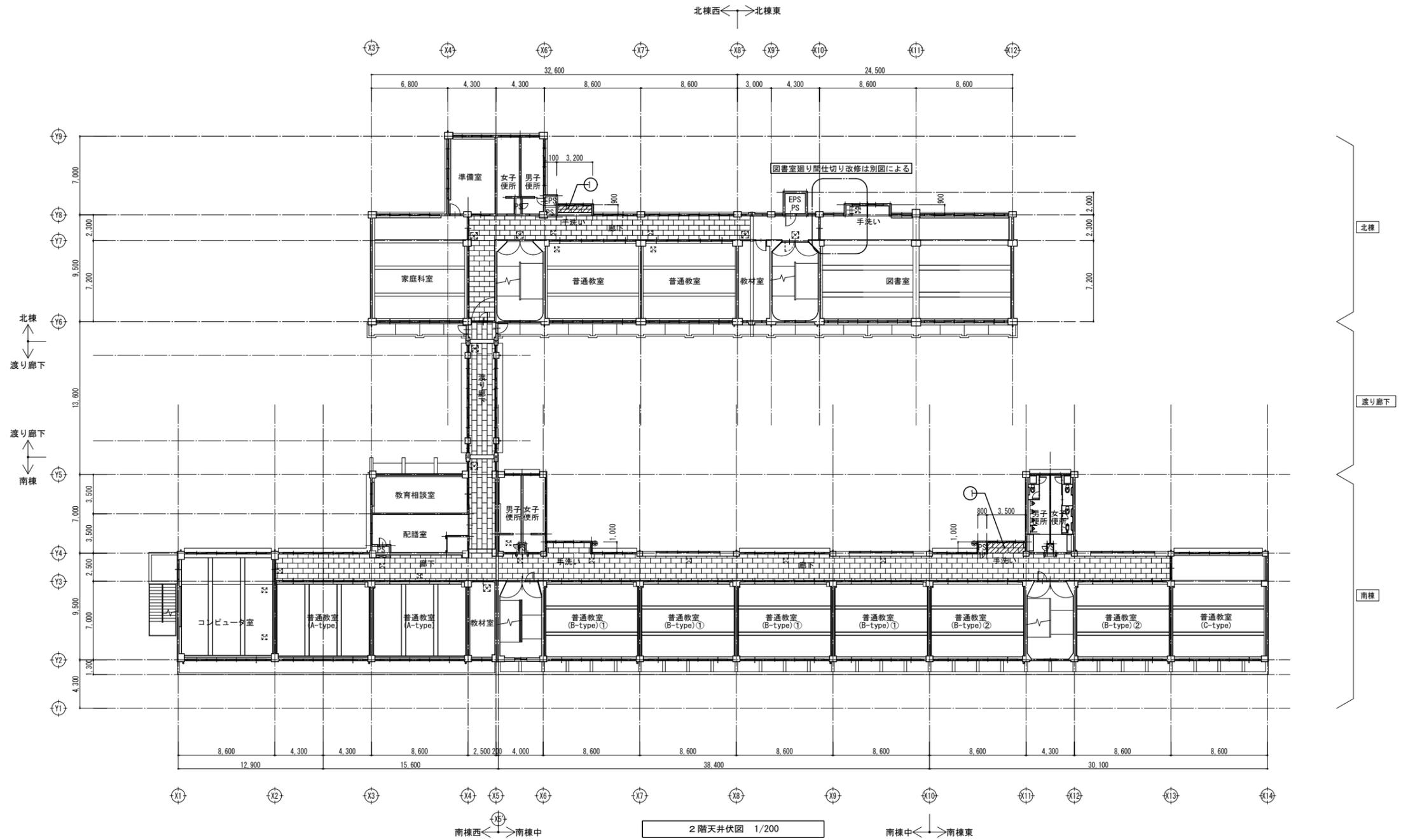
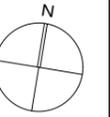
株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-3-0 TEL (052)618-8211 FAX (052)618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士第202334号 早瀬 貴次

整理番号
 年月日

縮尺
 A1 1/200
 A3 1/400

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全体工事
 1階 天井伏図 (改修前後)

NO.
 N-95



2階天井伏図 1/200

・		・	
・		・	
・		・	
・		・	


市川三千男建築設計事務所
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第202334号 早瀬 賞次

設計

整理番号

縮尺

安城北部小学校校舎改修第2期及び保全主体工事

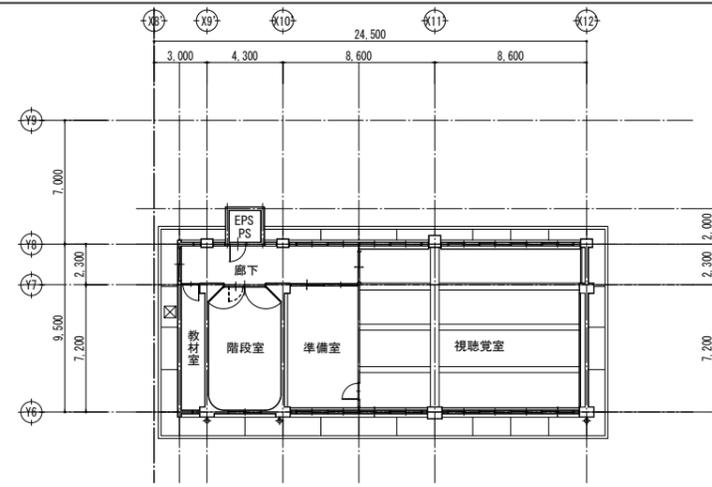
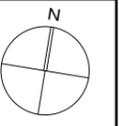
NO.

年月日

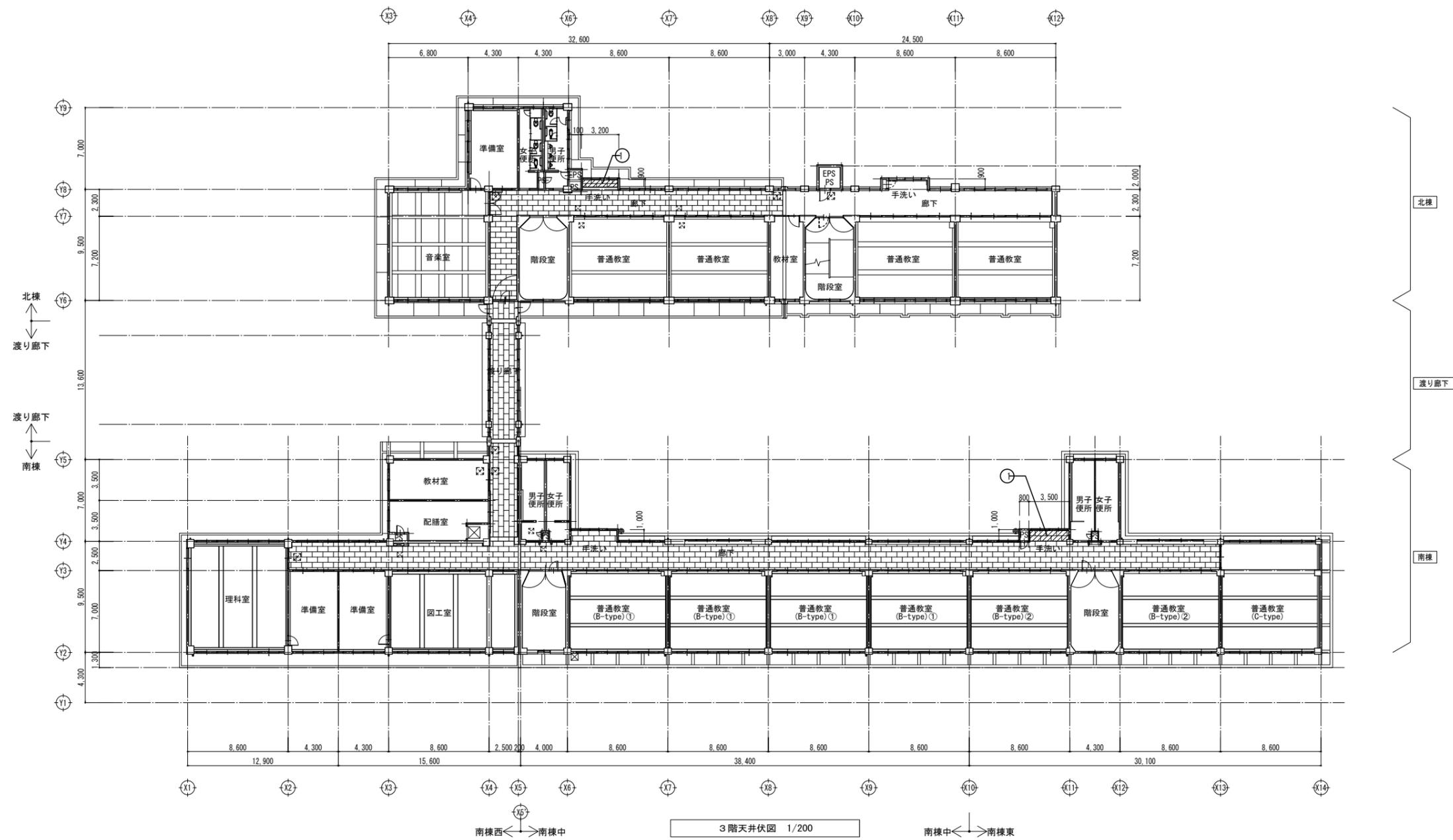
A1 1/200
A3 1/400

2階 天井伏図 (改修前後)

N - 66



4階天井図 1/200



3階天井図 1/200

・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・
・	・	・	・

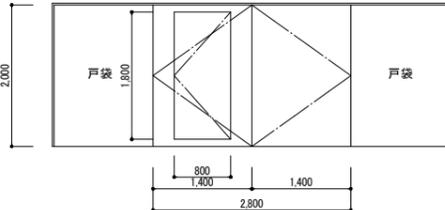
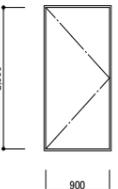
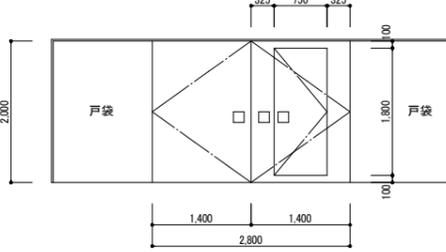
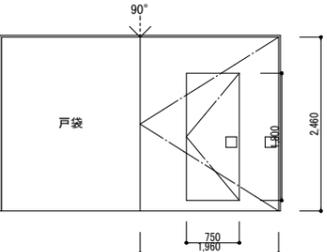
株式会社 市川三千男建築設計事務所 設計
 ICHIKAWA MICHIO ARCHITECTS
 名古屋市中区平和1丁目15-30 TEL (052) 618-8211 FAX (052) 618-8210
 管理建築士・管理技術者 一級建築士 第 202334 号 早瀬 貴次

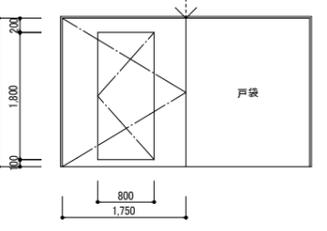
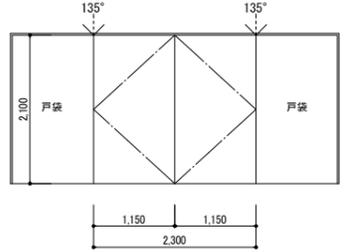
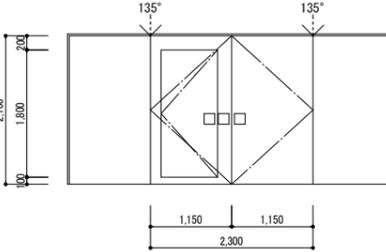
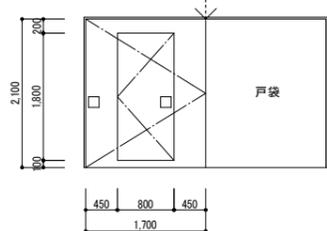
整理番号
 年月日

縮尺
 A1 1/200
 A3 1/400

安城北部小学校校舎改修第2期及びび保全主体工事
 3・4階 天井図 (改修前後)

NO.
 N - 67

符号・室名・数量	SD 101 南棟東階段室	SD 102 南棟東教材室	SD 108 南棟西階段室	SD 201 渡り廊下
	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 3	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 1	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 3	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 2
改修前				
型式	くぐり戸付片開け防火戸	片開け防火戸	くぐり戸付片開け防火戸	くぐり戸付片開け防火戸
仕上 見込	枠: 180 扉: 50 (くぐり戸: 40)	枠: 160 扉: 40	枠: 180 扉: 50	枠: 150 扉: 50 (くぐり戸: 40)
ガラス				
金物	オートヒンジ ケアロッド 順位調整器 押板	丁番 ドアキャブ 握玉付ソリッド本脚錠	ケアロッド オートヒンジ 押板	オートヒンジ ケアロッド 押板
備考	特定防火設備 (常時開・煙感知連動閉鎖) 戸袋付	特定防火設備 (常時開)	特定防火設備 (常時開・煙感知連動閉鎖) 戸袋付	特定防火設備 (常時開・煙感知連動閉鎖)
改修後	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、順位調整器、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、順位調整器、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え
型式				
仕上 見込				
ガラス				
金物				
備考				

符号・室名	SD 301 北棟西1F階段室	SD 303 北棟西階段室	SD 305 北棟東2. 3. 4F階段室	SD 306 北棟東1F階段室
	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 1	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 2	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 3	1F 2F 3F 4F 計 1 1 1 1 1
改修前				
型式	くぐり戸付片開け防火戸	両開け防火戸	くぐり戸付片開け防火戸	くぐり戸付片開け防火戸
仕上 見込	枠: 210 扉: 50 (くぐり戸: 40)	枠: 210 扉: 40	SOP塗 210	SOP塗 210
ガラス				
金物	ケアロッド オートヒンジ	ケアロッド オートヒンジ 順位調整器	ケアロッド オートヒンジ 戸当りあおり止 押板 付属金物一式	ケアロッド オートヒンジ 戸当りあおり止 押板 付属金物一式
備考	煙感知連動防火戸 戸袋付	煙感知連動防火戸 戸袋付	煙感知連動防火戸 防火戸	煙感知連動防火戸 防火戸
改修後	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、順位調整器、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、順位調整器、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え 	<p>↓</p> <ol style="list-style-type: none"> 建具の調整 (開閉速度の調整を含む) (建築基準法施行令第112条14項の改正による 国土交通省告示第1392号の閉鎖速度測定 ※報告書作成) オートヒンジ、エアタイトゴム: 取替え SOP塗替え
型式				
仕上 見込				
ガラス				
金物				
備考				

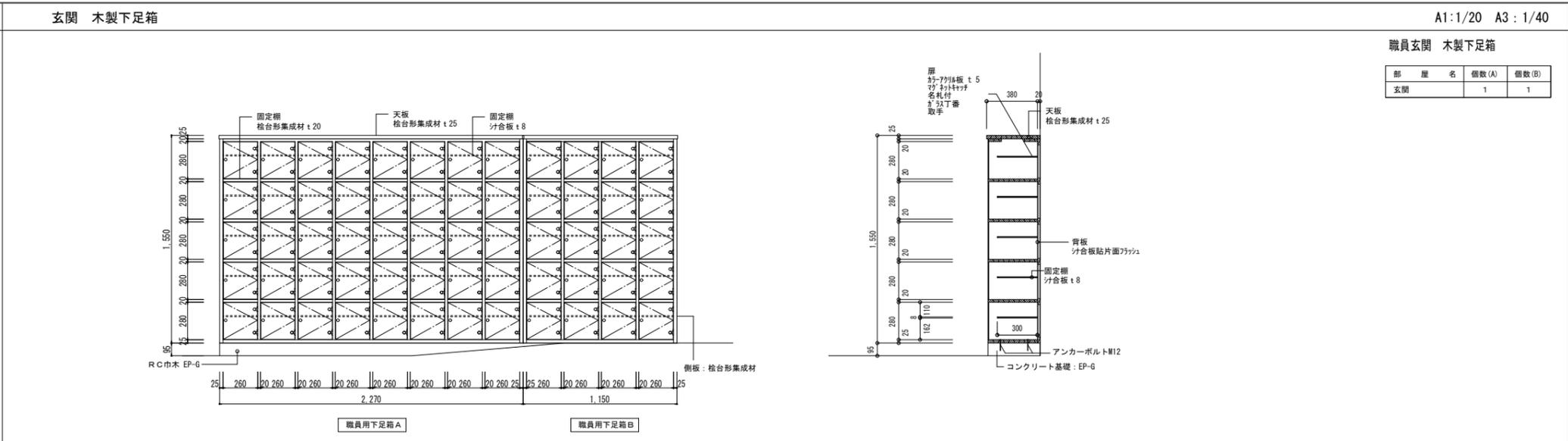
家具工事特記事項

1. 寸法は現場にて再調査の上、決定とする。
2. 本図は参考図とし、承認図により決定とする。
3. 形状・仕上・寸法等は承認前に監督員と協議し、決定する事。
4. 内装工事、設備工事、関連工事との調整を行う事。
5. 木質建材、下地材、接着剤、保温材等は法に基づくシックハウス対応品とし、F☆☆☆☆以上の建材を使用する事。

家具工事共通事項

1. 特記なき限り、天板、側板、棚板、枠材、仕切材は桧台形集成材（節あり）とする。
天板 t=25、側板 t=25、棚板 t=20
2. 特記なき限り、可動棚はシナ合板 t=20、固定棚はシナ合板 t=8とする。
3. 特記なき限り、内部背板はシナ合板 t=4.0 CL仕上げとする。
4. 特記なき限り、見掛部分はウレタンクリア仕上げとする。
5. 特記なき限り、家具の扉は見込み25、シナ合板フラッシュとする。
6. 特記なき限り、ステンレスパイプφ27.2 t=3.0とする。
7. 特記なき限り、出隅部分は必要に応じて適宜面取り加工とする。
8. 移動家具を除き、すべての家具は耐震固定とし、必要に応じた下地補強を行うこと。
9. 特記なき限り、家具金物はステンレスを使用し、見本品により決定する。
10. 特記なき限り、ステンレスはSUS304とする。

※ 桧台形集成材は、愛知県産又は根羽村産の間伐材とする。



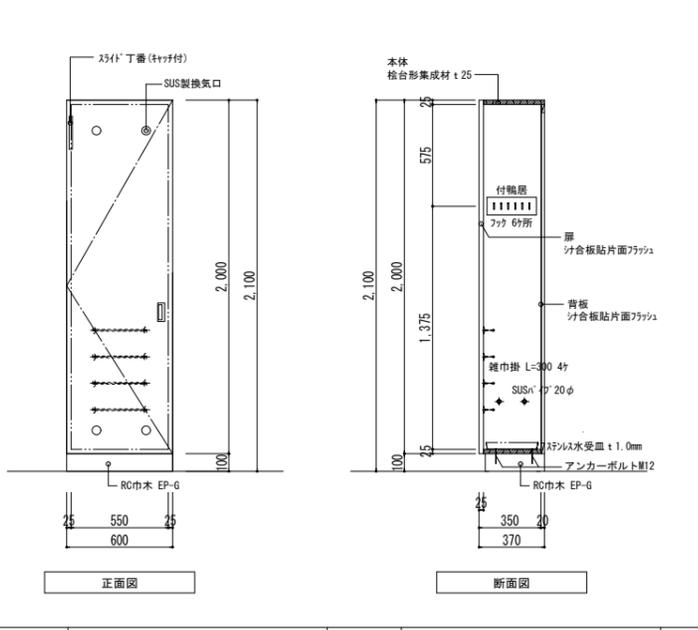
昇降口 下足入詳細図

A1:1/20 A3:1/40

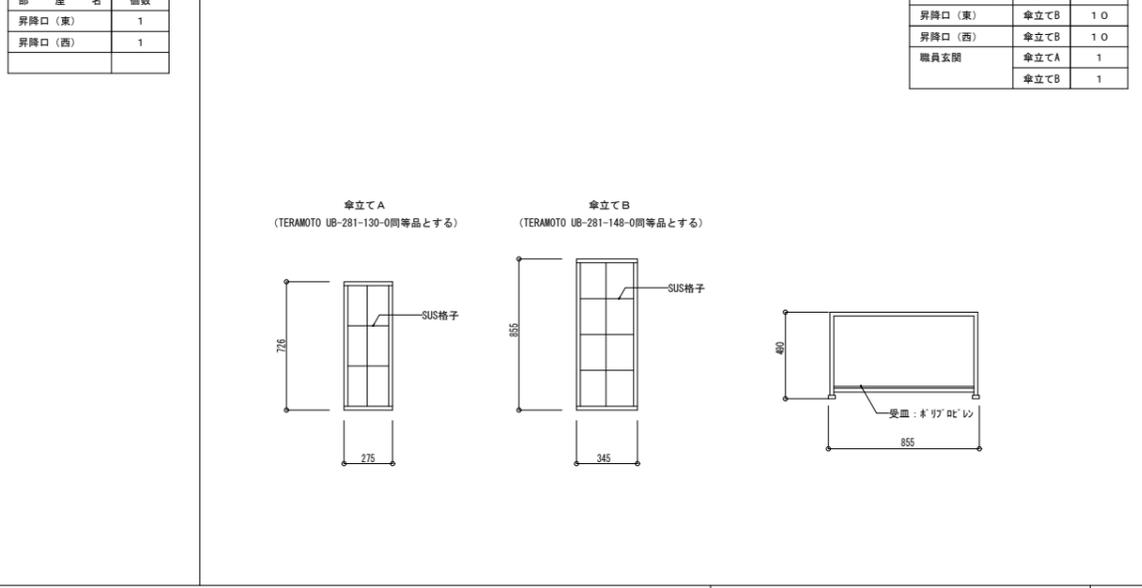


掃除具入詳細図

A1:1/20 A3:1/40



傘立て詳細図



天井開口補強部分

